

周南市立地適正化計画(案)

周南市

平成 29 年 3 月 策定

令和 6 年〇月 改定

目 次

第1章 立地適正化計画の目的と位置づけ	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 立地適正化計画の位置づけ	1
3 上位計画と主な関連計画	2
4 計画期間と対象区域	1 3
第2章 周南市の現況と課題	1 5
1 周南市の概況	1 5
2 周南市の現況と将来見通し	1 7
3 周南市における都市構造上の課題	7 8
第3章 立地の適正化に関する基本的な方針	8 3
1 都市づくりの理念と方針	8 3
2 将来都市構造	8 6
第4章 都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域等	9 1
1 都市機能の誘導に関する基本的な考え方	9 1
2 都市機能の誘導に関する方針	9 2
3 都市機能誘導区域	9 3
4 誘導すべき都市機能誘導施設	9 5
5 誘導施設の立地を誘導するために講ずべき施策	1 0 2
第5章 居住を促進すべき区域等	1 0 4
1 居住の促進に関する基本的な考え方	1 0 4
2 居住の促進に関する方針	1 0 5
3 居住促進区域	1 0 7
4 将来の市街地等における暮らし	1 1 5
5 居住を促進するために講ずべき施策	1 1 9
第6章 防災指針	1 2 1
1 基本的な考え方	1 2 1
2 災害リスク分析	1 2 3
3 居住促進区域における防災上の課題	1 3 7
4 取り組み方針と具体的な施策等	1 3 9

第7章 その他立地の適正化に必要な事項	141
1 住宅と都市機能増進施設の立地の適正化を図るために必要な事項	141
2 立地の適正化に関する目標及び期待される効果	142
3 計画の進行管理と評価	148
参考資料	150
用語集	150

■5年見直しについて

第1章と第2章については、計画策定時の背景や状況を残すために、基本的に策定当時の文章を残しつつ、本計画の策定から現在までに、新たに策定された計画や変化した状況などを中心に追記を行う形で改定をしています。



第1章 立地適正化計画の目的と位置づけ

1 計画策定の背景と目的

本市を含めた多くの地方都市では、これまで人口の増加や自動車の普及に伴い住宅や店舗等が郊外に立地して市街地が拡大してきましたが、近年の急速な人口減少や少子高齢化により、拡散した市街地の低密度化が進む中で、一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスが成り立たなくなるなど、地域活力が低下するおそれがあります。併せて、高度経済成長期の急激な人口増加に対応するため集中的に整備された道路や橋梁、上下水道といった社会資本の老朽化も急速に進み、厳しい財政制約の下で計画的な維持・更新が求められています。

このような中で、誰もが安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能にすること、環境・エネルギー負荷を低減すること、自然災害に対して事前予防を推進すること等が都市の大きな課題となっています。

平成26年7月に国が策定した「国土のグランドデザイン 2050～対流促進型国土の形成～」では、基本的考え方として「コンパクト・プラス・ネットワーク」が示されるとともに、同年8月に都市再生特別措置法の一部改正、11月に地域公共交通活性化再生法の一部改正がそれぞれ施行され、都市の拠点に医療・福祉・商業等の施設や住宅を誘導する立地適正化計画制度や、まちづくりと連携して面的な公共交通ネットワークを再構築する地域公共交通網形成計画制度が創設されました。

本市においても、平成20年度に策定した周南市都市計画マスタープランにおいて「市街地の拡散抑制と都市機能が集積された都市」等を都市の将来像に位置付けているところであり、本格的な人口減少・少子高齢化社会に対応するため、都市全体の構造を見渡しながら、住宅及び医療・福祉・商業等の都市機能の誘導と、それと連携した地域公共交通ネットワークの再編を行うことにより、コンパクト・プラス・ネットワークの実現を図る必要があることから、本計画を策定しました。

2 立地適正化計画の位置づけ

1. 根拠法

本計画は、都市再生特別措置法第81条第1項の規定に基づく「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」として定めます。

2. 上位計画等との関係

立地適正化計画は、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランであり、上位計画である第2次周南市まちづくり総合計画や山口県が策定している周南都市計画区域マスタープラン、周南東都市計画区域マスタープラン、周南市国土強靱化地域計画に即した周南市都市計画マスタープランの一部とみなされます。

また、コンパクト・プラス・ネットワークに向けて、商業施策、住宅施策、医療施策、福祉施策、公共交通施策など多様な分野の計画との連携が求められることから、本市の中心市街地活性化基本計

画、住生活基本計画、地域福祉計画、公共施設再配置計画などの関連計画との整合を図るとともに、地域公共交通計画と本計画とが一体的かつ効果的に機能するよう、十分に調整を行います。

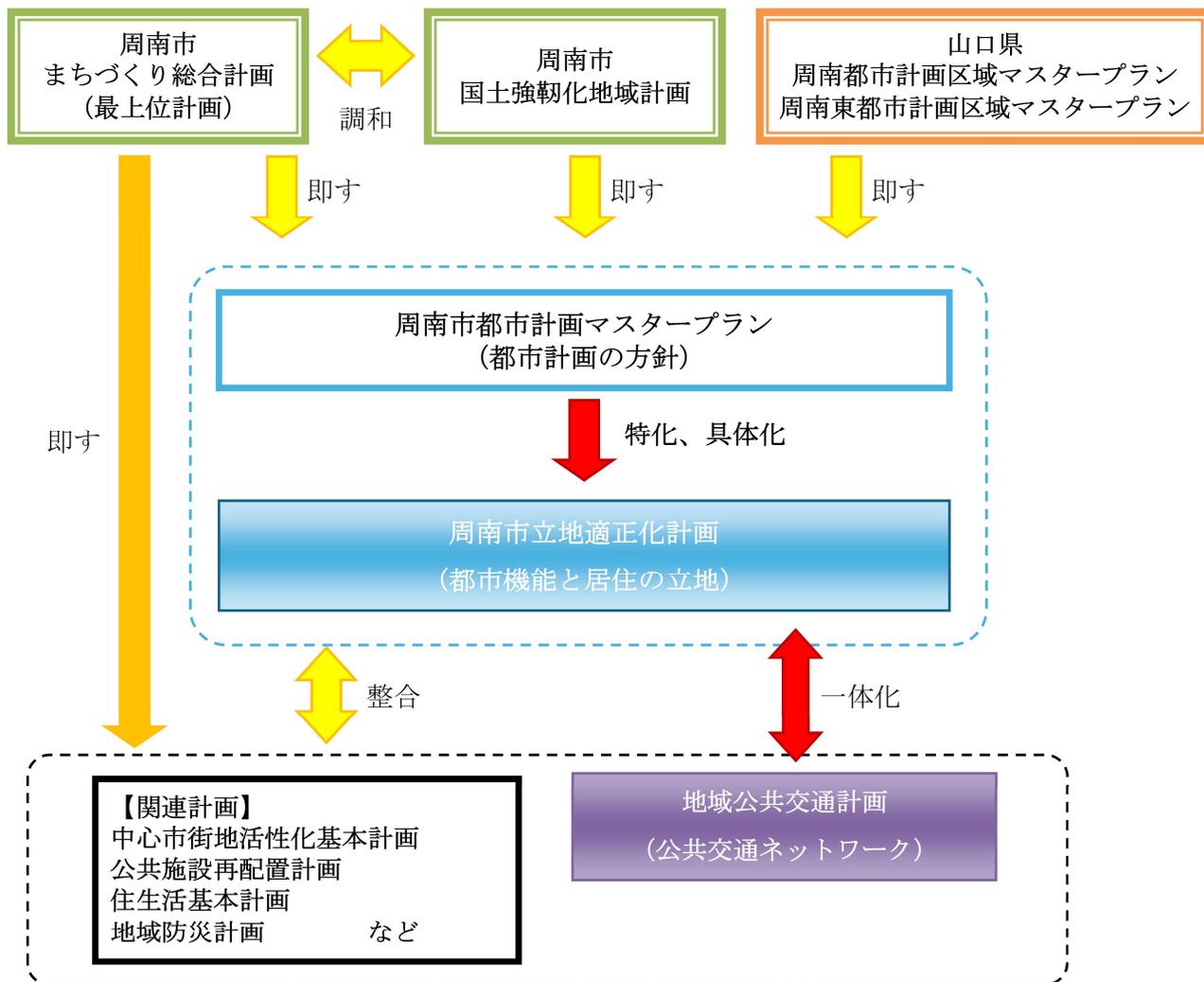


図 1-1 上位・関連計画との関連性

3 上位計画と主な関連計画

1. 第2次周南市まちづくり総合計画（平成27年3月）

「第2次周南市まちづくり総合計画 しゅうなん共創共生プラン」は、周南市総合計画策定条例に基づき、将来展望のもとに自主的かつ総合的なまちづくりを計画的に進めるため、まちづくりの長期的な目標から具体的な事業計画までを明らかにする、市の最上位計画として位置付けられるものです。

基本構想は平成27年度から令和6(2024)年度までの10年間、基本計画は社会経済情勢の変化に対応するため平成27年度から平成31(2019)年度までの前期と令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの後期の各5年間で計画期間としています。

1) まちづくりの基本理念と将来の都市像

本市では、減少する将来の人口特性を見据えたうえで、人口減少にいかに向き合い対処していくかが大きな課題であることから、行政需要の量やその内容を見極めながら、持続可能なまちづくりに向けた取組を進めていくことが極めて重要になっています。このような基本認識から、これまで取り組んできた「合併後のまちづくり」から「自立したまちづくり」へ転換するため、都市経営の基本理念と将来の都市像を以下のように設定しています。

■まちづくりの基本理念

∞（無限）の市民力と最大限の行政力を結集し周南の価値を高めるまちづくり

■将来の都市像

人・自然・産業が織りなす 未来につなげる 安心自立都市 周南

2) まちづくりの方向

将来都市像の実現に向け、まちづくりの方向を以下のとおり掲げています。

1. 元気で心豊かな人を育むまちづくり
2. 無限の市民力を発揮できるまちづくり
3. 安心して健康に暮らせるまちづくり
4. 活力と魅力に満ちた賑わいのあるまちづくり
5. 環境にやさしく快適で利便性の高いまちづくり
6. 最大限の行政力を発揮するまちづくり

2. 周南都市計画区域マスタープラン（平成 24 年 3 月）

「周南都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（周南都市計画区域マスタープラン）は、下松市、光市及び周南市の 3 市で構成する周南都市計画区域を対象として、山口県が、広域的見地から区域区分をはじめとした都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。

■表 1-1 周南市都市計画区域の範囲及び規模

区分	市町名	範囲	規模
周南都市 計画区域	下松市	行政区域の一部	6,625ha
	光市	行政区域の一部	4,760ha
	周南市	行政区域の一部	19,823ha
	合計		31,208ha

1) 都市づくりの基本理念

本区域は、瀬戸内海国立公園に指定されている室積・虹ヶ浜海岸や笠戸島をはじめとした優れた自然環境に恵まれている一方で、高い工業集積を背景に本県の産業発展をリードする産業集積区域となっており、研究開発機関も充実しているなどの地域特性をもっています。

また、徳山下松港、山陽新幹線 JR 徳山駅、山陽自動車道徳山東・徳山西インターチェンジ等の広

域交通基盤が整備される交通の要衝地でもあります。

本区域が誇るこのような地域特性を踏まえ、都市づくりの基本理念を以下のように設定しています。

**人と自然と産業が織りなす活力と魅力あふれる
にぎわい都市づくり**

- 都市毎の個性を活かした魅力ある都市景観の形成を図り、にぎわいのある美しい都市づくりを進めます。
- 臨海部の都市が一体となった中心市街地の再構築と活性化を図るとともに、既成市街地の魅力の向上と郊外部での市街地拡大を抑制し、魅力ある都市機能が集積した集約型の都市づくりを進めます。
- 臨海部の都市間交流や産業の振興を支える都市ネットワークの形成を図り、都市毎の個性を連携した活力ある都市づくりを進めます。
- 住民と行政がそれぞれの役割と責任を分担しながら、エリアマネジメントの推進等、協働して地域特性を活かした個性豊かな都市づくりを進めます。

2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

集約型の都市づくりを進めるために、市街化区域内の土地利用の促進と、市街化調整区域での原則市街化の抑制を図ります。

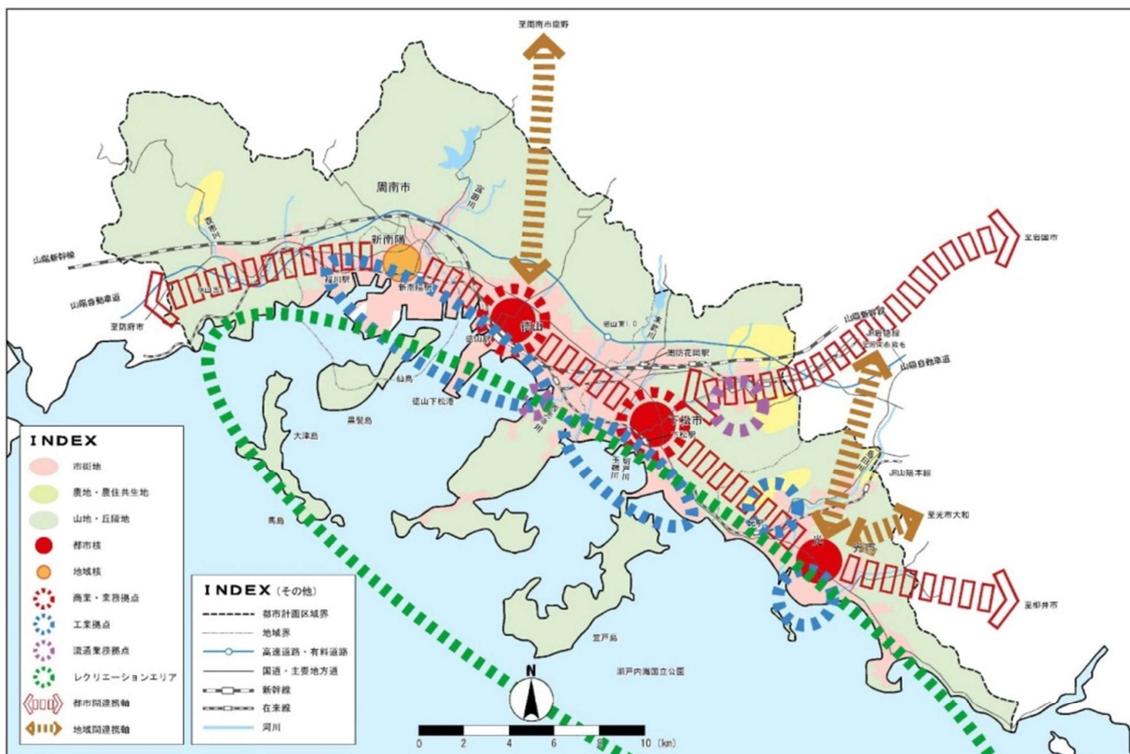


図 1-2 周南都市計画区域の将来都市構造

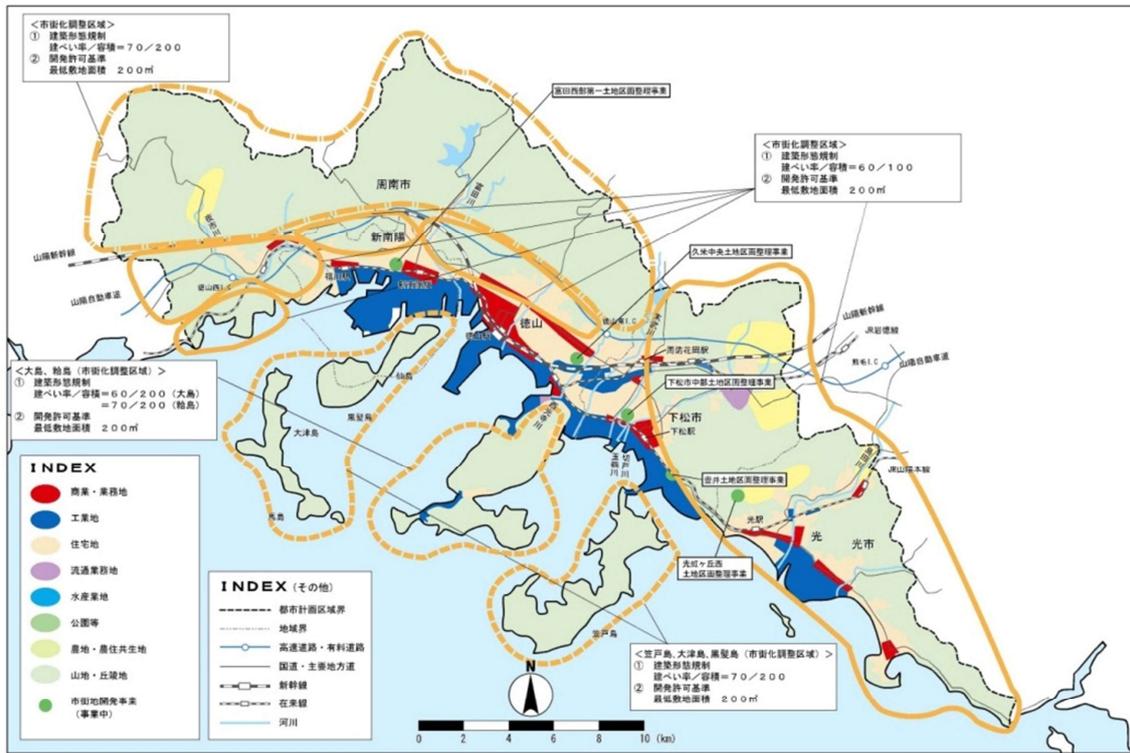


図 1-3 周南都市計画区域の土地利用及び市街地整備に関する指針

3. 周南東都市計画区域マスタープラン（平成 24 年 3 月）

「周南東都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（周南東都市計画区域マスタープラン）は、光市及び周南市で構成する周南東都市計画区域を対象として、山口県が、広域的見地から区域区分をはじめとした都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。

■表 1-2 周南東都市計画区域の範囲及び規模

区分	市町名	範囲	規模	備考
周南東都市計画区域	光市	行政区域の一部	4,232ha	小周防地区の編入
	周南市	行政区域の一部	5,244ha	
		合計	9,476ha	

1) 都市づくりの基本理念

本区域は、都市部と至近な位置にあることから、住宅団地の造成が進み、国道 2 号、J R 岩徳線沿いや J R 山陽本線岩田駅周辺に市街地が形成されています。また、中央部は、石城山県立自然公園の一部となっているなど、豊かな自然環境と都市機能が調和した住宅地域としての役割が期待されています。

山陽自動車道熊毛インターチェンジ開設以降、本区域の交通の利便性は一層高まっており、インターチェンジに近接する小周防地区では、周防工業団地が整備されている等、地域の活性化に寄与する工業振興が新たな役割として期待されています。

本区域が誇るこのような地域特性を踏まえ、都市づくりの基本理念を以下のように設定しています。

人と自然が織りなす活力と魅力あふれる都市づくり

- 豊かな自然環境を活かした魅力ある都市景観の形成を図り、にぎわいのある美しい都市づくりを進めます。
- 中心部の活性化を図るとともに、既成市街地の魅力の向上と郊外部での市街地拡大を抑制し、魅力ある都市機能が集積した集約型の都市づくりを進めます。
- 臨海部の都市との交流や産業の振興を支える都市ネットワークの形成を図り、都市毎の個性を連携した活力ある都市づくりを進めます。
- 住民と行政がそれぞれの役割と責任を分担しながら、エリアマネジメントの推進等、協働して地域特性を活かした個性豊かな都市づくりを進めます。

2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

集約型の都市づくりを進めるために、用途地域内の土地利用の増進を図ります。

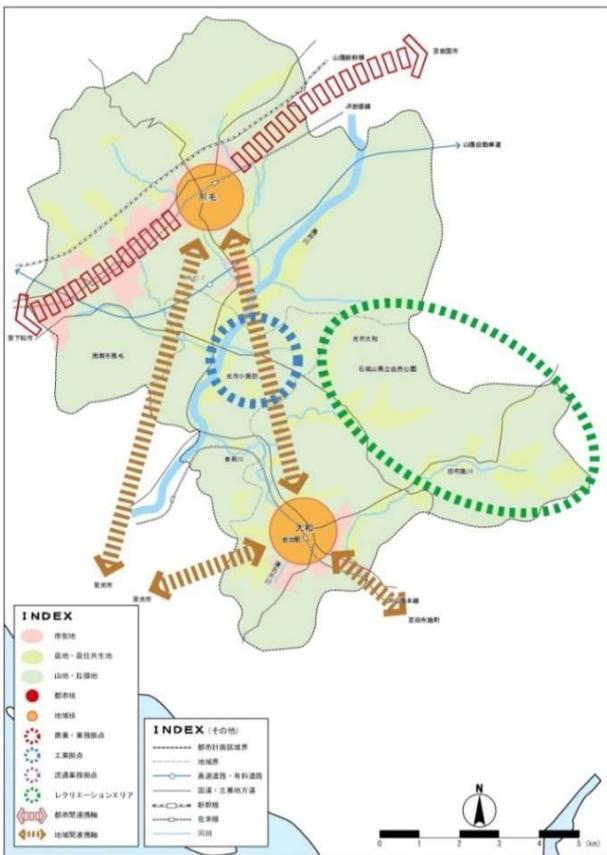


図 1-4 周南東都市計画区域の将来都市構造

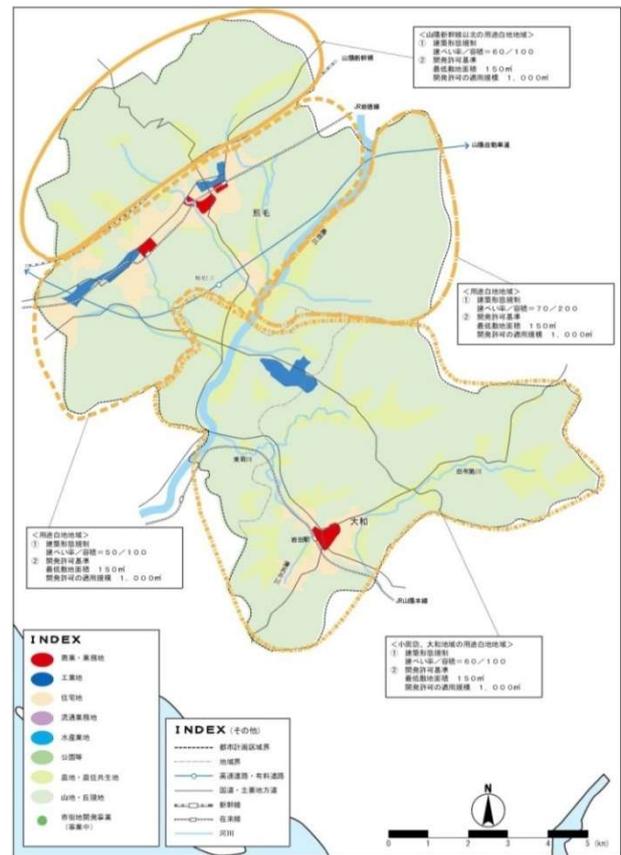


図 1-5 周南東都市計画区域の土地利用及び市街地整備に関する指針

4. 周南市都市計画マスタープラン（平成 20 年 6 月）

「周南市都市計画マスタープラン」は、山口県が策定する都市計画区域マスタープランに即し、本市の定める都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。

計画期間は、概ね 20 年後の令和 10（2028）年を目標年次としています。

1) 基本理念及び都市の将来像

都市づくりの基本理念と都市の将来像を以下のように定めています。

■基本理念

美しい自然と活力ある産業が調和し
快適・安全に暮らし健やかで心豊かにすごせるまち
～市民と協働のまちづくり～

■都市の将来像

- 市街地の拡散抑制と都市機能が集積された都市
- 産業基盤が強化された都市
- 広域及び市内ネットワークが強化された都市
- みんなが安心安全に暮らせる都市
- 地域の個性と魅力が創出された都市
- 市民協働により取り組む都市

2) 将来都市構造

都市の将来像を実現するため、市民生活や企業活動等に関連する様々な都市機能が集積する“都市拠点”と、都市拠点等を有機的に結ぶ“都市軸”、そして土地利用の基本的な枠組みを示す“ゾーン”で構成する将来都市構造を以下のとおり示しています。

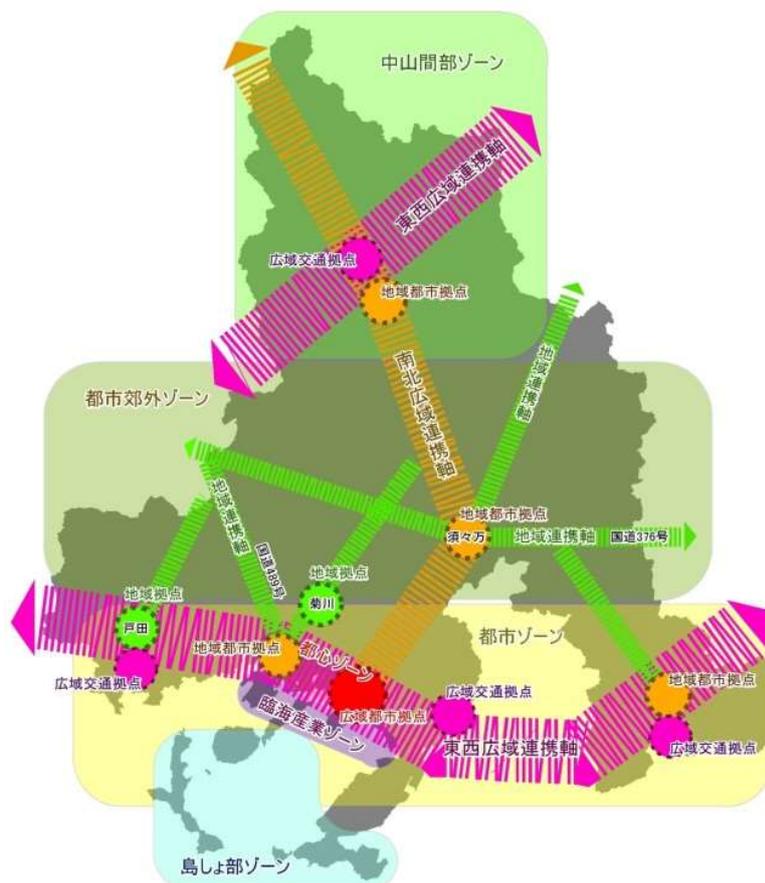


図 1-6 将来都市構造図

5. 周南市中心市街地活性化基本計画（平成 25 年 3 月）

本市の中心市街地は、戦争末期の 2 度の空襲によりその大半が焼失しましたが、終戦後の戦災復興土地区画整理事業により現在の都市基盤が整備されました。その後、J R 徳山駅を中心に商業地や業務地、住宅地が形成され、多様な都市機能が集積するなど山口県最大の商業地として大きく発展しましたが、流通構造の変化や多様な社会ニーズ等に対応できず、中心市街地が衰退して生活に必要な都市機能の維持さえ危ぶまれています。

急速な人口減少・少子高齢化の進展、消費生活の多様化等の社会経済情勢の変化に対応するため、本市は、内閣総理大臣の認定を受けた「周南市中心市街地活性化基本計画」を策定し、官民連携により、市街地の整備改善、都市福利施設の整備、まちなか居住の推進、商業等の活性化、公共交通機関の利便の増進など中心市街地活性化施策を総合的かつ一体的に推進しています。

計画期間は、平成 30（2018）年 3 月までの 5 カ年としています。

1) 中心市街地におけるまちづくりの理念と基本方針

これまで培ってきたストック（都市基盤、都市景観、各種施設、地域資源等）の有効活用により、中心市街地が、まるで“公園”のように、高齢者・子育て世代・若者など誰にとっても居心地が良く、人や自然、文化など多様な要素が共生・交流して、豊かな心が育まれる“みんなの公共空間”＝公園都市となるようなまちづくりを推進しています。

■中心市街地におけるまちづくりの理念

まちのストックを活かした、豊かな心をはぐくむ
パークタウン
公園都市 周南

■基本方針

- 1 “新陳代謝”と“楽しさ”のあるまちづくり
- 2 “ゆとり”と“交流”のあるまちづくり

2) 計画区域

歴史的背景、主要な都市機能の集積、人口集積等を考慮し、J R 徳山駅周辺の約 102 ヘクタールの範囲を中心市街地活性化基本計画区域としています。

6. 周南市公共施設再配置計画（平成 27 年 8 月）

本市では、平成 25 年 11 月に、市が保有する施設の全体像を、その設置状況、利用状況、コスト状況、建物の状況等から明らかにし、市民と公共施設の現状や課題、地域配置の状況等の情報を共有することを目的とした「周南市公共施設白書」を作成し、平成 26 年 3 月には周南市公共施設再配置の基本方針を策定しました。公共施設等総合管理計画として策定した「周南市公共施設再配置計画」は、白書において把握された公共施設の現状や課題、再配置の基本方針において示された公共施設の再配置の基本的な考え方を踏まえ、全ての公共施設等の有効活用を基本としつつ、本市の身の丈に応じた施設保有量の実現や、将来に向けた施設の方向性を示すものです。

計画期間は、令和 16（2034）年度までの 20 年間としています。

1) 対象施設

本計画では、公有財産のうち、公共施設、インフラ施設、遊休資産等を対象としています。

2) 公共施設等再配置の基本方針

本市の公共施設を現状規模で保有し続けることが困難であることや、公共施設の利用者の減少が見込まれるなかで、必要なサービスの提供を維持するために、今後の公共施設の保有のあり方を以下のとおりとし、本市の身の丈にあった施設保有量の維持を図ることとしています。

- (1) 市民ニーズの変化に対応するサービスの提供（サービスの最適化）
- (2) 効果的で効率的な施設の管理運営（コストの最適化）
- (3) 次の世代に継承可能な施設保有（量の最適化）
- (4) 安全に、安心して使用できる施設整備（性能の最適化）

7. 周南市住生活基本計画（平成 29 年 3 月）

「周南市住生活基本計画」は、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本方針等を定める計画です。

計画期間は、令和 8 年（2026）年度までの 10 年間としています。

1) 基本理念

**豊かな自然と共生し、地域の人と人が支え合いながら、
自立して安心して暮らせる住まいづくり**

2) 目標と基本施策

目標 1：多様な世帯が自立し、かつ共生しあう住生活の実現

基本施策 1：若年世帯や子育て世帯が望む住宅の確保及び住環境の整備

基本施策 2：高齢者が自立して暮らせるための住宅の確保及び住環境の整備

目標 2：住宅の更新等による快適な住生活の実現

基本施策 1：バリアフリー住宅へのリフォーム等の推進

基本施策 2：快適な住生活に向けた地域基盤整備の推進

目標 3：安心・安全な住環境の推進

基本施策 1：住宅の防災・減災対策の推進

基本施策 2：空き家の適正な管理の推進

目標 4：適切な管理に基づく公営住宅の活用

基本施策 1：公営住宅の活用を基本とする建替え・廃止・改善・修繕等の推進

基本施策 2：安心して暮らせるための公営住宅の確保及び改善

目標 5：地域固有の特性と魅力を活かした住生活の実現

基本施策 1：地域の特性と魅力を活かした住環境の整備

基本施策 2：地域活力の向上の促進支援

8. 周南市スマートシティ構想（令和3年3月）

Society5.0の実現に向けたスマートシティの推進にあたり、教育、医療、福祉、産業、交通等の各分野で収集された各種データや各施策を連携させながら、課題解決等を図っていくことが重要となります。

また、急速に変化する科学技術等に対して迅速に対応するためには、現実と構想との齟齬が生じにくい、柔軟かつ包括的な中長期構想が必要です。

本構想は、市の最上位計画である総合計画に即して分野や基本施策、地域ごとに策定した個別計画を推進する手法の一つであるスマートシティ推進施策について、その体系と方向性を示す分野横断的な構想として位置付けます。

Society5.0の実現に向けて、中長期的に先端技術等の導入に取り組む必要があることから、本構想は令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間を構想期間とします。

1) まちづくりの理念

これまで、本市では、先端技術等に関するノウハウの不足、先端技術の導入・管理コストの負担、データの収集・管理コストの負担、専門人材の不足、個人情報提供への不安感などから、住民や企業、行政の活動においてデジタル化が進んできませんでした。

また、各分野において、企業、住民、行政等の多様な主体が独立して活動してきたため、個別分野の最適化に止まり、必ずしも都市全体の最適化にはつながってきませんでした。今後、全体最適を実現するためには、都市全体の観点から、分野横断的な主体間の連携・協働に加えて、様々なデータや先端技術等の連携が重要となります。

そこで、本市では、Society5.0を実現するため、以下の理念のもとでスマートシティを推進し、地域課題の解決や新たな価値の創造に取り組みます。

**多様なデータや先端技術等を活用し、
活力ある豊かなスマートシティ周南へ変革する**

2) 基本方針

まちづくりの理念「多様なデータや先端技術等を活用し、活力ある豊かなスマートシティ周南へ変革する」に基づき、以下の基本方針に従ってスマートシティを推進します。

①	あらゆる分野における先端技術等の積極的な活用により、地域課題の解決や新たな価値の創造を実現する
②	多様なデータやサービスが連携したデータ駆動型・知識集約型都市の構築により、社会と暮らしの最適化を実現する
③	デジタルリテラシーの向上、デジタル人材の育成・活用により、デジタル・トランスフォーメーションを加速する
④	デジタル・デバイドの解消により、誰もが快適に暮らせる社会を実現する
⑤	スマート市役所の推進により、市民サービスと生産性を向上させる

9. 周南市地域公共交通網形成計画（平成 28 年 3 月）

「周南市地域交通網形成計画」は、本市にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにするマスタープランです。

計画期間は、平成 28 年度から令和 8（2026）年度までの 10 年間とし、前期 5 年・後期 5 年に分けて、計画の見直しを実施します。

■5 年見直し時の追記

令和 3（2021）年度に、後期事業計画として「周南市地域公共交通計画」が策定されました。

1) 基本理念

地域や公共交通の現状、市民の意向等を踏まえ、利用しやすく持続可能な公共交通の形成のために、周南市地域公共交通網形成計画の基本理念（取組の方向性）を以下のとおり定めています。

共につくる 未来につなぐ 公共交通

2) 基本方針

上位計画で示された将来像や基本理念を踏まえるとともに、本市における公共交通の課題解決に向けた、周南市地域公共交通網形成計画の基本方針（地域公共交通のあるべき姿）を以下のとおり設定しています。

方針 1：効率的で利便性の高い公共交通ネットワークの構築

現在の移動ニーズを踏まえ、市民の日常生活における移動を持続的に支えることのできる、効率的で利便性の高い公共交通ネットワークを構築します。ネットワークの構築にあたっては、幹線と支線の役割分担を明確化し、地域によって異なる地理的状況や人口構成、都市機能の分布状況に配慮するとともに、地域に存在する運行資源を有効活用します。

方針 2：利用しやすいサービスと環境の整備

公共交通の利用者が減少する中で新たな利用者の掘り起こしを行うため、交通結節点をはじめとした待合環境等のハード整備を行うとともに、情報提供の改善などソフト面の対策を進め、初めて利用する人でも利用しやすい環境を整備します。

方針 3：関係者の役割分担と連携による公共交通を軸としたまちづくりの推進

交通事業者、市民、行政といった関係主体が共に取り組むことにより、どこか一方に過度な負担とならないよう、関係者の役割分担と連携を強化し、持続可能な公共交通サービスを実現します。また、公共交通をまちづくりの軸とし、各種施策との連携を進めます。

3) 公共交通ネットワークの将来イメージ

各交通手段の役割分担等に基づき、まちづくりと連携した面的な公共交通ネットワークを形成するにあたり目指すべき将来イメージは以下のとおりです。

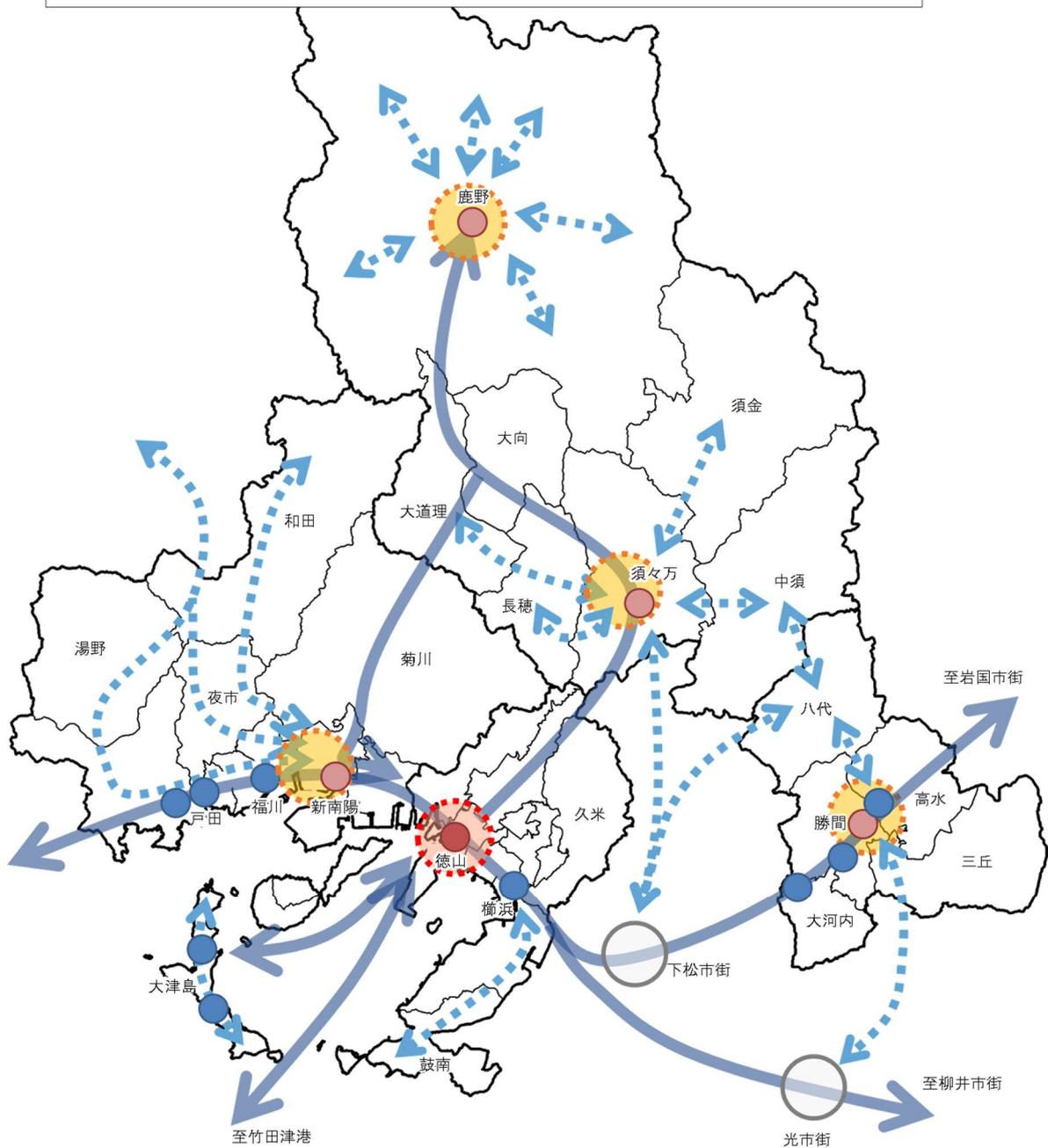


図 1-7 公共交通ネットワークの将来イメージ

資料：周南市「周南市地域公共交通計画」

10. 周南市国土強靱化地域計画（令和3年3月）

「周南市国土強靱化地域計画」は、あらゆる災害（リスク）に備えるため、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を明らかにし、それらを回避するため事前に取り組むべき具体的施策を定めるものです。

計画期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とし、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて見直しを行うものとします。

1) 基本目標

市民生活及び経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等の様々な危機に対して、平時から備えることが重要である。

そこで、いかなる災害が発生しても、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会が構築されるよう、次の4点を基本目標として推進する。

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

1.1. 周南市地域防災計画（令和5年5月見直し）

「周南市地域防災計画」は、周南市の地域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等（及び市民が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、市民がその有する全機能を有効に発揮して周南市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とするものです。

1) 基本理念

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とします。

4 計画期間と対象区域

1. 計画期間

立地適正化計画は、概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、併せてその先の将来も考慮する必要があることから、本計画の計画期間は、概ね20年後である令和17（2035）年を目標年次とします。

また、周南市都市計画マスタープランをはじめとした上位計画や関連計画の策定等に合わせて、適宜、本計画と他の計画との調整を図ります。

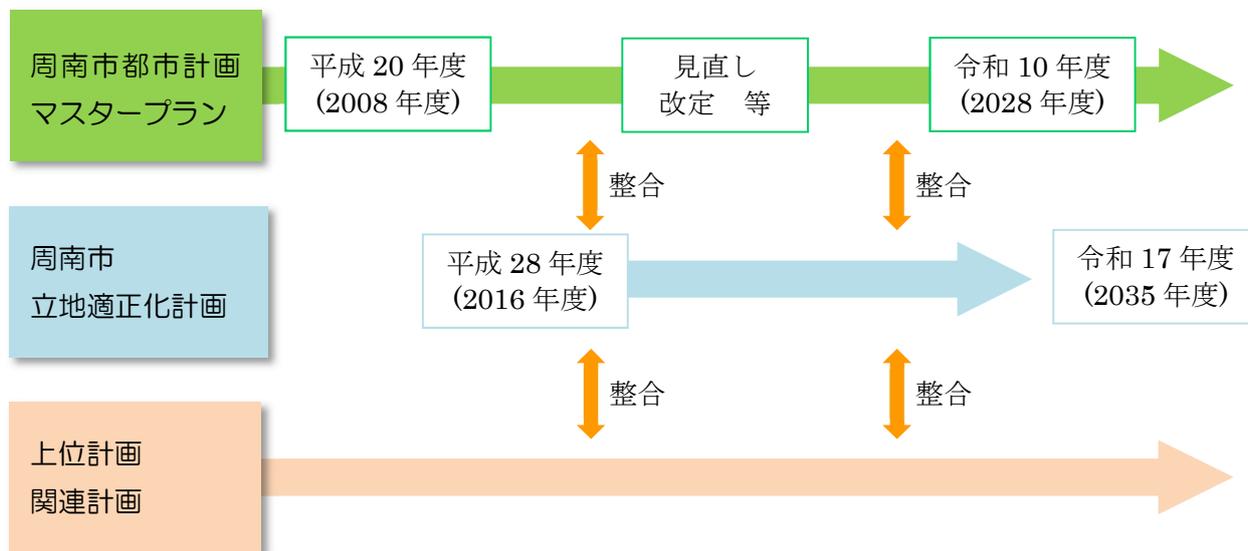


図 1-8 計画期間

2. 対象区域

本計画の対象区域は、都市計画法第 4 条第 2 項に規定する都市計画区域全体として、周南都市計画区域と周南東都市計画区域を対象とします。

ただし、都市計画区域外についても、都市全体を見渡す観点から、必要に応じて本計画に記載し、一体的なまちづくりを推進していきます。

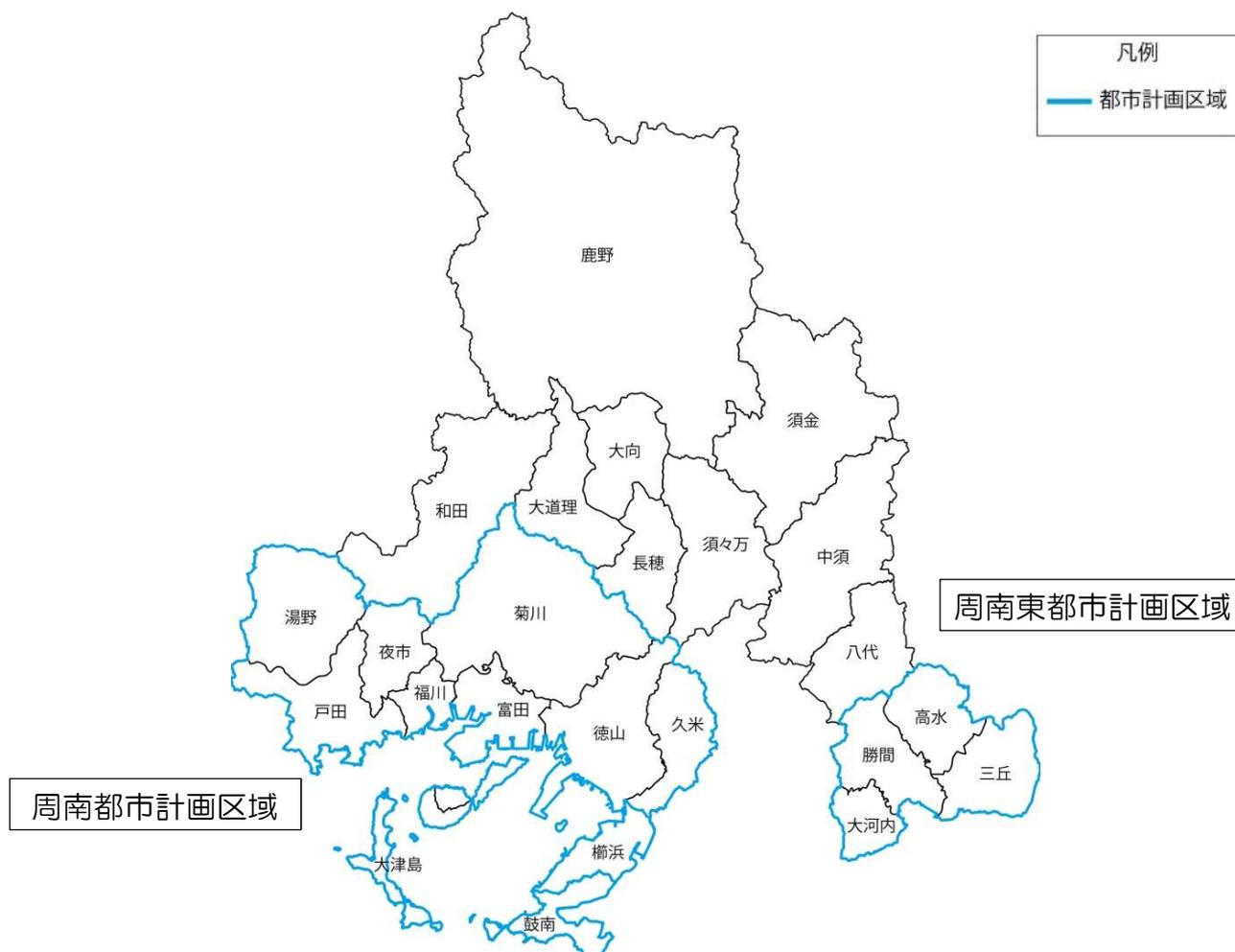


図 1-9 対象区域



第2章 周南市の現況と課題

1 周南市の概況

1. 位置・地勢

本市は、山口県の東南部に位置し、北は島根県吉賀町、東は岩国市と下松市、光市、西は山口市と防府市にそれぞれ接する、人口約15万人、面積656.29km² (65,629ha) の都市です。市域の南部には海岸線に沿って東西に長い市街地が形成されていて、臨海部は全国有数の石油化学コンビナートが立地しています。また、市域の北部にはなだらかな丘陵地や中国山地が広がり、瀬戸内海を臨む南部の半島部と島しょ部は瀬戸内海国立公園にも指定される美しい自然景観を有しています。

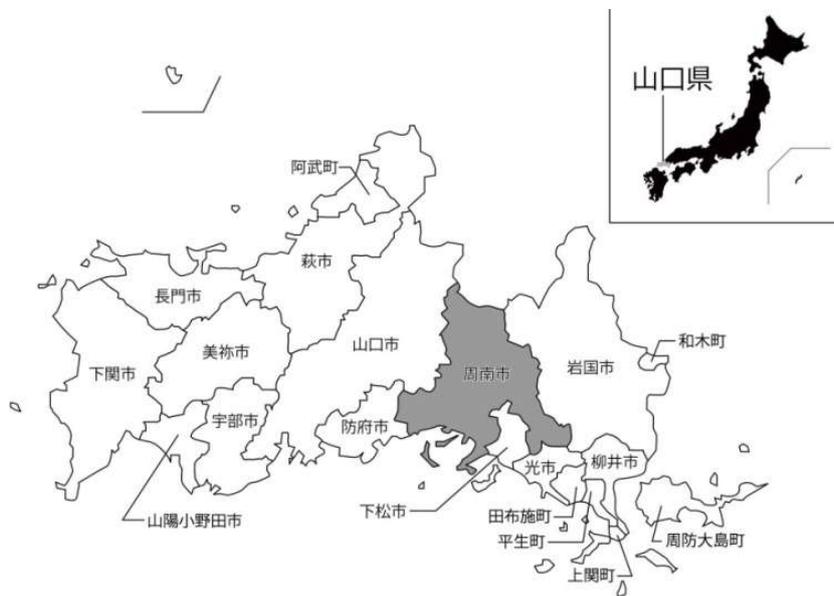


図 2-1 周南市の位置

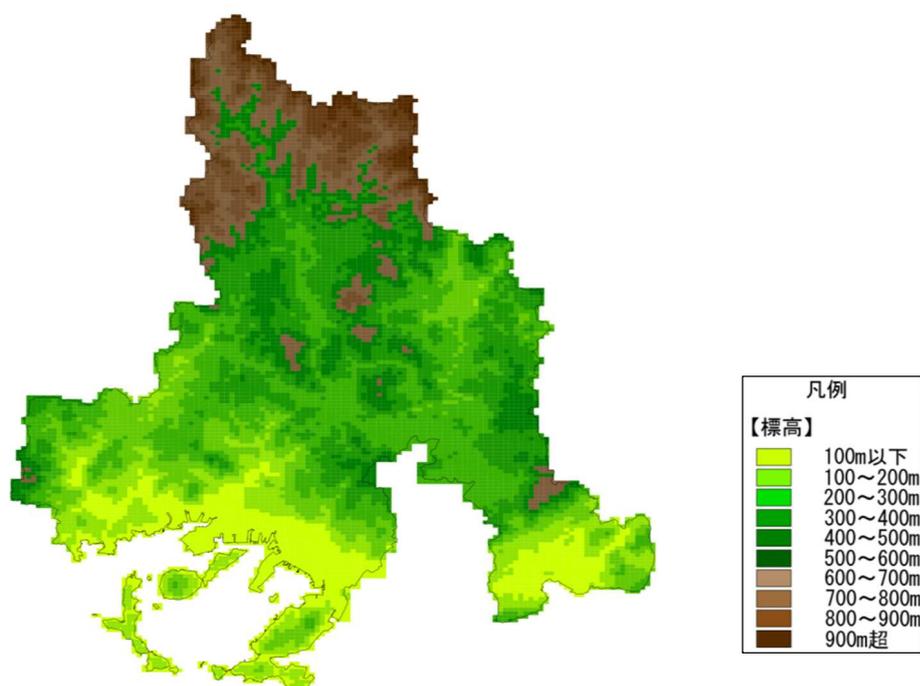


図 2-2 地勢図

2. 周南市の沿革

瀬戸内海に面した本市一帯は、古くから各地に集落が生まれ、律令国家の下で、都と大宰府を結ぶ山陽道が市域の東西を通い、新南陽地域に駅家が置かれるなど、陸海交通の要衝として栄えました。

南北朝時代以降、大内氏の重臣・陶氏とその家臣がこの地を治め、瀬戸内海有数の港「富田津」を有した新南陽地域を中心に繁栄して、中山間地域にも各地で城や館が築られました。

陶氏が毛利氏によって滅ぼされた後、江戸時代に入ると、毛利輝元の次男・就隆が分家独立し、交通の便に恵まれた野上の地に館を移して地名を「徳山」と改めて、徳山藩が成立しました。徳山は城下町として繁栄し、新南陽地域や熊毛地域に本陣が置かれるなど、山陽道に沿って各地で町が発展しました。鹿野地域でも萩と岩国を結ぶ山代街道を通い、山代地域の中心地の1つとなりました。また、徳山藩領・萩本藩領に関わらず、各地で新田開発や紙、塩などの特産品の生産が進められ、産業が発展していきました。

明治期には、天然の良港である徳山港付近に海軍煉炭製造所が設置された後、民間工場も多数操業を始め、戦後は、沿岸部に石油化学コンビナートが形成されて、近代工業都市となりました。また、戦災復興土地区画整理事業をはじめとした都市計画に基づく市街地の整備とともに、山陽新幹線、中国自動車道、山陽自動車道などの交通網の整備によって、山口県東部の中核的な都市として発展してきました。



写真 2-1 周南市の街並や代表的な施設

2 周南市の現況と将来見通し

1. 人口

1) 人口と世帯の推移

本市の人口は、昭和 60（1985）年の 167,302 人をピークに、平成 7 年から平成 27 年までの 20 年間で 16,720 人（10.3%）減少しました。世帯数は、昭和 45（1970）年の 40,665 世帯から平成 12 年の 60,805 世帯まで急激に増加し、平成 17 年に 60,672 世帯と一旦減少しましたが、その後も微増しています。1 世帯当たりの人員は、昭和 45 年の 3.60 人から平成 27 年の 2.34 人まで 1.26 人減少しています。年齢構成をみると、年少人口（15 歳未満）の割合は、昭和 50（1975）年の 24.3%（38,502 人）をピークに平成 27 年の 12.4%（17,992 人）まで低下し、年少人口は 20,510 人（53.3%）減少しています。生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）の割合は、平成 7 年まで 67% 前後で横ばいに推移していましたが、その後少しずつ低下し、平成 27 年には 56.1%（81,321 人）となっています。高齢者人口（65 歳以上）の割合（高齢化率）は、昭和 45（1970）年の 8.0%（11,766 人）から平成 27 年の 30.5%（44,114 人）まで上昇し、高齢者人口は 32,348 人（174.9%）増加しています。

人口ピラミッドをみると、昭和 60 年は団塊世代（1947～1949 年生まれ）と団塊ジュニア（1971～1974 年生まれ）世代の人口が多いもののほぼ釣鐘型になっているのに対し、平成 27 年は壺型になっています。

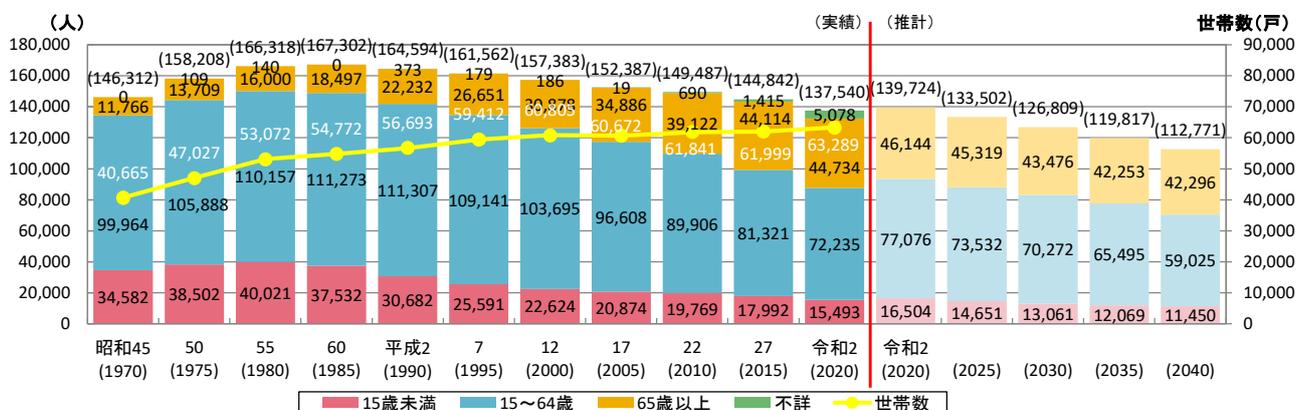
2) 人口の将来推計

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も人口は減少し続けると予測されています。2025 年には約 13 万 4 千人、2035 年には約 12 万人と推計されていて、人口が最も多かった昭和 60 年と比べて約 3 割減少することが見込まれています。将来人口の年齢構成をみると、特に人口が減少する中でも高齢者人口は増加して、2020 年に約 4 万 6 千人でピークを迎えた後、減少傾向に転ずると推計されています。年少人口及び生産年齢人口が大きく減少していくため、高齢化率は一貫して上昇し、2035 年には 35.3% に達すると見込まれています。

人口ピラミッドをみると、平成 27 年と比べて、2035 年は細い逆三角形に近くなっていて、少子高齢化が顕著になっています。

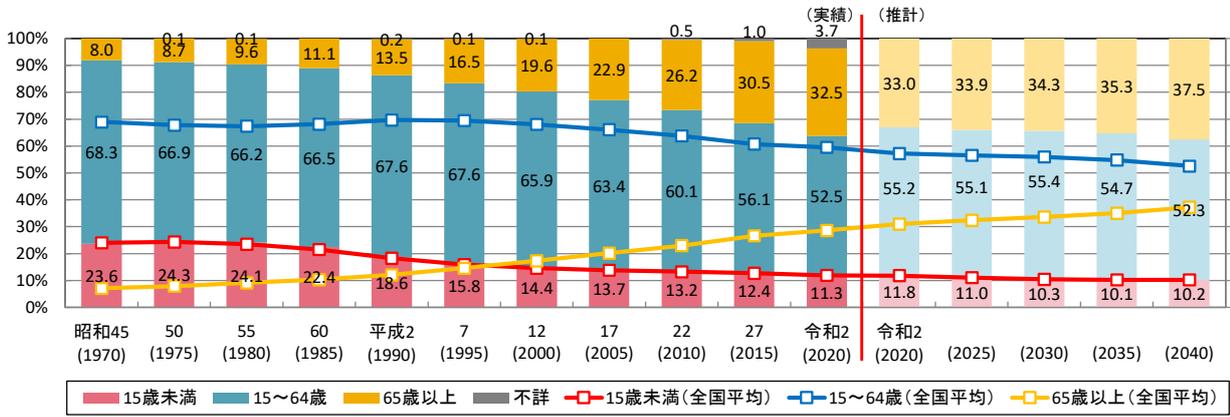
■ 5 年見直し時の追記

令和 2(2020)年の生産年齢人口の実績値は約 7 万 2 千人と、推計値より約 5 千人少ない状況です。



グラフ 2-1 年齢 3 区分別人口と将来推計人口の推移

資料：実績値…総務省「国勢調査」
推計値…国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」



グラフ 2-2 年齢3区別の人口割合と将来推計人口割合の推移

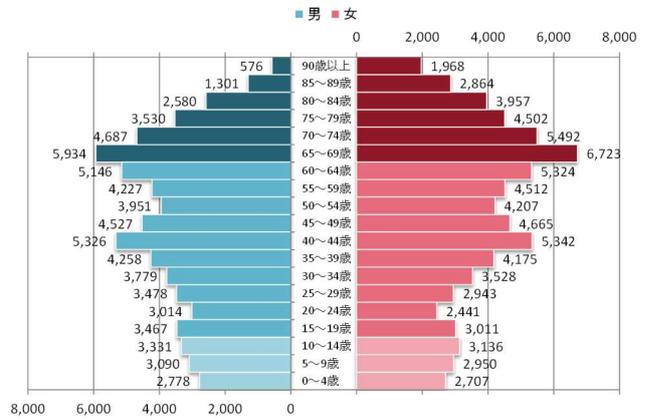
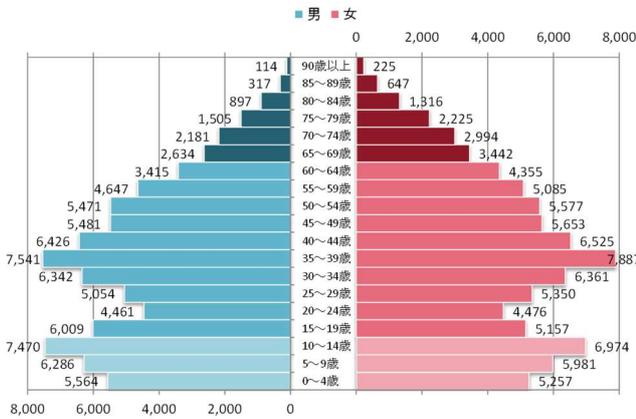
※全国平均は年齢不詳を除いて算出している。

資料：実績値…総務省「国勢調査」

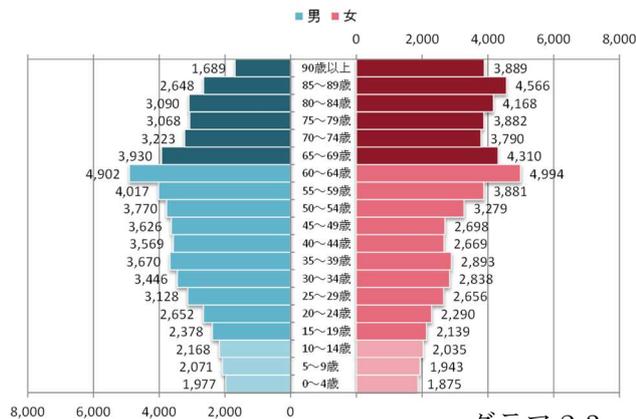
推計値…国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」

(昭和60 (1985) 年)

(平成27 (2015) 年)



(2035年)



グラフ 2-3 人口ピラミッド

資料：実績値…総務省「国勢調査」

推計値…国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」

3) 人口の分布

① 人口分布の推移

平成 12 年から平成 22 年までの人口分布の推移をみると、徳山駅周辺と新南陽駅周辺を除き、市街地では概ね人口が減少している一方で、宅地開発により、市街地縁辺部、熊毛地域、中山間地域などにおいて人口分布が広がっています。

また、人口密度の推移をみると、徳山駅周辺や新南陽駅周辺の人口密度は高いものの、市街地の一部で人口密度が低下するとともに、市街地縁辺部などでは人口密度が高くなったところもあります。

平成 22 年時点で、人口 149,487 人（61,841 世帯）のうち、76.5%に当たる 114,306 人が市街化区域内に居住しています。

■5 年見直し時の追記

宅地開発により、人口分布が広がっていた市街地縁辺部、熊毛地域、中山間地域などにおいても、近年では人口が減少しています。

② 年齢 3 区分別人口分布の推移

平成 12 年から平成 22 年までの高齢者人口（65 歳以上）分布の推移をみると、市域全体で高齢者人口が増加していて、特に市街地での増加が顕著です。高齢者人口密度の推移をみると、市域全体、特に市街地で人口密度は高くなっています。

■5 年見直し時の追記

高齢者人口密度については、引き続き市街地で高い傾向が続いています。

平成 12 年から平成 22 年までの生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）分布の推移をみると、新南陽駅周辺や市街地縁辺部など一部の地域で人口の増加がみられる一方、市街地において人口は概ね減少しています。生産年齢人口密度の推移をみると、市街地の一部で人口密度が低下している一方で、市街地縁辺部などでは人口密度が高くなっているところもあります。

■5 年見直し時の追記

引き続き、新南陽駅周辺や市街地縁辺部など一部の地域で人口の増加がみられます。

平成 12 年から平成 22 年までの年少人口（15 歳未満）分布の推移をみると、特に市街地で人口が減少していますが、市街地の一部や縁辺部において年少人口が増加していますので、子育て世代が居住していると考えられます。年少人口密度の推移をみると、市街地で人口密度が低下しています。

■5 年見直し時の追記

生産年齢人口の増加がみられた地区で年少人口が増加している箇所もありますが、市域全体で人口密度が低下しています。

4) 推計人口の分布

① 推計人口の分布

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成 25（2013）年 3 月推計）」を基に、平成 22 年から 2035 年までの人口分布の推移をみると、市街地を中心に市域全体で人口が減少すると予測されています。

また、人口密度の推移をみると、徳山駅周辺や新南陽駅周辺などが 1 ha 当たり 40 人以上の人口密度を維持しているものの、全体的に市街地の人口密度は低下すると予測されています。

② 年齢 3 区分別推計人口の分布

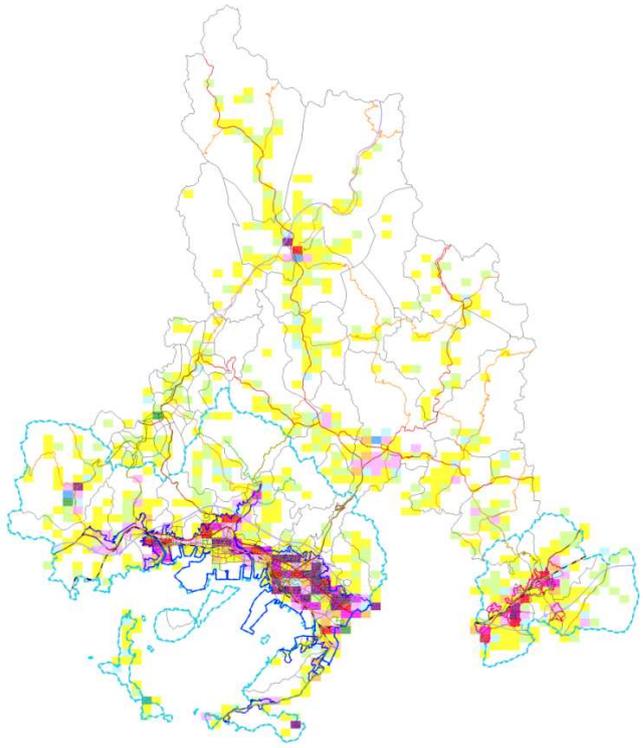
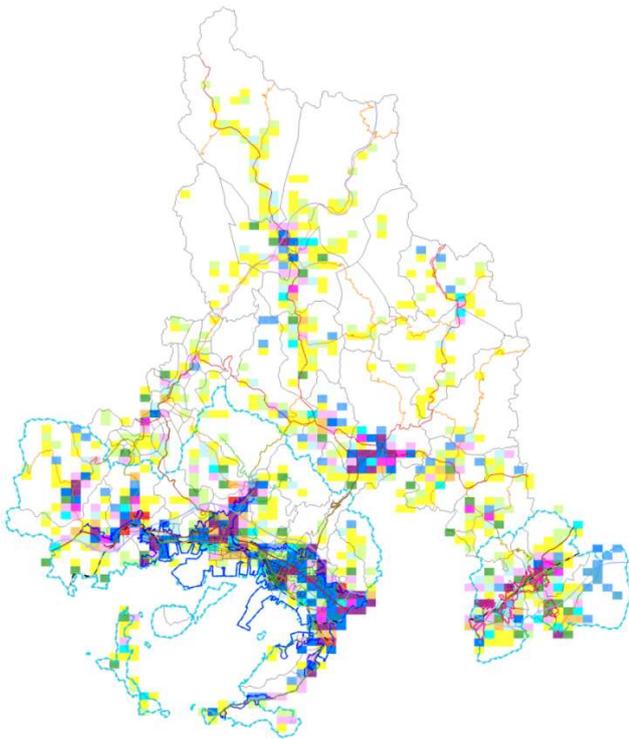
平成 22 年から 2035 年までの高齢者人口分布の推移をみると、概ね市街地全体で高齢者が増加し、一部の中山間地域においても高齢者が増加すると予測されています。高齢者人口密度の推移をみると、中心市街地や新南陽駅周辺などにおいて人口密度が高くなっています。

平成 22 年から 2035 年までの生産年齢人口分布の推移をみると、市域全体、特に市街地で生産年齢人口が大きく減少すると予測されています。生産年齢人口密度の推移をみると、市街地で人口密度が低下しています。

平成 22 年から 2035 年までの年少人口分布の推移をみると、市街地全体で年少人口は減少すると予測されています。年少人口密度の推移をみると、市街地における人口密度が低下しています。

(人口)

(高齢者人口)



(生産年齢人口)

(年少人口)

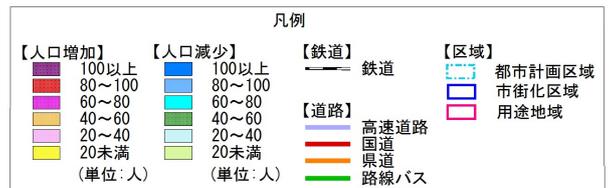
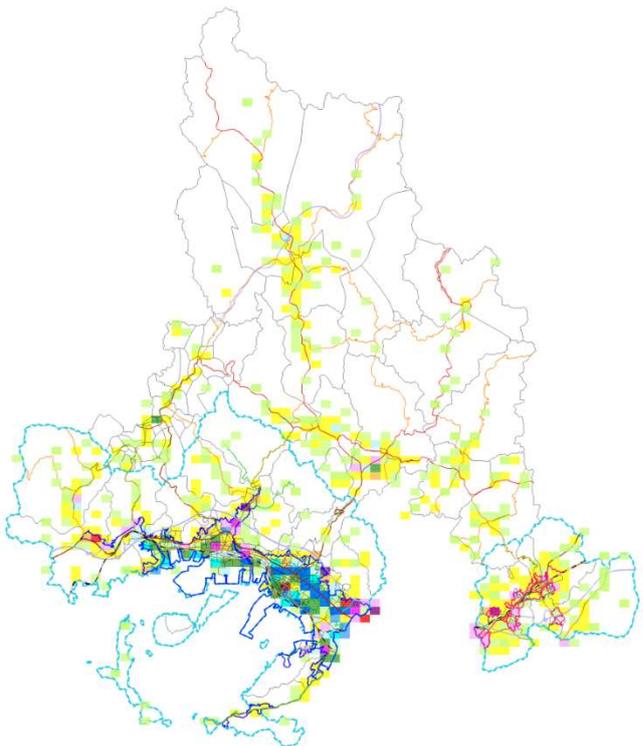
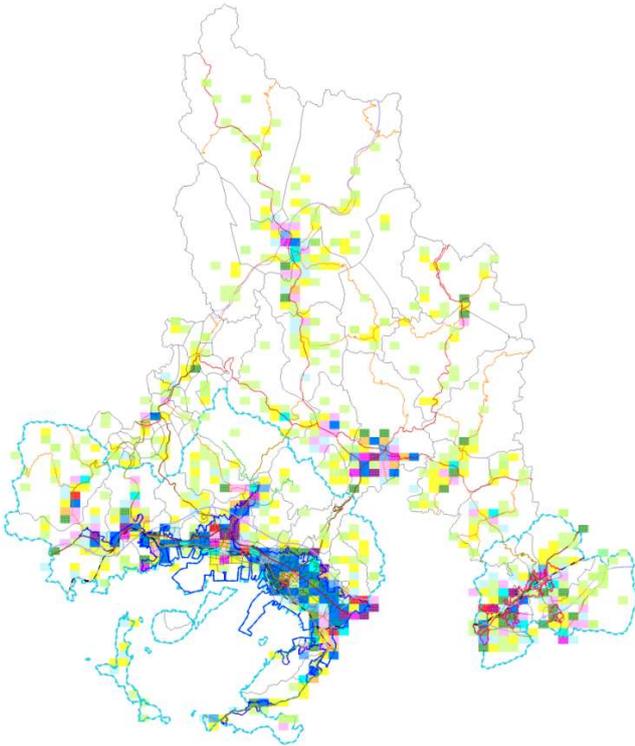
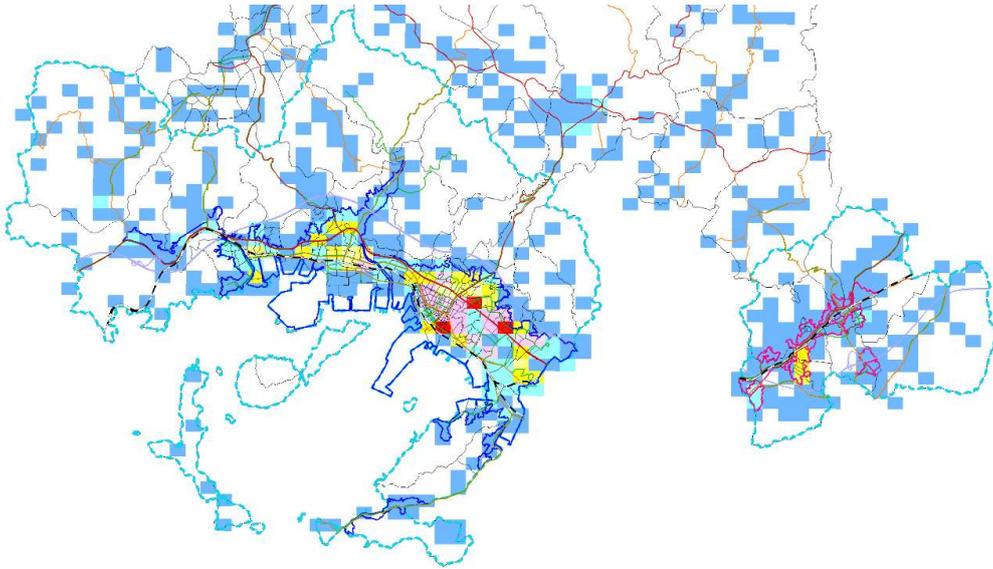


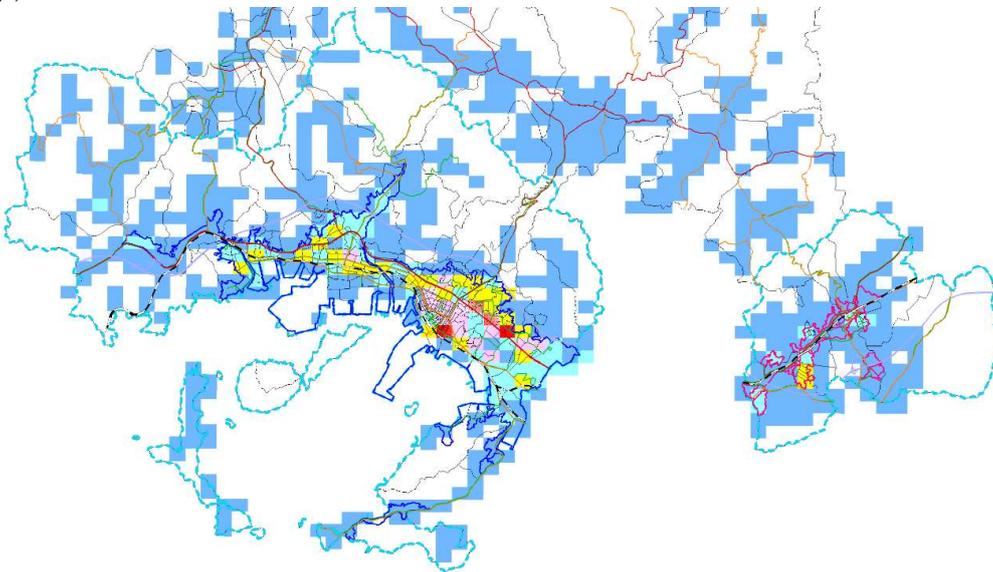
図 2-3 平成 12 (2000) 年~平成 22 (2010) 年 人口の増減数 (市域)

資料: 総務省「国勢調査」メッシュ人口 年代別 (H12~H22)

(平成 12 年)



(平成 22 年)



(2035 年)

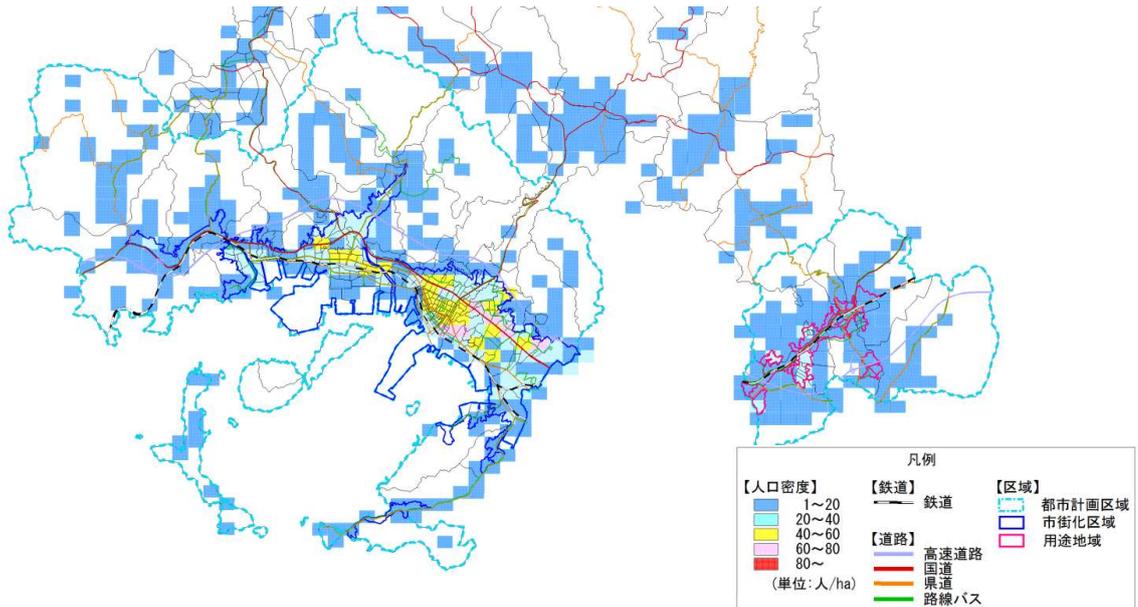
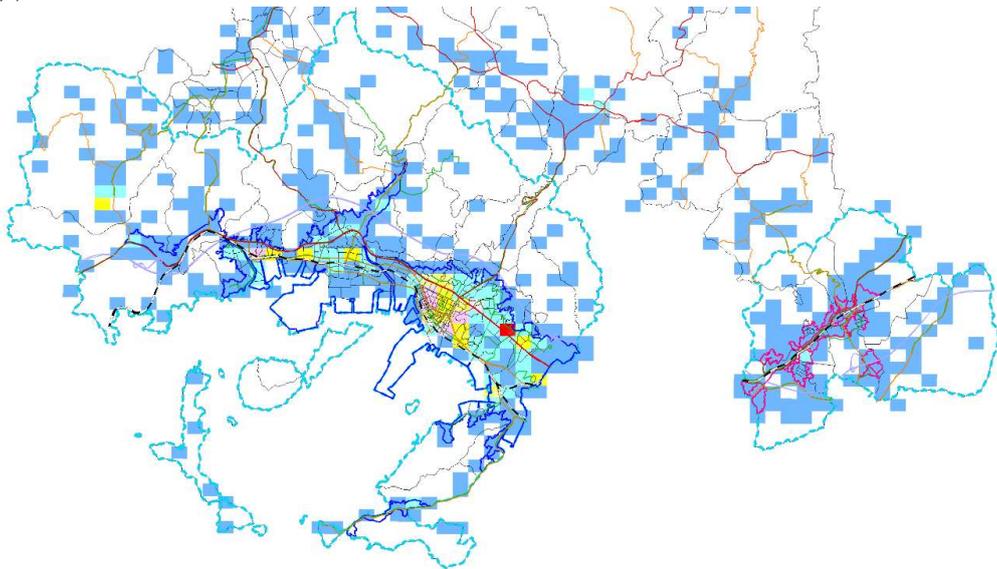


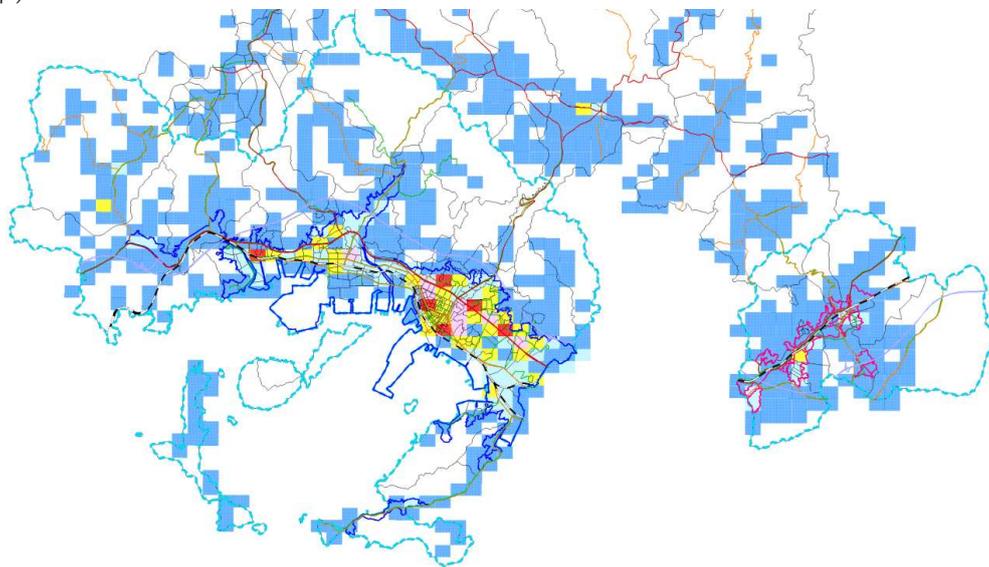
図 2-4 平成 12 (2000) 年～平成 22 (2010) 年～2035 年 人口密度の推移 (都市計画区域)

資料：実績値…総務省「国勢調査」メッシュ人口 年代別 (H12・H22)
推計値…国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 (平成 25 年 3 月推計)」

(平成 12 年)



(平成 22 年)



(2035 年)

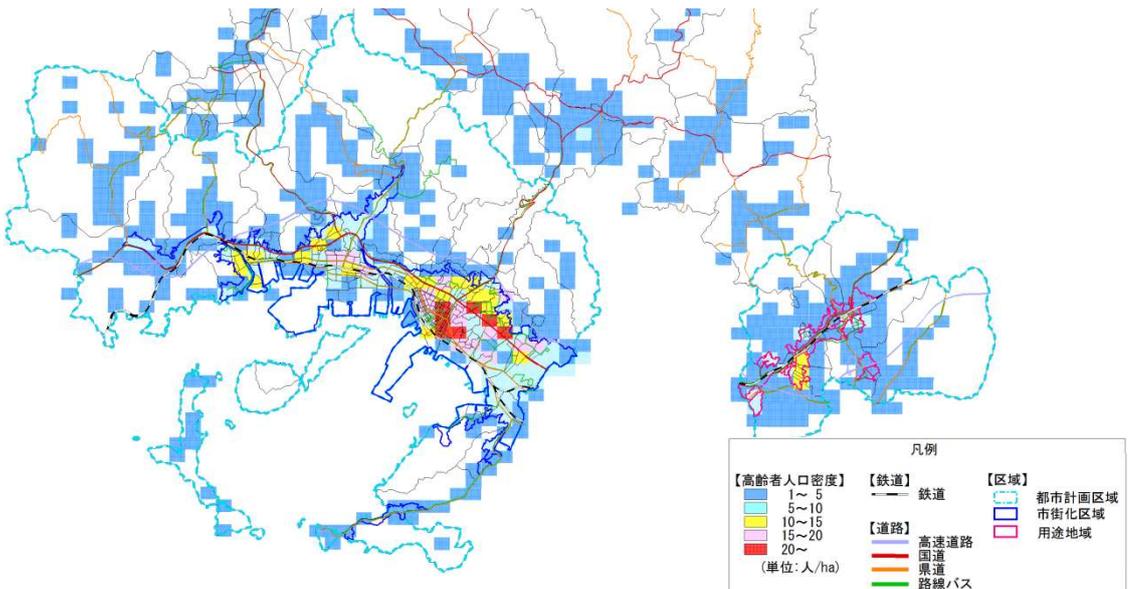
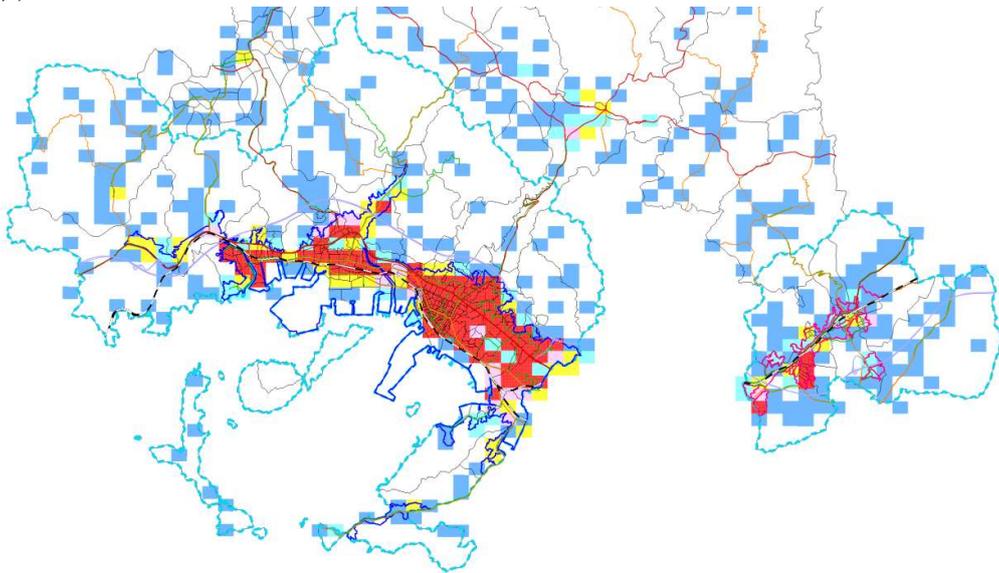
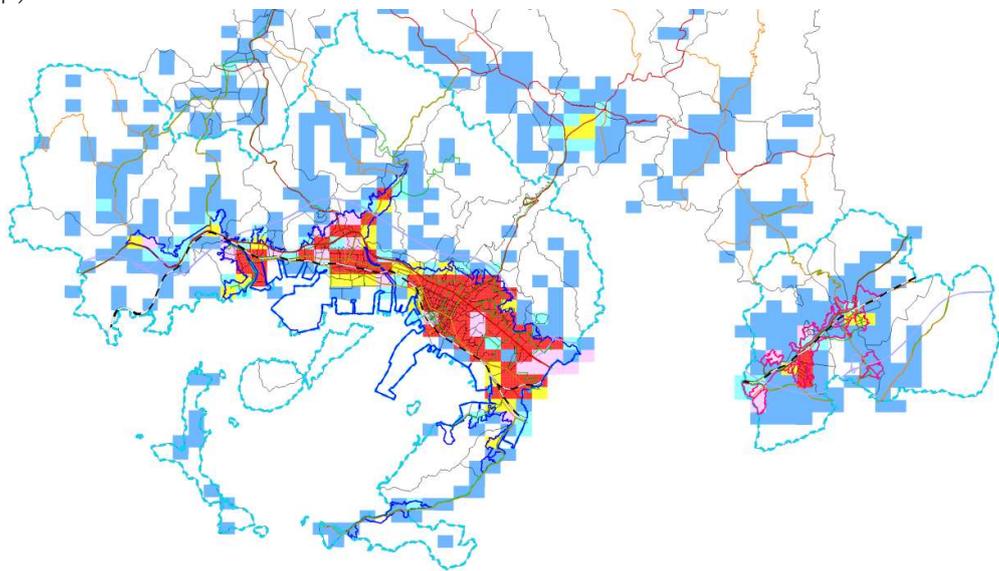


図 2-5 平成 12 (2000) 年～平成 22 (2010) 年～2035 年 高齢者人口密度の推移 (都市計画区
資料：実績値…総務省「国勢調査」メッシュ人口 年代別 (H12・H22)
推計値…国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 (平成 25 年 3 月推計)」

(平成 12 年)



(平成 22 年)



(2035 年)

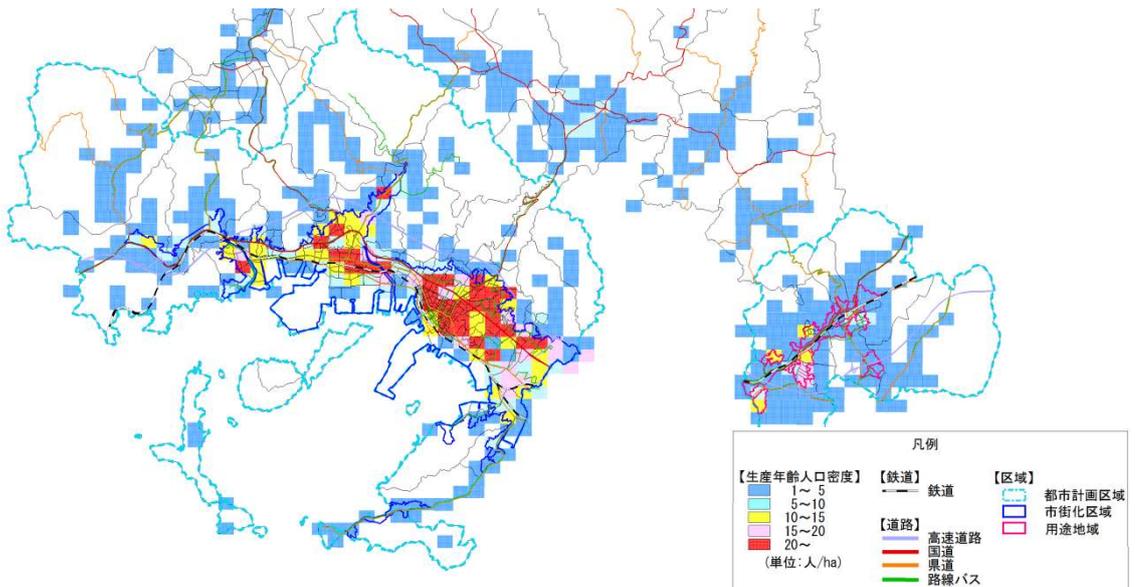
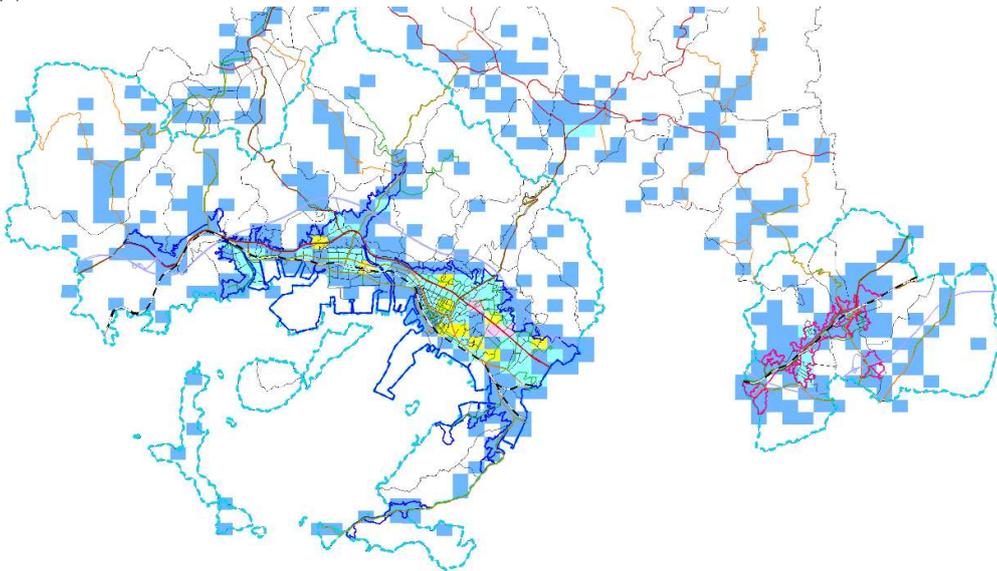
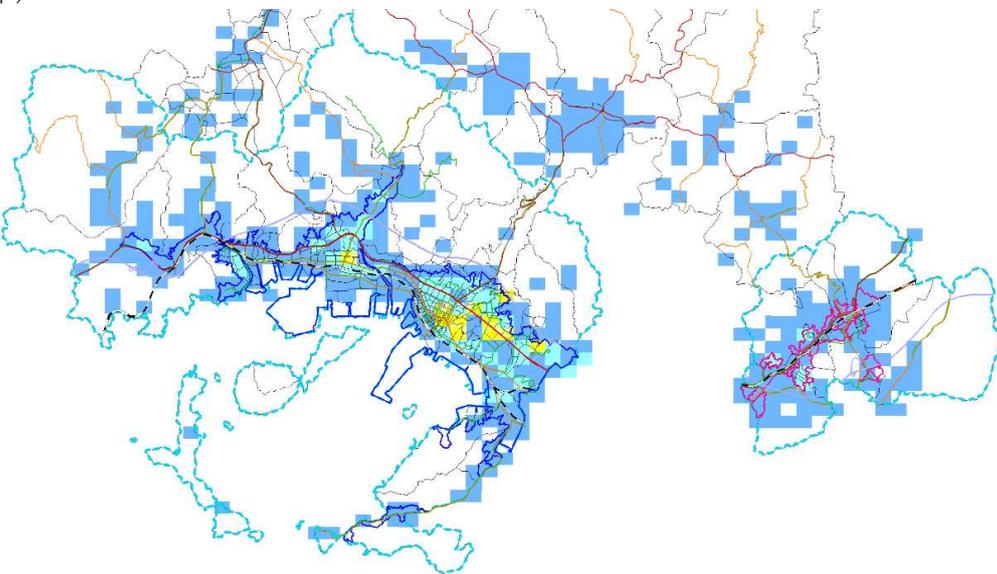


図 2-6 平成 12 (2000) 年～平成 22 (2010) 年～2035 年 生産年齢人口密度の推移 (都市計画区域)
資料：実績値…総務省「国勢調査」メッシュ人口 年代別 (H12・H22)
推計値…国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 (平成 25 年 3 月推計)」

(平成 12 年)



(平成 22 年)



(2035 年)

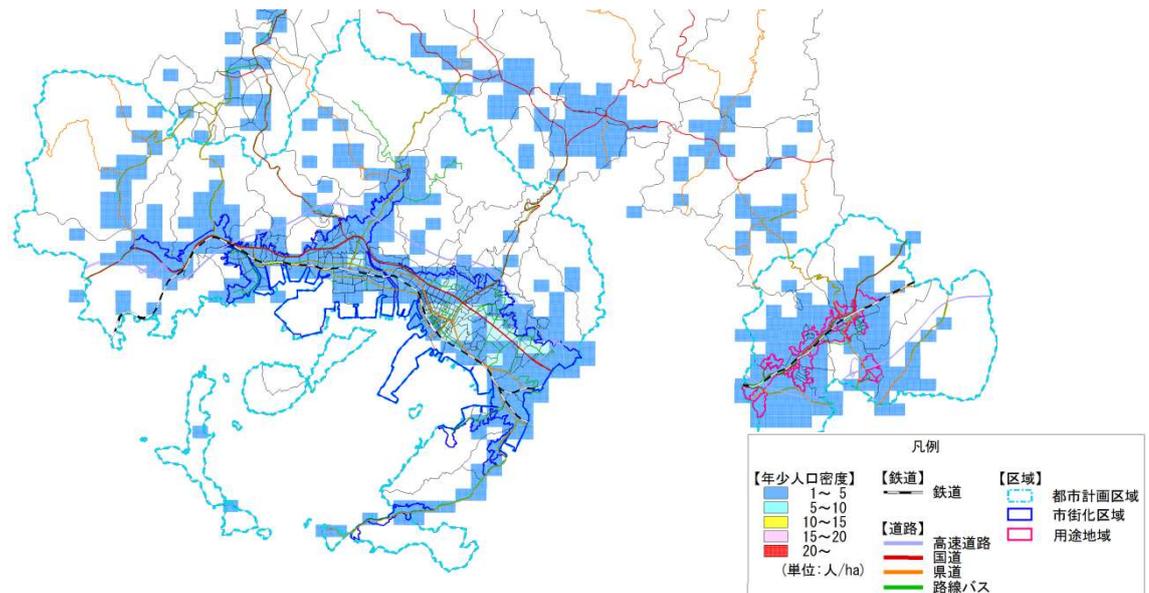
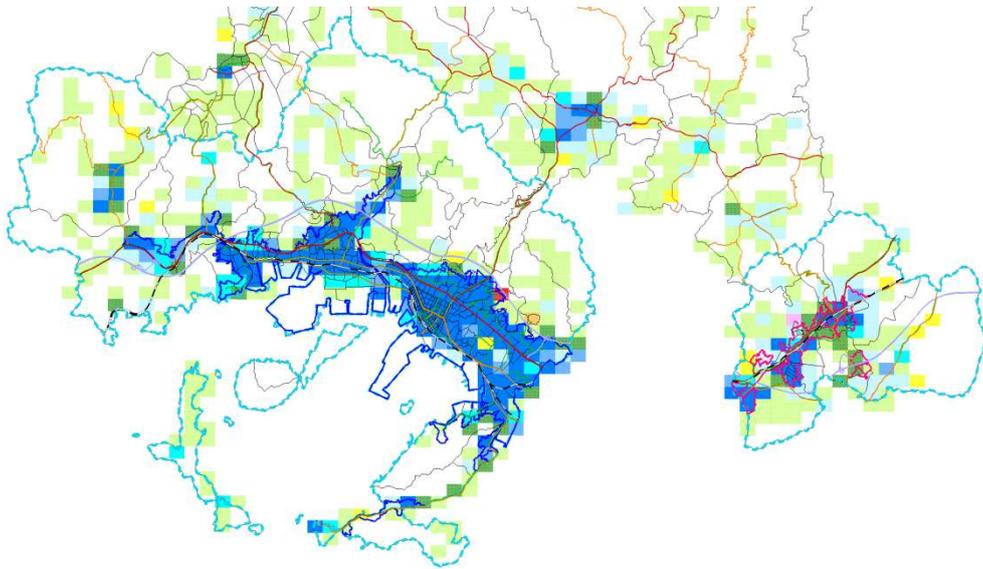


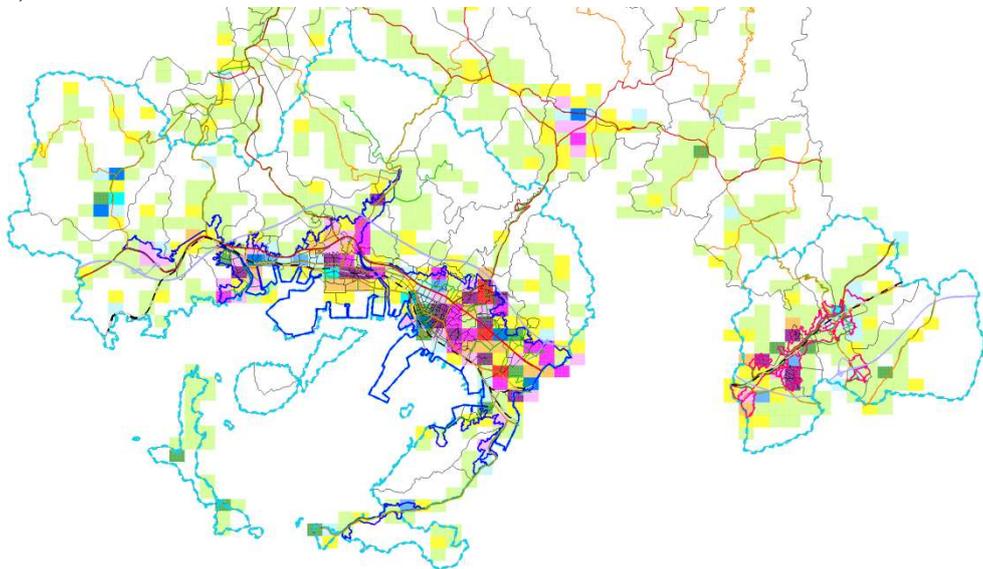
図 2-7 平成 12 (2000) 年～平成 22 (2010) 年～2035 年 年少人口密度の推移 (都市計画区域)

資料：実績値…総務省「国勢調査」メッシュ人口 年代別 (H12・H22)
推計値…国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 (平成 25 年 3 月推計)」

(人口)



(高齢者人口)



(生産年齢人口)

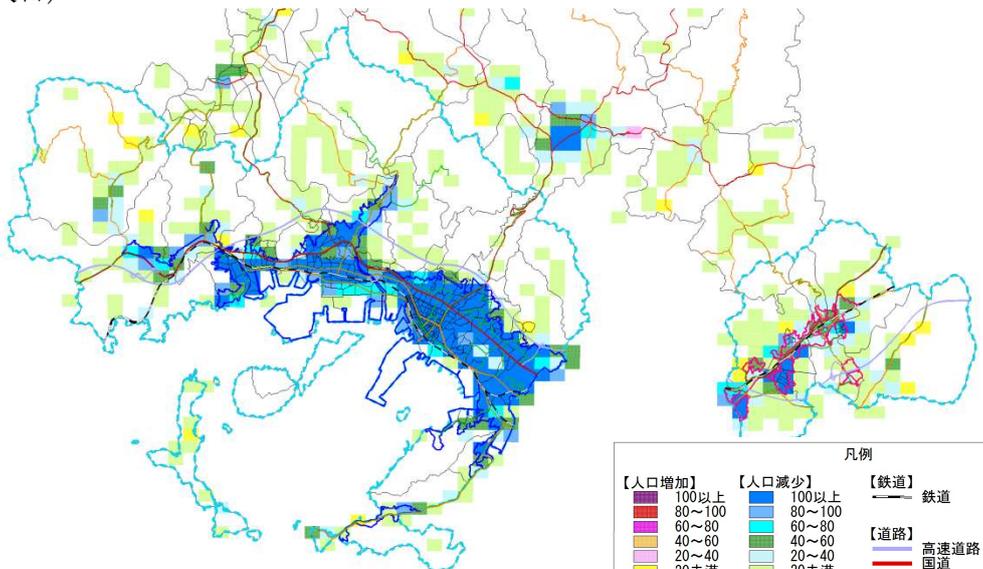


図 2-8 平成 22 (2010) 年~2035 年 メッシュ人口増減の推計 (都市計画区域)

資料:実績値…総務省「国勢調査」メッシュ人口 年代別 (H12・H22)
推計値…国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 (平成 25 年 3 月推計)」

(年少人口)

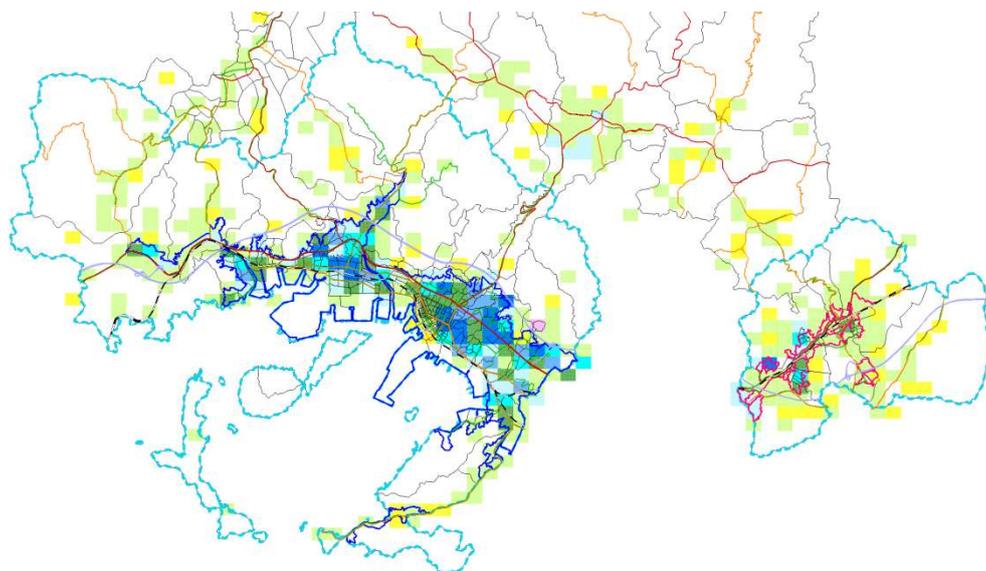


図 2-8 平成 22 (2010) 年～2035 年 メッシュ人口増減の推計 (都市計画区域)

資料：実績値…総務省「国勢調査」メッシュ人口 年代別 (H12・H22)
推計値…国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 (平成 25 年 3 月推計)」

5) 都市計画の区域区分等別人口の推移

都市計画区域内の人口をみると、平成 27 年から 2035 年までに約 2 万 5 千人 (約 20%) 減少することが見込まれます。そのうち、周南都市計画区域の市街化区域内人口は約 1 万 9 千人 (約 17%) の減少、周南東都市計画区域の用途地域内人口は約 3 千人 (約 24%) の減少が見込まれます。都市計画区域外の人口は、約 0.5 千人 (約 4%) 減少することが見込まれます。

■5 年見直し時の追記

平成 27 年から令和 2 年までに、人口はどの区域内でも減少傾向にあります。

都市計画区域内では約 5.8 千人 (約 4%)、周南都市計画区域の市街化区域内では約 4.0 千人 (約 4%)、周南東都市計画区域の用途地域内では約 0.5 千人 (約 4%)、都市計画区域外では約 1.5 千人 (約 12%) 減少しています。

■表 2-1 都市計画の区域区分等別人口の推移

(人)

	都市計画区域内	周南都市計画区域の市街化区域内	周南東都市計画区域の用途地域内	都市計画区域外
平成 27 (2015) 年	132,198	111,561	11,374	12,644
令和 2 (2020) 年	126,437	107,584	10,896	11,103
令和 17 (2035) 年 (平成 25 年 3 月推計値)	107,634	92,806	8,638	12,183

資料：H27 実績値…総務省「国勢調査」、R2 実績値…山口県「令和 4 年度都市計画基礎調査」推計値…国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 (平成 25 年 3 月推計)」

※令和 4 年度都市計画基礎調査の集計データは令和 2 年国勢調査 男女別・年齢階級 (5 歳階級) 別人口を基に作成されたもの

※2035 年は、数値がないためメッシュ人口から算出している

6) 人口集中地区 (D I D) の推移

人口集中地区 (以下「D I D」という。) の面積は、人口の増加に伴い主に農地や丘陵部が宅地開発されたことによって、昭和 45 (1970) 年の 1,580ha (当時の旧 2 市 2 町面積の 2.4%) から昭和 55 (1980) 年の 2,830ha (4.3%) まで急激に増加しました。それ以降は、市街化区域縁辺部に向けて、平成 27 年の 3,028ha (市域の 4.6%) まで微増しています。

D I D人口は、昭和 45 年から 55 年にかけて急激に増加し、昭和 55 年には 10 万人を超えて人口の 60.4%がD I D内に居住していましたが、その後、減少傾向となっています。D I D人口密度は、昭和 45 年の 47.9 人/ha から平成 27 年の 29.3 人/ha まで低下しています。本市の臨海部に広がる工業専用地域を除いたD I D面積における人口密度をみると、同様に、昭和 45 年以降低下傾向にあり、D I Dの基準である 40 人/ha を下回ってきています。

■5 年見直し時の追記

人口集中地区の面積は、令和 2 年においても微増しており、3,058ha (市域の 4.7%) となっています。

D I D人口密度は、令和 2 年においても引き続き減少しており、28.1 人/ha まで低下しています。

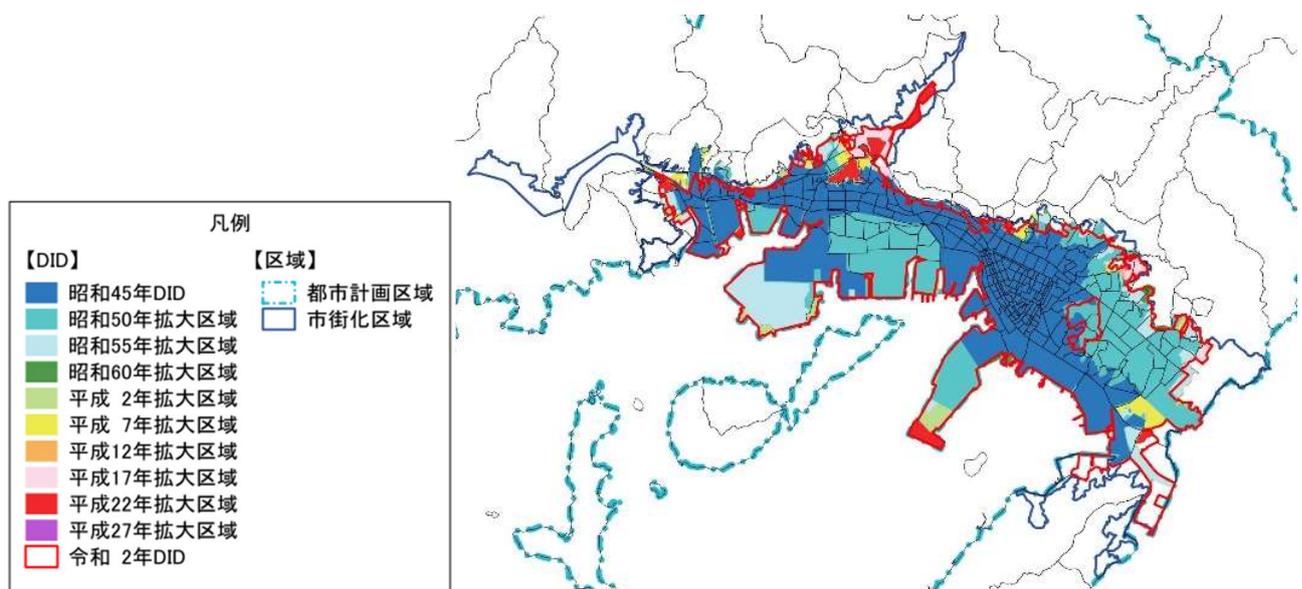
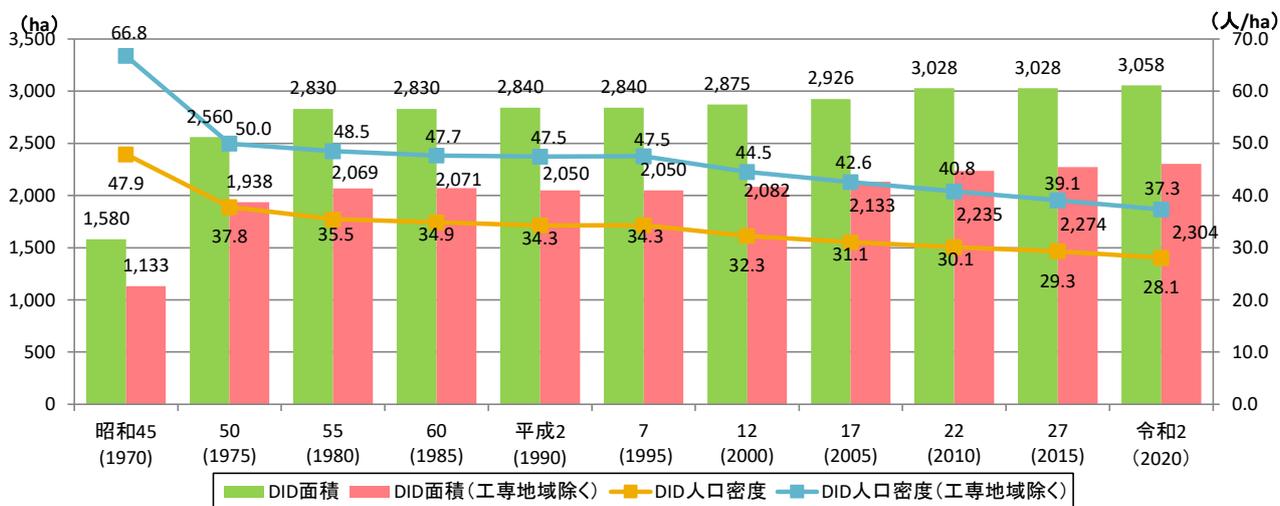
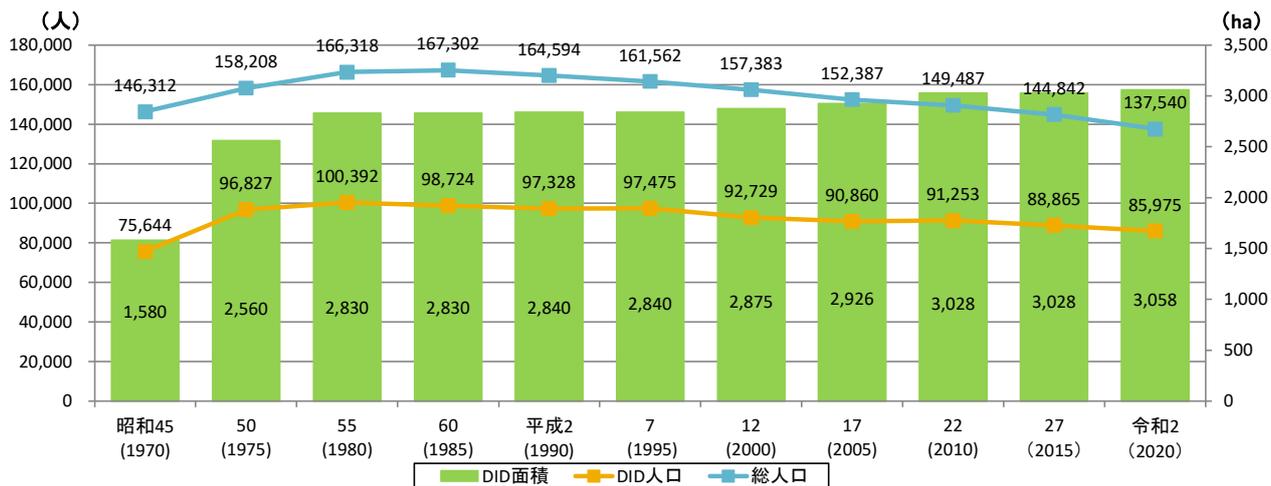


図 2-9 D I Dの変遷

資料：国土交通省「国土数値情報 DID 人口集中地区」



グラフ 2-4 DID面積とDID人口、DID人口密度の推移

資料：S45～H27 実績値…総務省統計局「国勢調査」、

R2 実績値…山口県「令和4年度都市計画基礎調査」、国土交通省「令和2年都市計画現況調査」

※令和4年都市計画現況調査の集計データは、令和2年国勢調査 DID 地区境界データをもとに作成されたもの

※1ha = 10,000 m²

7) 人口動態

① 人口の流入

本市の人口の流入の推移をみると、流入人口が流出人口を上回る流入超過が続いていますが、その人口は、平成2年の9,614人から平成22年の5,512人となり、4,102人(42.7%)減少しています。

また、昼間人口を夜間人口で割った昼夜間人口比率も、平成2年の105.9%から平成22年の103.7%まで2.2%低下して、微減傾向となっています。

■5年見直し時の追記

流入人口は、令和2年には5,239人となっており、平成22年から273人(5.0%)減少しています。

昼夜間人口比率は、令和2年には103.8%となり、平成22年から概ね横ばいとなっています。

② 従業者と通学者の流出入

平成 22 年の 15 歳以上の従業・通学地をみると、下松市（流入超過 731 人）、光市（流入超過 1,222 人）、防府市（流入超過 1,521 人）からの流入が多くなっています。また、都市圏に関する通勤・通学割合をみると、下松市と光市における本市への通勤等割合が高く、本市は、下松市と光市、本市で構成する周南広域都市圏の中心市となっています。

■ 5 年見直し時の追記

令和 2 年の 15 歳以上の従業・通学地をみると、下松市（流入超過 1,097 人）、光市（流入超過 1,003 人）、防府市（流入超過 1,227 人）からの流入が引き続き多くなっています。

③ 社会動態

本市の社会動態をみると、昭和 60（1985）年から平成 25 年まで社会減（転出超過）にあるものの、社会減数は近年縮小傾向にあります。

男女別では、男性と比べて女性は 15-19 歳と 20-24 歳の年齢層に転出超過が集中しています。転出入が多い 15-19 歳から 25-29 歳までを合計すると、年間の転出超過数は男性 105 人に対して女性は 173 人（1.7 倍）となっています。

■ 5 年見直し時の追記

社会動態は、令和 4 年においても、社会減（転出超過）にあるものの、その数は鈍化しています。

男女別では、平成 24 年と平成 25 年の平均では、女性は 15-19 歳と 20-24 歳の年齢層に転出超過が集中していますが、令和 3 年と令和 4 年の平均では、15-19 歳の年齢層に転出超過が集中しています。

転出入が多い年代（15-19 歳から 25-29 歳までの合計）を男女別に比較すると、令和 3 年と令和 4 年の平均では、男性 100 人に対して女性は 132 人（1.3 倍）となっています。

■表 2-2 周辺都市から周南市への通勤・通学割合

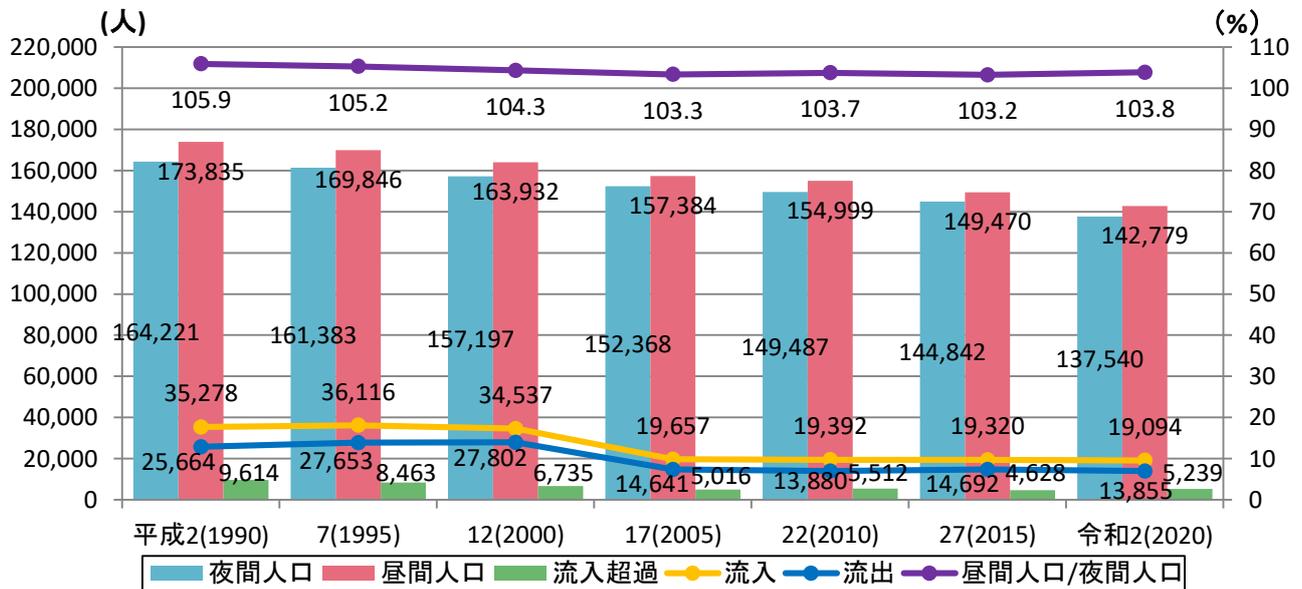
平成 22 年	流入人口	流出口口	流入超過	就業者等	周南市への通勤等割合
下松市	7,343	6,612	731	26,665	27.5%
光市	3,538	2,316	1,222	25,275	14.0%
防府市	2,917	1,396	1,521	60,954	4.8%
山口市	1,614	1,013	601	105,323	1.5%
岩国市	1,114	810	304	68,756	1.6%

令和 2 年	流入人口	流出口口	流入超過	就業者等	周南市への通勤等割合
下松市	7,376	6,279	1,097	30,705	24.0%
光市	3,341	2,338	1,003	27,078	12.3%
防府市	2,846	1,619	1,227	66,922	4.7%
山口市	1,477	1,028	449	116,416	1.3%
岩国市	1,000	833	167	71,964	1.4%

資料：総務省「国勢調査」

※就業者等：常住する 15 歳以上の就業者数及び 15 歳以上通学者数

※通勤等割合：就業者等のうち周南市への流入人口の割合



グラフ 2-5 人口流出入の推移

資料：総務省「国勢調査」

▼平成 22 (2010) 年



▼令和 2 (2020) 年

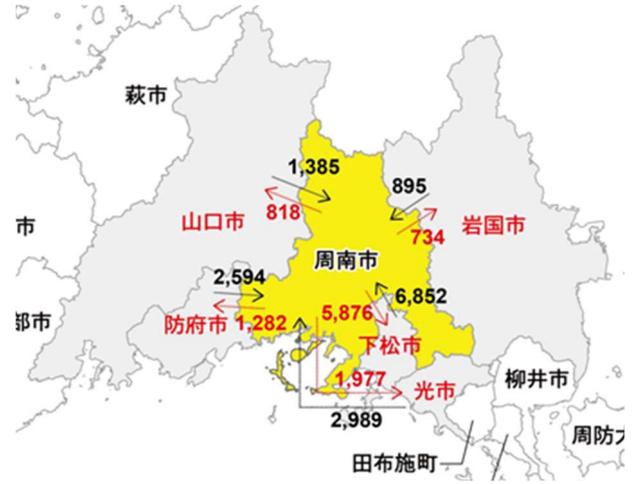


図 2-10 従業員の流出入人口

▼平成 22 (2010) 年

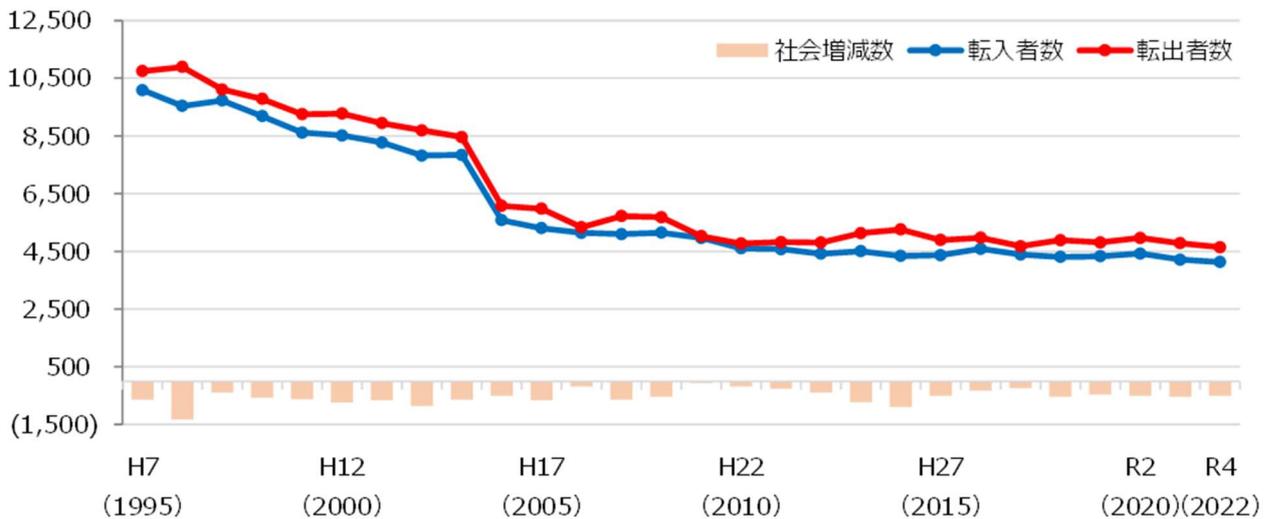


▼令和 2 (2020) 年



図 2-11 通学者の流出入人口

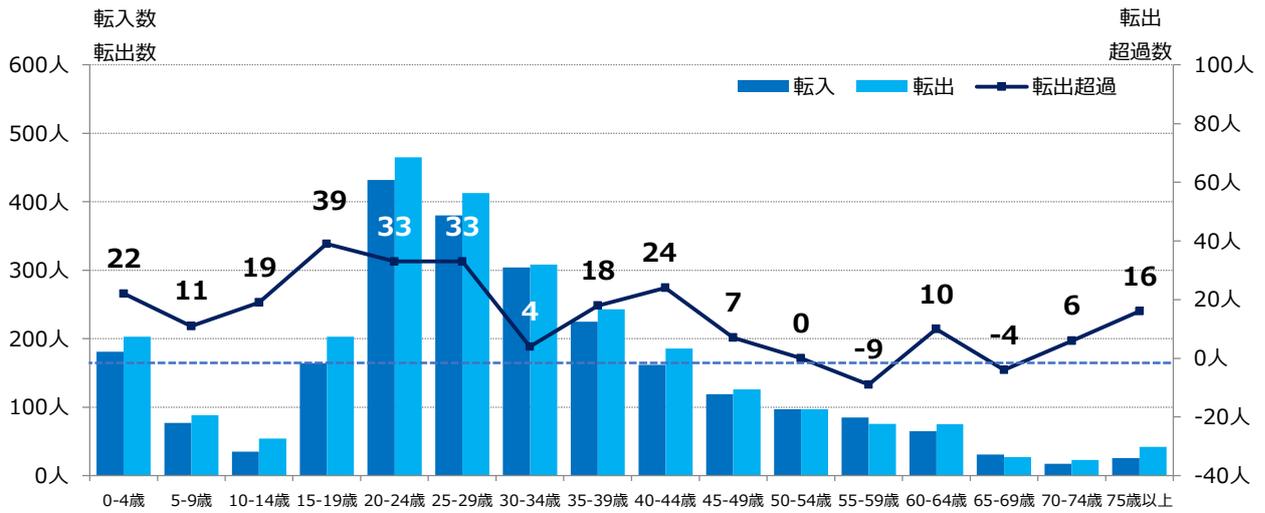
資料：総務省「国勢調査」(H22・R2)



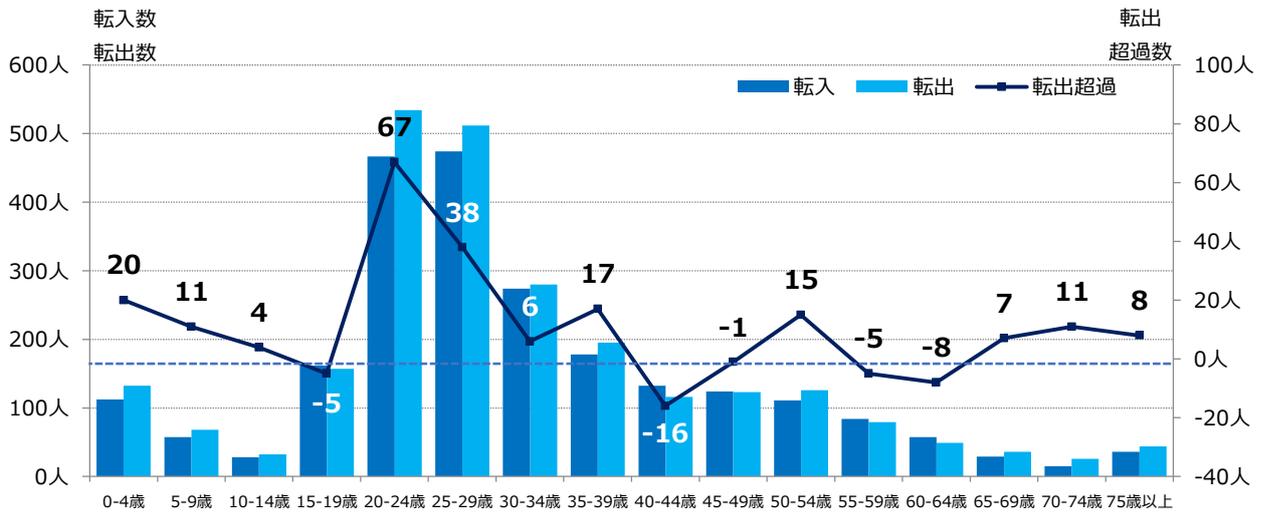
グラフ 2-6 社会動態 (平成 7 (1995) 年～令和 4 (2022) 年)

資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」

■平成 24（2012）年と平成 25（2013）年の平均



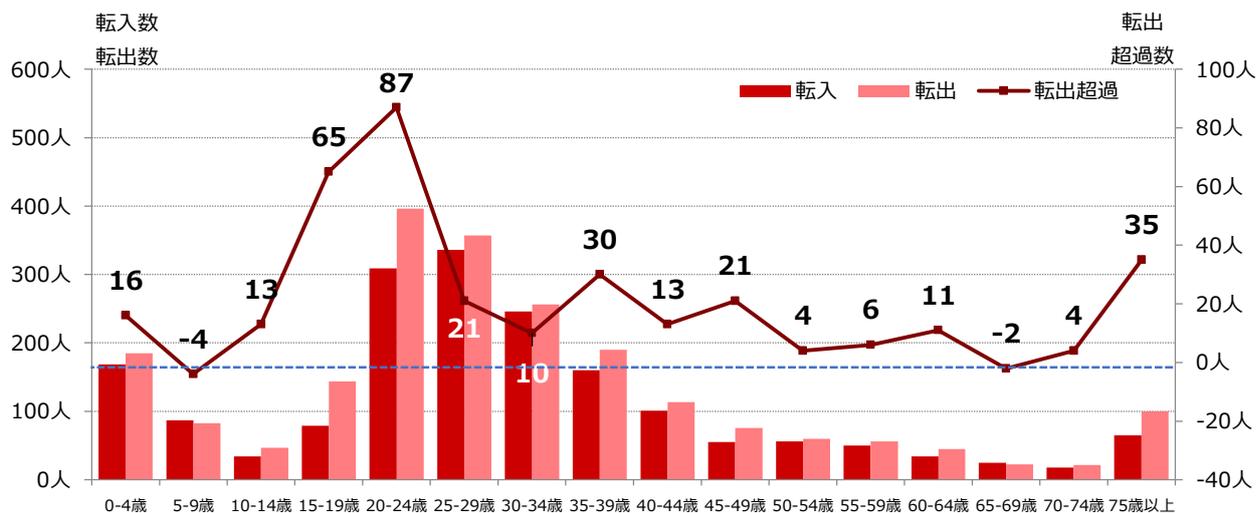
■令和 3（2021）年と令和 4（2022）年の平均



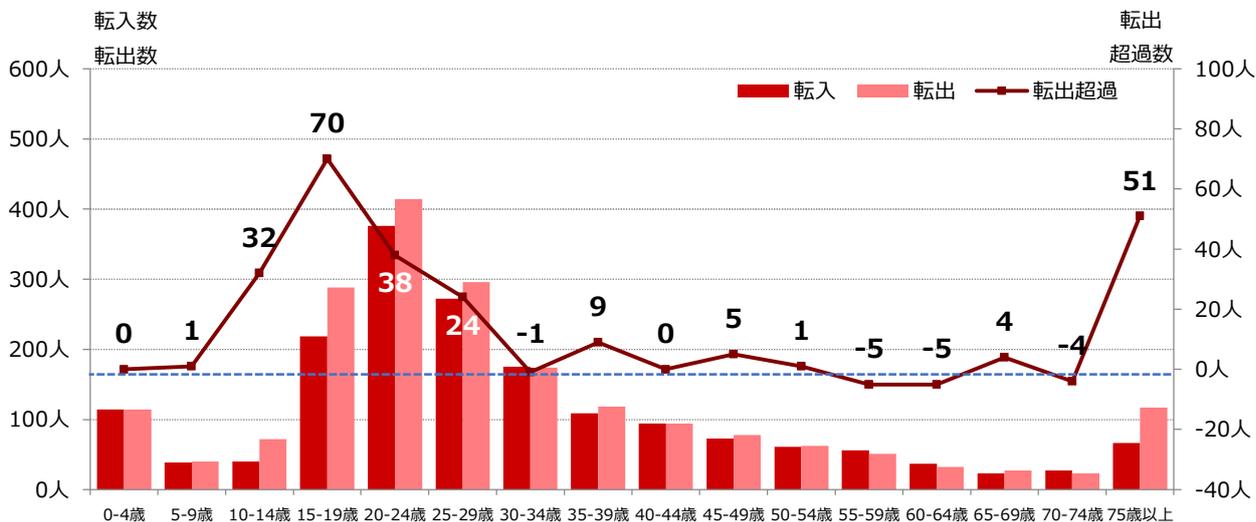
グラフ 2-7 年齢別転入・転出者数（男性）

資料：H24～H25…周南市「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、R3～R4…周南市資料

■平成 24（2012）年と平成 25（2013）年の平均



■令和 3（2021）年と令和 4（2022）年の平均



グラフ 2-8 年齢別転入・転出者数（女性）

資料：H24～H25…周南市「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、R3～R4…周南市資料

2. 土地利用

1) 都市計画

① 区域区分と地域地区

都市計画法に基づき、徳山地域と新南陽地域の一部が周南都市計画区域（19,843ha）に、熊毛地域の一部が周南東都市計画区域（5,244ha）に指定されています。

周南都市計画区域は、区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）が定められた線引き都市計画区域で、用途地域を定めています。一方、周南東都市計画区域は、区域区分を定めない非線引き都市計画区域で、用途地域を定めています。市域全体で4,451haの用途地域を指定していて、都市計画区域の17.8%、市域の6.8%を占めています。特に、臨海部には工場が多く立地していて、工業系用途の割合が35.2%と高くなっています。

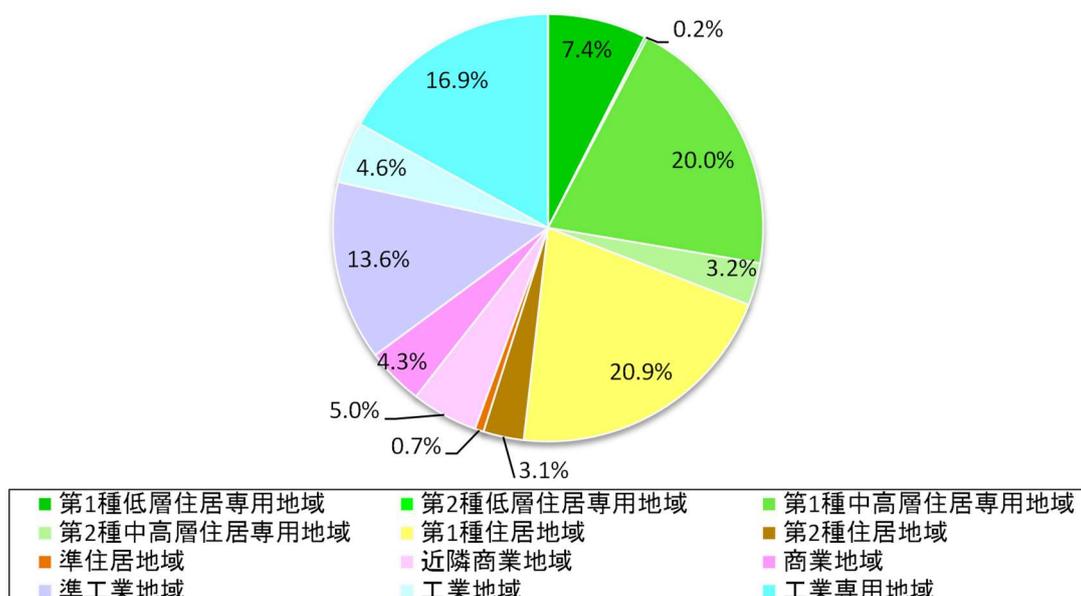
■5年見直し時の追記

市域全体の用途地域は、令和2年に周南都市計画区域内の市街化区域が3,982haから3,986haに増加したことにより、4,455haになっています。

■表 2-3 区域区分等の面積と人口

	面積 (ha)	割合 (%)	人口 (千人)	割合 (%)
市域	65,629	100.0%	137.5	100.0%
都市計画区域	25,087	38.2%	126.4	91.9%
(周南)市街化区域	3,986	6.1%	107.6	78.2%
市街化調整区域	15,857	24.2%	5.0	3.6%
(周南東)用途地域	469	0.7%	10.9	7.9%
用途白地	4,775	7.3%	3.0	2.2%
都市計画区域外	40,542	61.8%	11.1	8.1%
DID	3,058	4.7%	86.0	62.5%

資料：面積…国土交通省「令和4年都市計画現況調査」、人口…山口県「令和4年度都市計画基礎調査」
 ※令和4年度都市計画基礎調査の集計データは令和2年国勢調査 男女別・年齢階級（5歳階級）別人口を基に作成



グラフ 2-9 用途地域の面積割合

資料：国土交通省「令和4年都市計画現況調査」

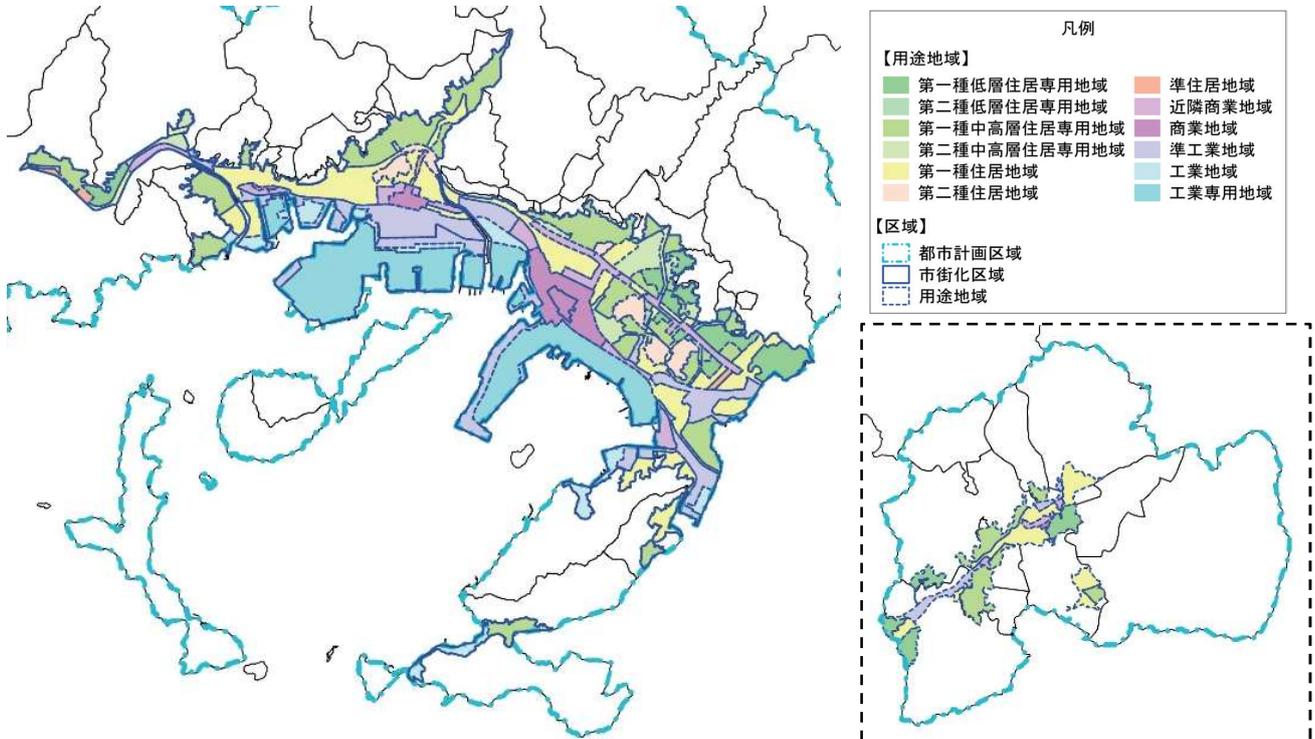


図 2-12 用途地域（周南都市計画区域と周南東都市計画区域）

資料：山口県「令和4年度都市計画基礎調査」

② 市街地開発事業等

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る土地区画整理事業は、市内で 25 か所が既に施行され、現在、久米中央地区と富田西部第一地区の 2 か所を施行中です。

■ 5 年見直し時の追記

土地区画整理事業は、市内で 26 か所が既に施行され、現在、富田西部第一地区の 1 か所を施行中です。また、市街地再開発事業は、徳山駅前地区の 1 か所で施行されました。

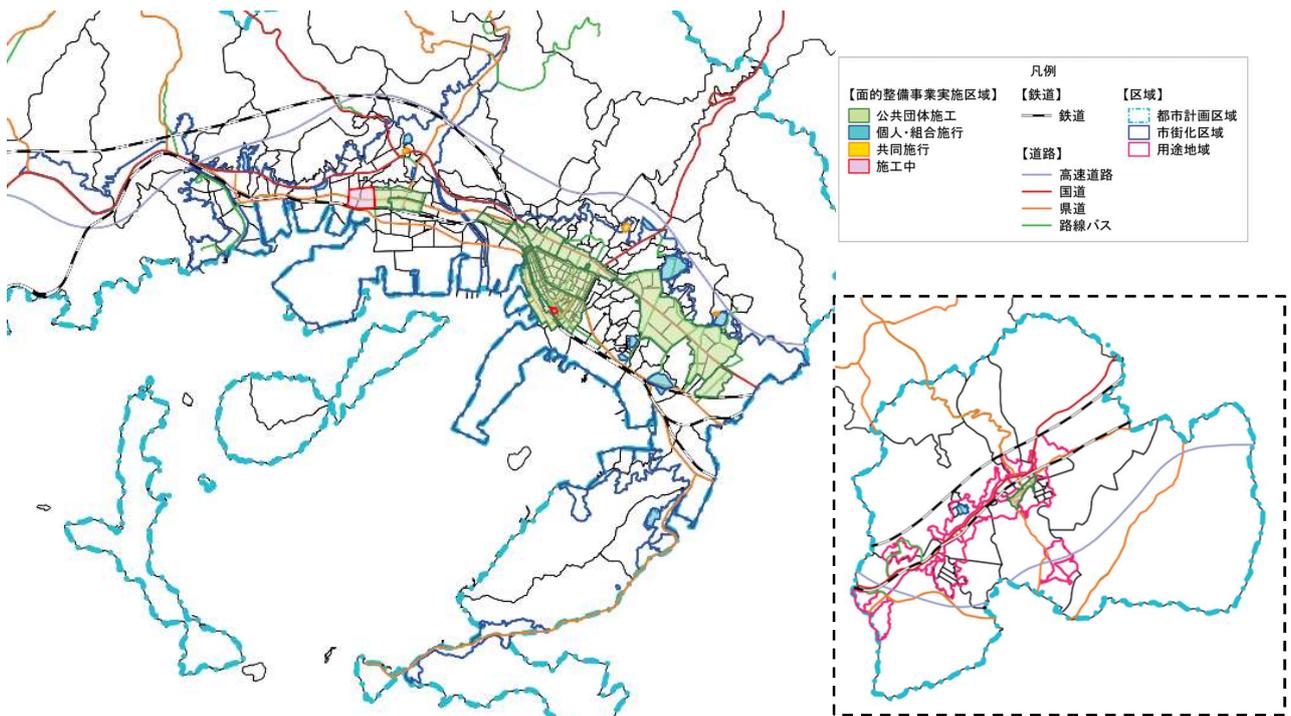


図 2-13 土地区画整理事業実施区域（周南都市計画区域と周南東都市計画区域）

資料：山口県「令和4年度都市計画基礎調査」

2) 土地利用

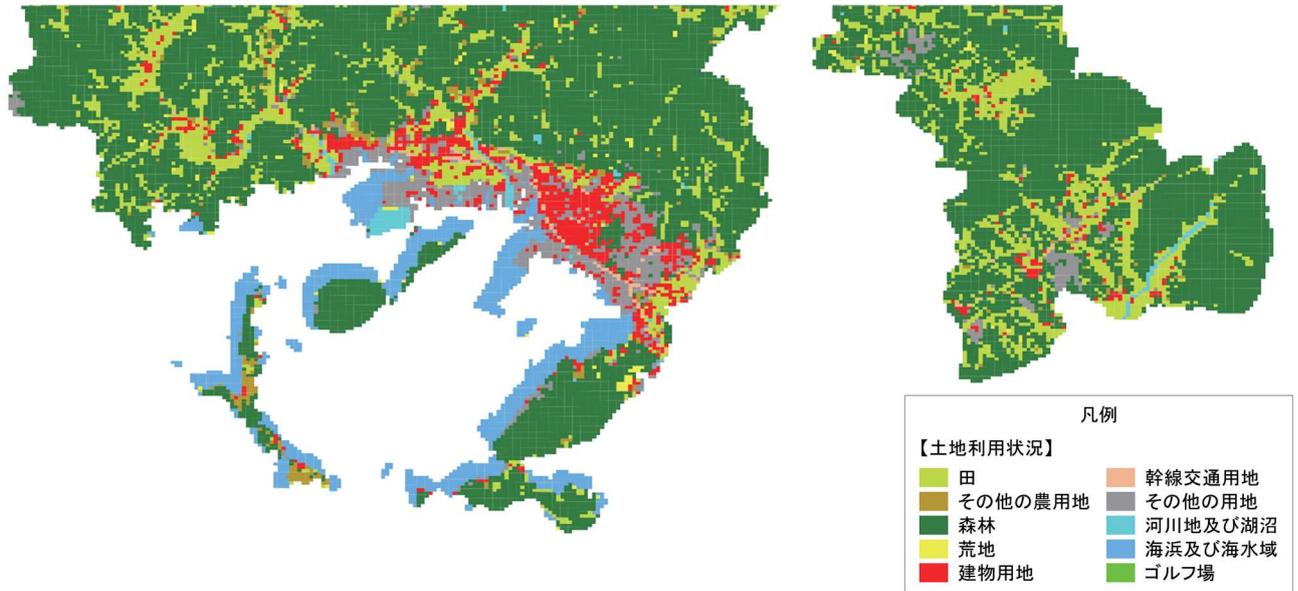
① 土地利用

平成 26 年時点で、本市の総面積 656.29 km²のうち民有地は 296.66 km²を占めています。そのうち、森林が 199.36 km² (67.2%)、田が 36.62 km² (12.3%)、宅地が 27.24 km² (9.2%)、畑が 12.31 km² (4.1%) となっています。

人口増加、自動車の普及等に伴い、市街地周辺において田や森林から建物用地への転用が進み、建物用地は、昭和 51 (1976) 年の 14.98 km²から平成 21 年の 38.02 km²まで約 2.5 倍に増加しています。

また、沿岸部の海浜及び海水域は埋め立てられ、工場などの工業系の土地利用が進んでいます。

(昭和 51 (1976) 年)



(平成 21 (2009) 年)

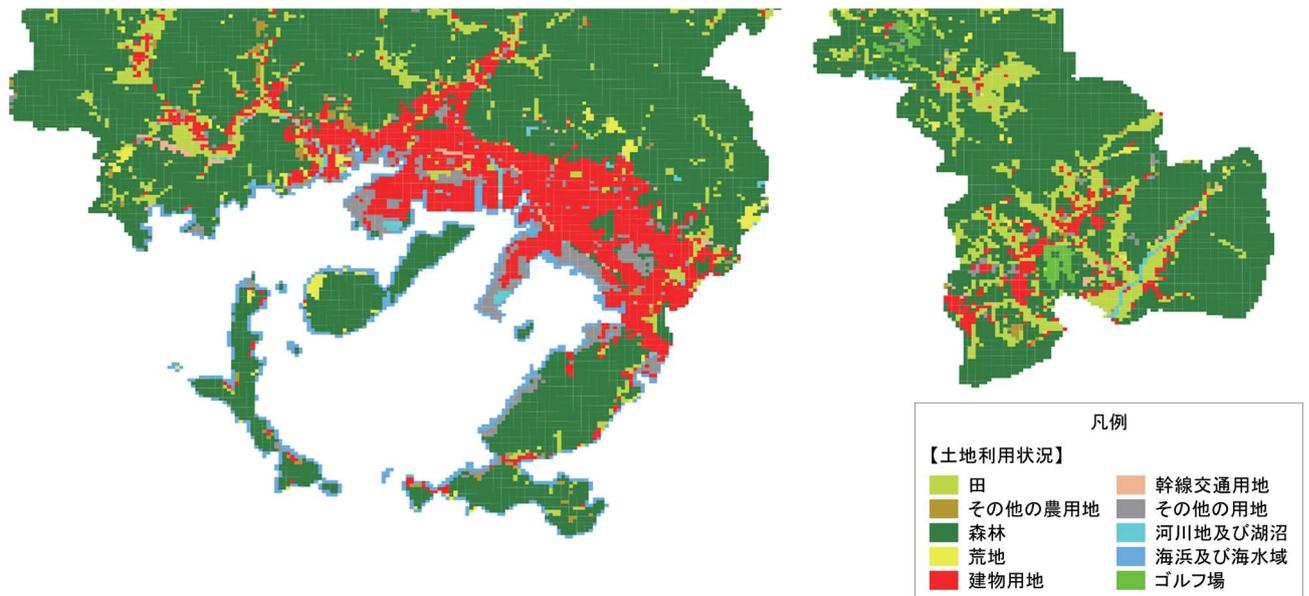


図 2-14 土地利用の状況

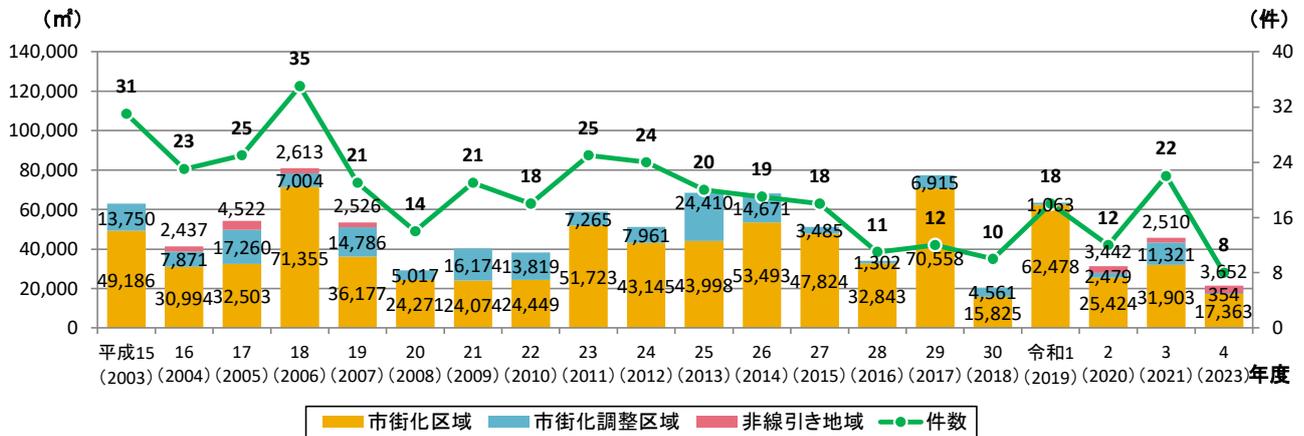
資料：国土交通省「国土数値情報 土地利用 3 次メッシュデータ」
 ※面積は 100mメッシュから算出

② 開発許可

本市の開発許可の動向をみると、近年、開発許可件数は、年間 20 件程度で推移していて、原則として市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域における開発行為も行われています。

■ 5 年見直し時の追記

平成 28 年以降の開発許可件数は、令和元年度の 18 件や令和 3 年の 22 件を除き、年間 10 件程度で推移しており、やや減少しています。



グラフ 2-10 開発許可件数と開発許可面積の推移

資料：H28 実績値…山口県「平成 29 年度都市計画基礎調査」、H29～R3 実績値…山口県「令和 4 年度都市計画基礎調査」、H15～H27・R4 実績値…周南市資料
※当初許可申請後の変更は反映していない

③ 新設住宅着工

新設住宅着工状況をみると、主に市街化区域と用途地域内において住宅が建設されていますが、市街化調整区域等の着工もあります。

新設住宅着工戸数をみると、近年は平成 18 年の 1,188 戸が最も多く、平成 21 年以降は 800 戸程度で推移しています。

■ 5 年見直し時の追記

新設住宅着工戸数は、令和 3 年に 1,126 戸と、過去 10 年間で最も多くなっています。

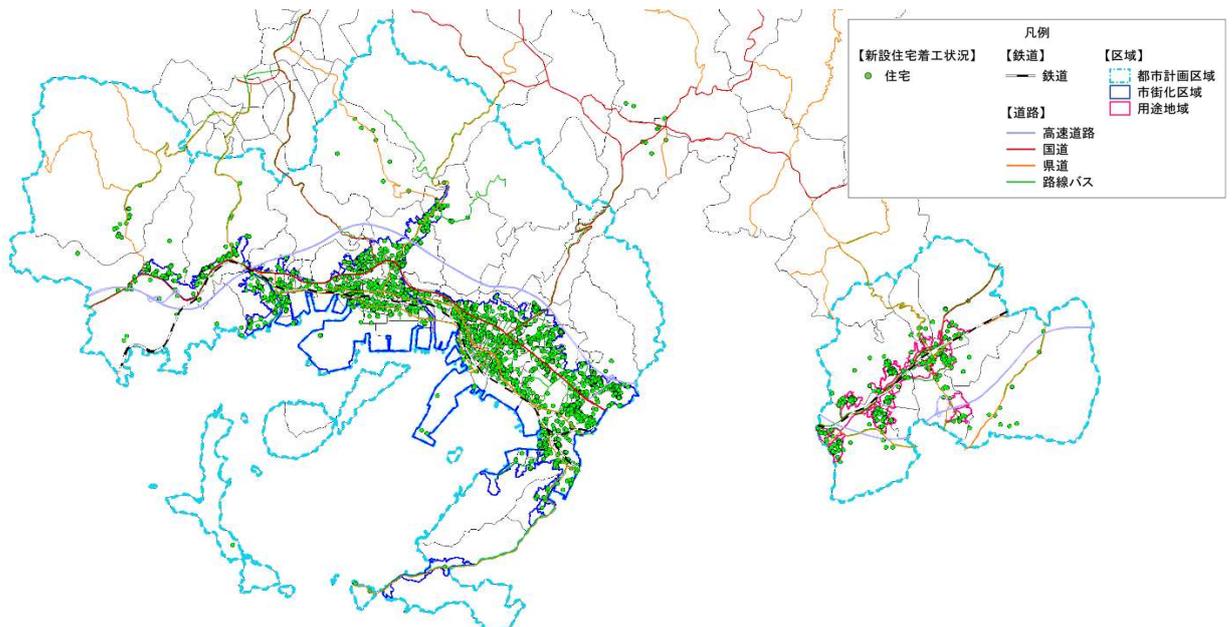
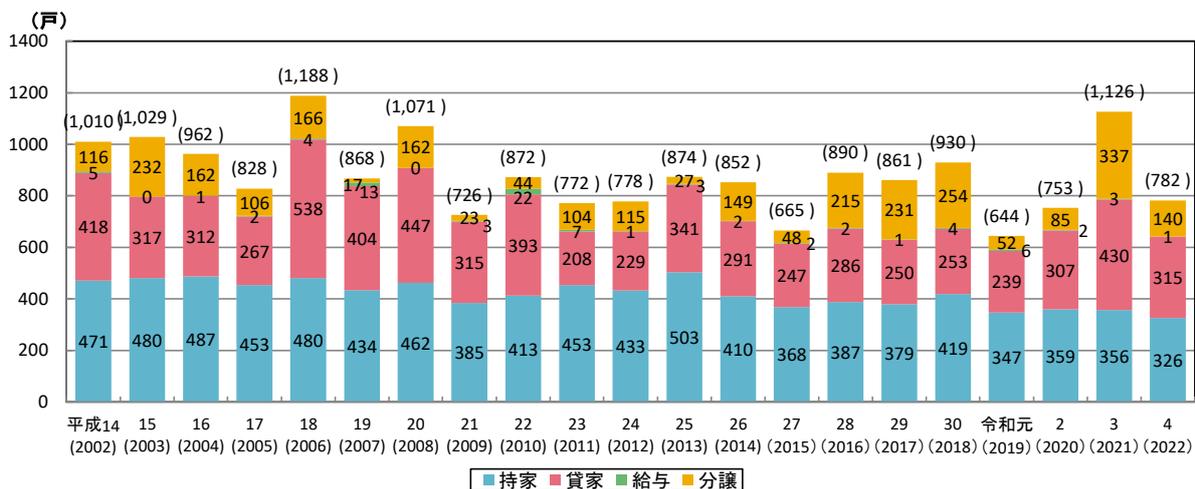


図 2-15 新設住宅着工の状況

資料：山口県「平成 24 年度都市計画基礎調査」
※建築確認が必要な住宅のみ対象



グラフ 2-11 新設住宅着工戸数の推移

資料：山口県「山口県新設住宅着工戸数」

④ 低未利用地

低未利用地の状況を見ると、主に市街地の一部やその縁辺部などで空地率が高くなっています。特に中心市街地では、空きビルや空き店舗とともに、解体後の空き地が時間貸し又は月極の駐車場に転用されることが多くなっています。

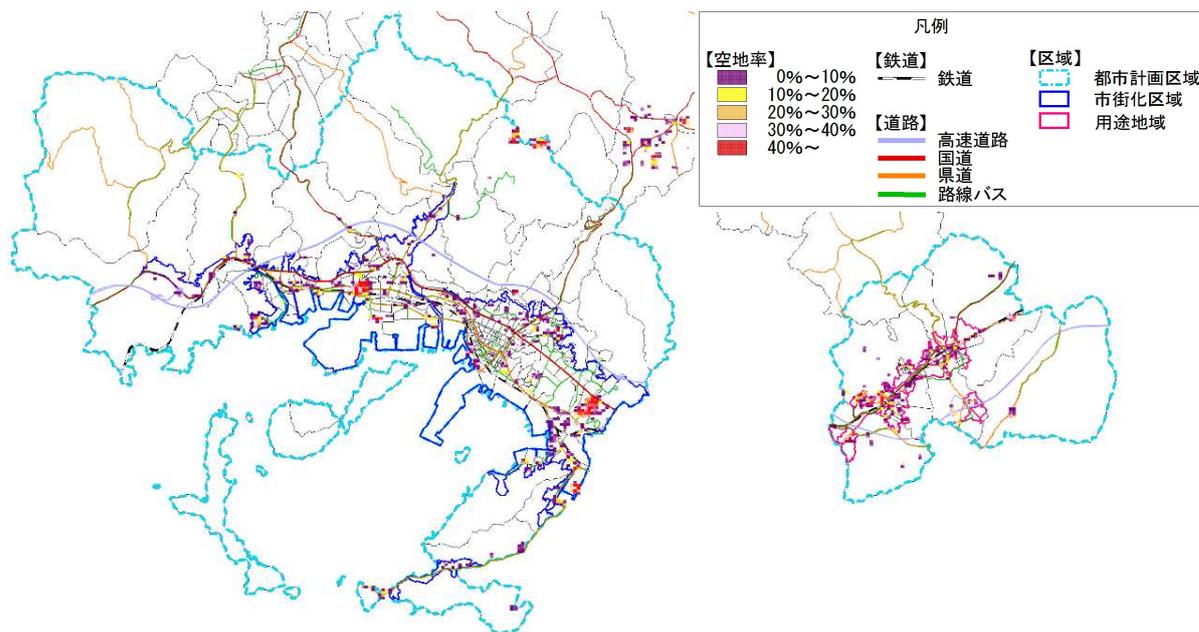


図 2-16 低未利用地の状況 (都市計画区域)

資料：山口県「平成 24 年度都市計画基礎調査」

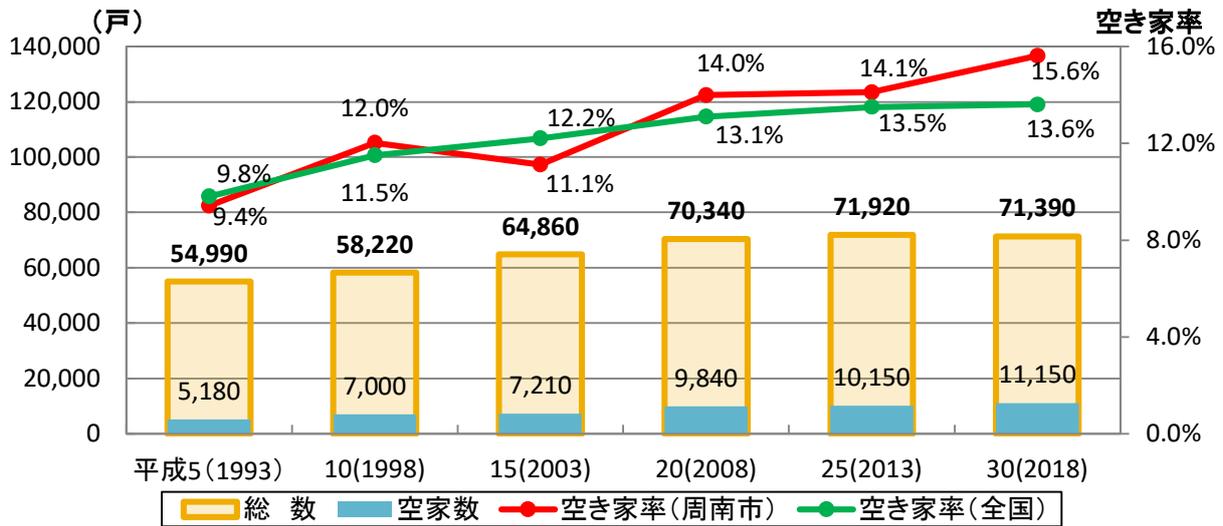
⑤ 空き家

空き家の状況を見ると、平成5年の5,180戸から平成25年には10,150戸と約2倍に増加しています。空き家率は、一般的にある程度の割合は許容されていますが、平成5年の9.4%から平成25年の14.1%と4.7%増加して、全国平均と比べて高くなっています。

■5年見直し時の追記

空き家数は、平成30年には11,150戸まで増加しています。

空き家率は、平成30年には15.6%となり、全国平均と比べて、2.0ポイント高くなっています。



グラフ 2-12 空き家数及び空き家率の推移

資料：総務省「住宅・土地統計調査」

3. 経済活動

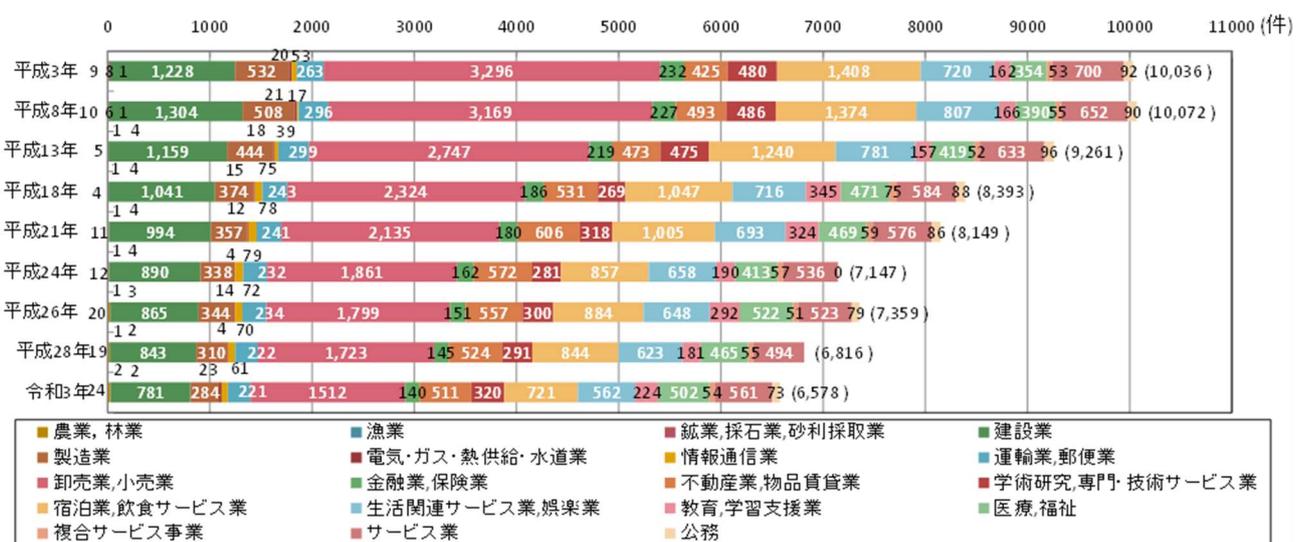
1) 産業構造

① 産業分類別事業所

平成26年(2014年)の産業構造をみると、事業所は市内に7,359か所立地しています。その内訳をみると卸売業・小売業が1,799か所(24.4%)で最も多く、次いで宿泊業・飲食サービス業が884か所(12.0%)、建設業が865か所(11.8%)、生活関連サービス業・娯楽業が648か所(8.8%)となっています。

卸売業・小売業の事業所数は多いものの、平成3年の3,296か所から平成26年までに1,497か所(45.4%)減少しています。宿泊業・飲食サービス業も、平成3年の1,408か所から平成26年までに524か所(37.2%)減少しています。

その一方で、平成3年から平成26年までに、教育・学習支援業が130か所(80.2%)増加、医療・福祉が168か所(47.5%)増加しました。

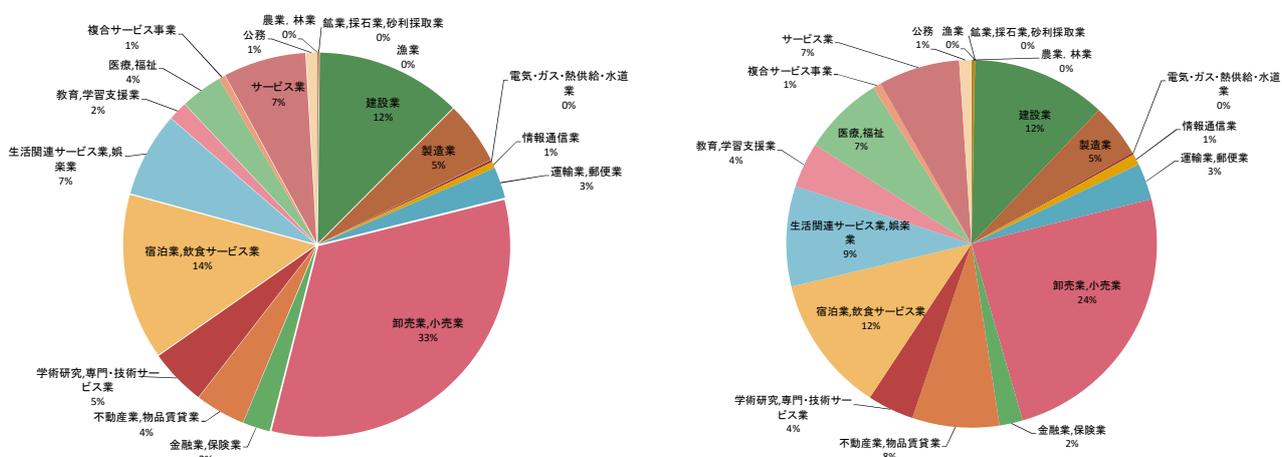


グラフ 2-13 産業分類別事業所数

資料：H3 実績値…経済産業省「事業所統計調査」、H8～H18 実績値…経済産業省「事業所・企業統計調査」、H21～R3 実績値…経済産業省「経済センサス」

(平成3年)

(平成26年)



グラフ 2-14 産業分類別事業所数の割合

資料：経済産業省「事業所統計調査(平成3年)」、経済産業省「経済センサス(平成26年)」

② 事業所

平成 24 年における事業所の立地状況をみると、中心市街地と新南陽駅周辺に集積しています。

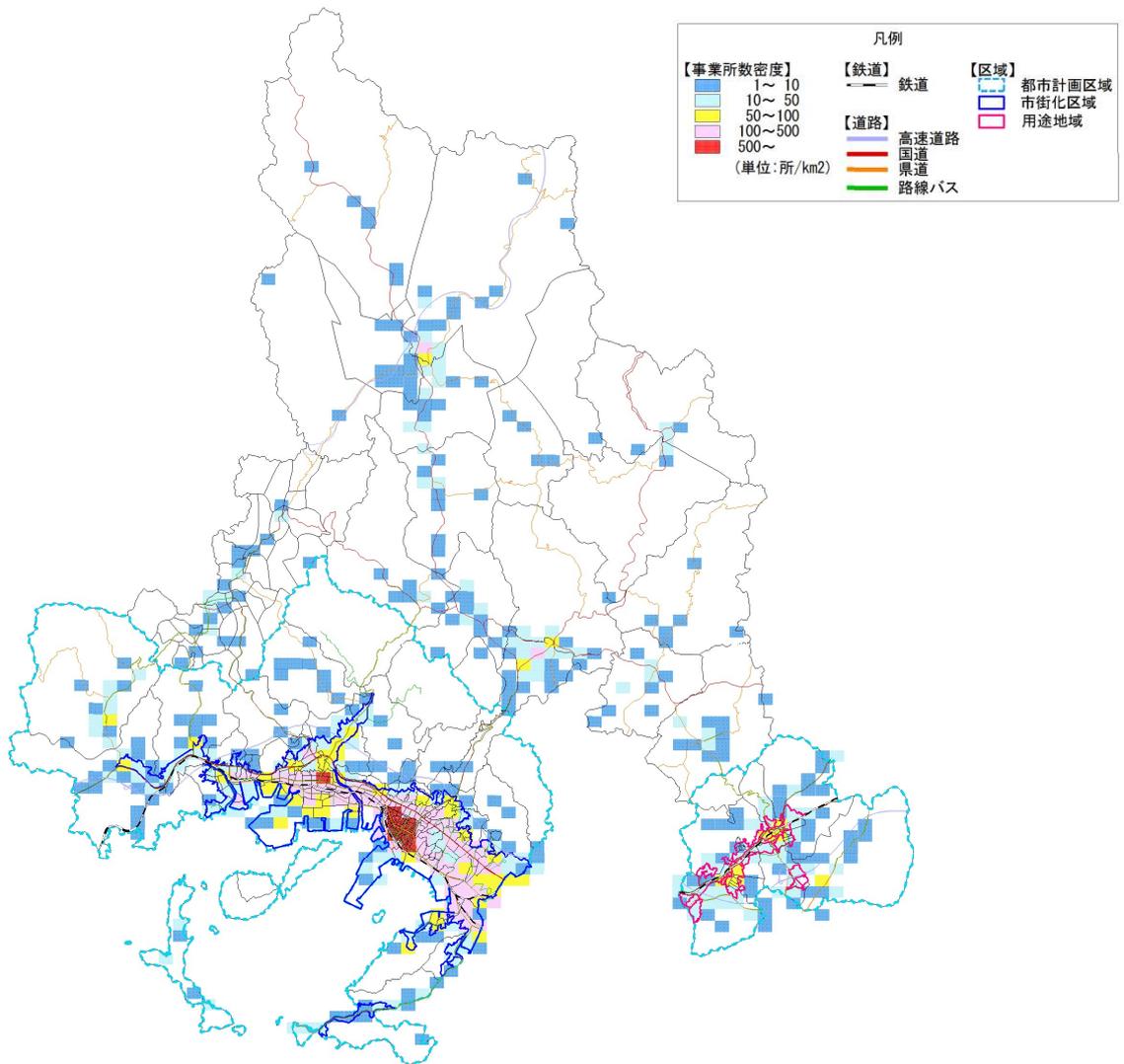


図 2-17 全産業事業所分布（市域）

資料：経済産業省「経済センサス」

③ 従業者

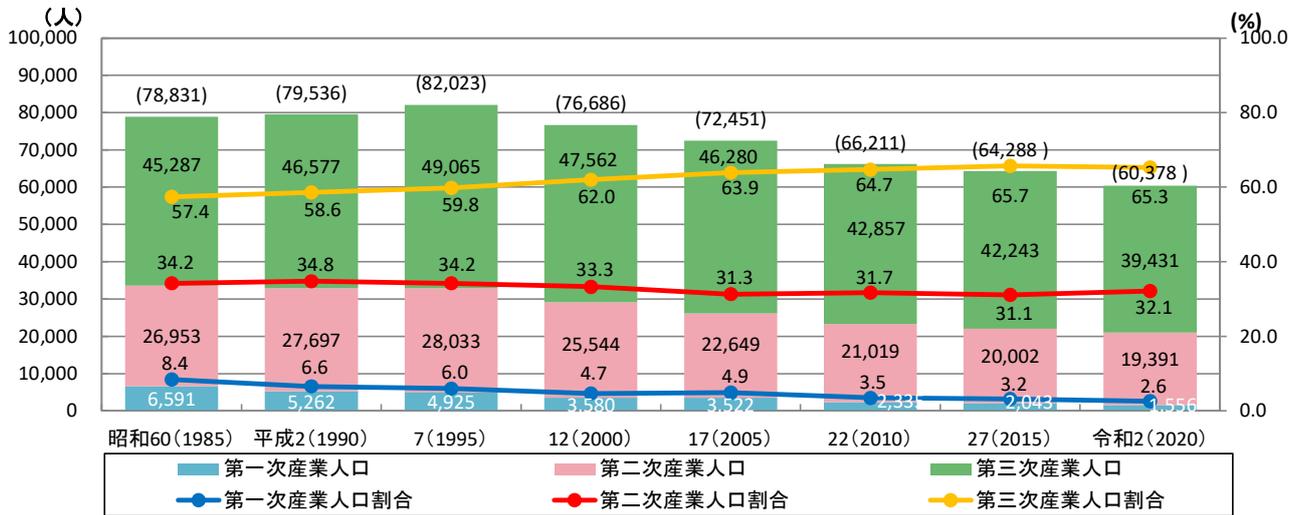
産業 3 区分別従業者数をみると、平成 22 年の総従業者数は 66,211 人で、その内訳は、第一次産業が 2,335 人（3.5%）、第二次産業が 21,019 人（31.7%）、第三次産業が 42,857 人（64.7%）となっています。総従業者数は、平成 7 年に微増したものの、その後は減少しており、平成 22 年は平成 2 年に比べて 13,325 人（16.8%）減少しています。

産業 3 区分別にみると、第一次産業従業者及び第二次産業従業者の比率が低下傾向にある中で、第三次産業従業者の比率は平成 2 年の 58.6%から平成 22 年の 64.7%へ高くなっています。しかしながら、従業者数は全ての区分で減少しています。

■ 5 年見直し時の追記

総従業者数は引き続き減少傾向にあり、令和 2 年は平成 22 年に比べて 5,833 人（8.8%）減少しています。

産業 3 区分別の傾向は、第一次産業従業者の比率は低下し、第三次産業の比率が増加しているなか、第二次産業は約 30%程度で推移しています。



グラフ 2-15 産業別3区分従業者数の推移

資料：総務省「国勢調査」

2) 商業

① 小売事業所数・従業者数・年間商品販売額・売場面積

平成 26 年の小売事業所数は 959 事業所、従業者数は 5,529 人、年間商品販売額は 121,328 百万円、売場面積 139,080 m²となっています。

昭和 63 (1988) 年以降の推移をみると、小売事業所数は、平成 6 年から平成 26 年にかけて 1,405 事業所 (59.4%) が減少しています。従業者数は、平成 14 年まで概ね横ばいに推移していましたが、それ以降は急激に減少し、平成 6 年から平成 26 年にかけて 6,122 人 (52.5%) 減少しています。年間商品販売額は、平成 3 年から平成 9 年まで 210,000 百万円前後で横ばいに推移していましたが、それ以降は急激に減少し、平成 6 年から平成 26 年にかけて 92,560 百万円 (43.3%) が減少しています。売場面積は、平成 6 年の 199,912 m²をピークに減少傾向にあり、平成 26 年にかけて 60,832 m² (30.4%) 減少しています。

年間商品販売額に比べて売場面積の減少が大きいため、床効率は近年上がっているものの、全体としては下降傾向にあります。

■ 5 年見直し時の追記

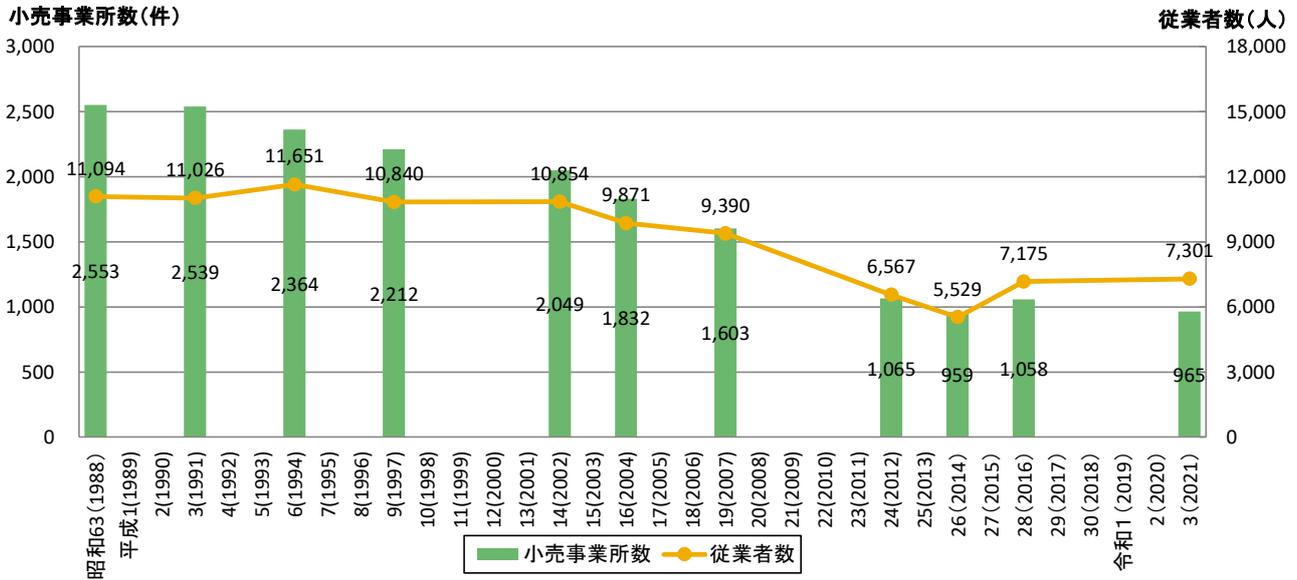
令和 3 年の小売事業所数は 965 事業所、従業者数は 7,301 人、年間商品販売額は 154,937 百万円、売場面積 155,112 m²となっています。

従業者数は、平成 26 年から令和 3 年にかけて 1,772 人 (32.0%) 増加傾向にあります。

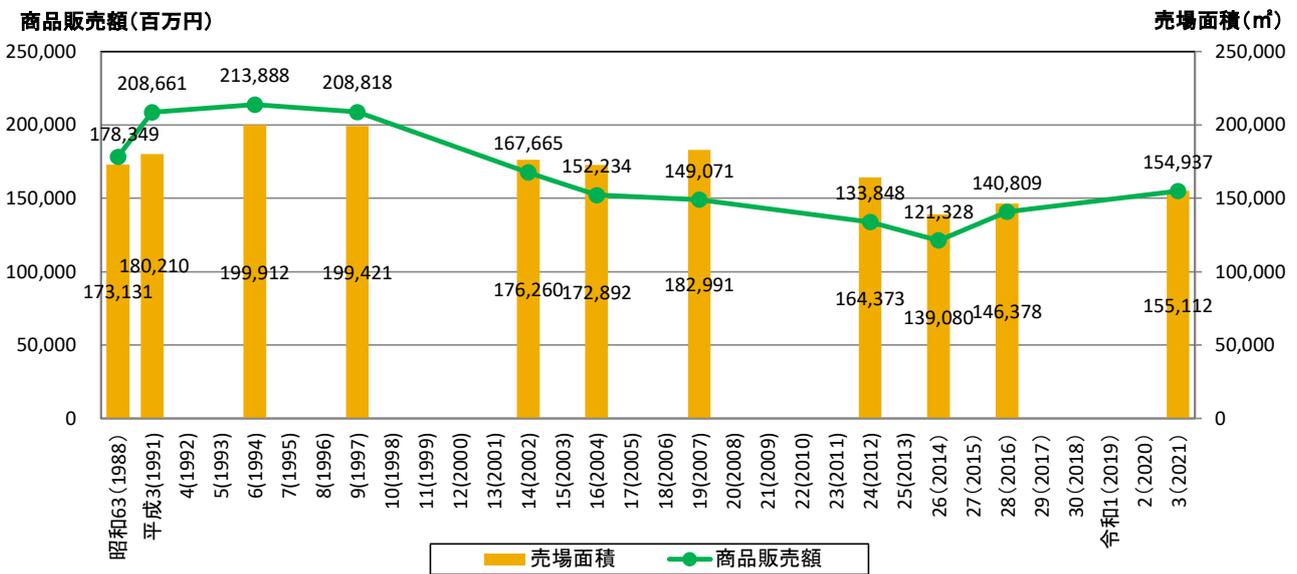
年間商品販売額は、平成 26 年から令和 3 年にかけて 33,609 百万円 (27.7%) 増加傾向にあります。

売場面積は、平成 26 年から令和 3 年にかけて 16,032 m² (11.5%) 増加傾向にあります。

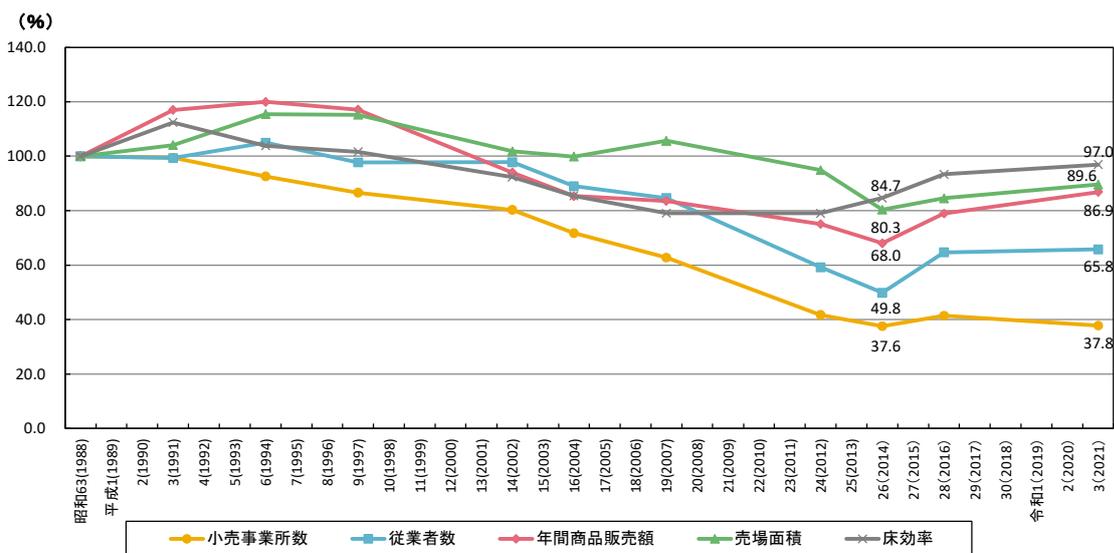
売場面積も近年、ほぼ同様の増加傾向にあるため、昭和 63 年当初の床効りに近づいている傾向にあります。



グラフ 2-16 小売事業所数・従業者数の推移



グラフ 2-17 年間商品販売額・売場面積の推移



グラフ 2-18 昭和 63 (1988) 年を 100 とした場合の各小売業指標の推移

資料：S63～H19 実績値…周南市統計書（経済産業省「商業統計調査」より作成）、
H16 実績値…経済産業省「商業統計調査」、H24～R3…経済産業省「経済センサス」

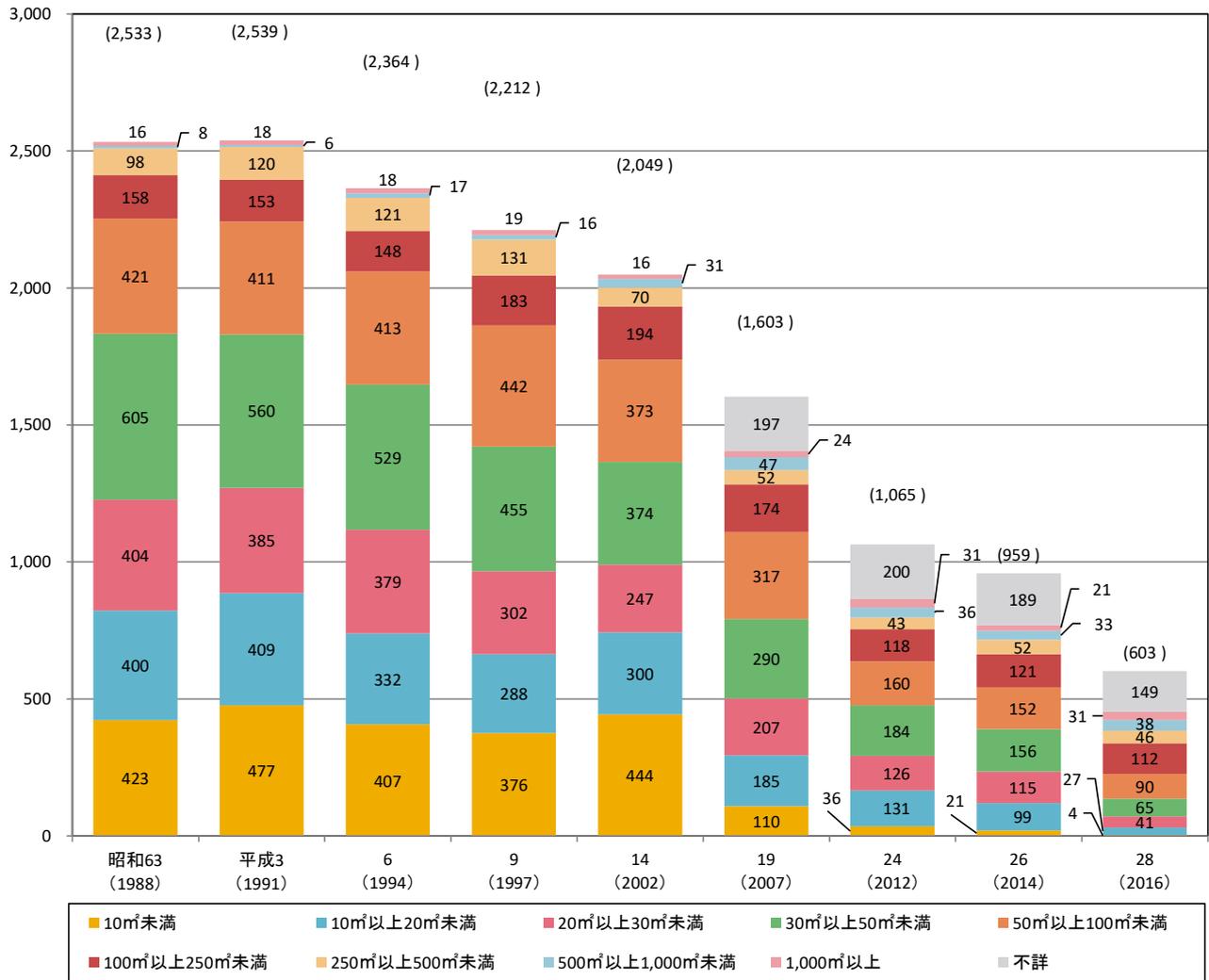
② 売場面積別事業所数

売場面積別事業所数の推移をみると、平成3年から平成26年までに1,580事業所（62.2%）が減少する中でも、500㎡以上の事業所は、平成3年の24事業所から平成26年の54事業所（125%）まで増加しています。

■ 5年見直し時の追記

事業所数は、平成26年から平成28年までに356事業所（37.1%）が減少しています。一方で、500㎡以上の事業所は、平成28年に69事業所（128%）まで増加しています。

(所)



グラフ 2-19 売場面積別事業所数の推移

資料：S63～H28 実績値…周南市統計書（S63～H19…経済産業省「商業統計調査」、H24～H28…経済産業省「経済センサス」より作成）

4. 都市機能

1) 施設分類別立地状況 ※図 2-18～2-26 は計画策定時の状況です。

① 行政

周南市役所をはじめ、国や山口県の行政機関の多くは中心市街地に集積しています。総合支所や支所、消防署、交番等は、各地域や各地区の中心部に立地しています。市民交流施設は、その目的や利用圏に合わせて立地しています。

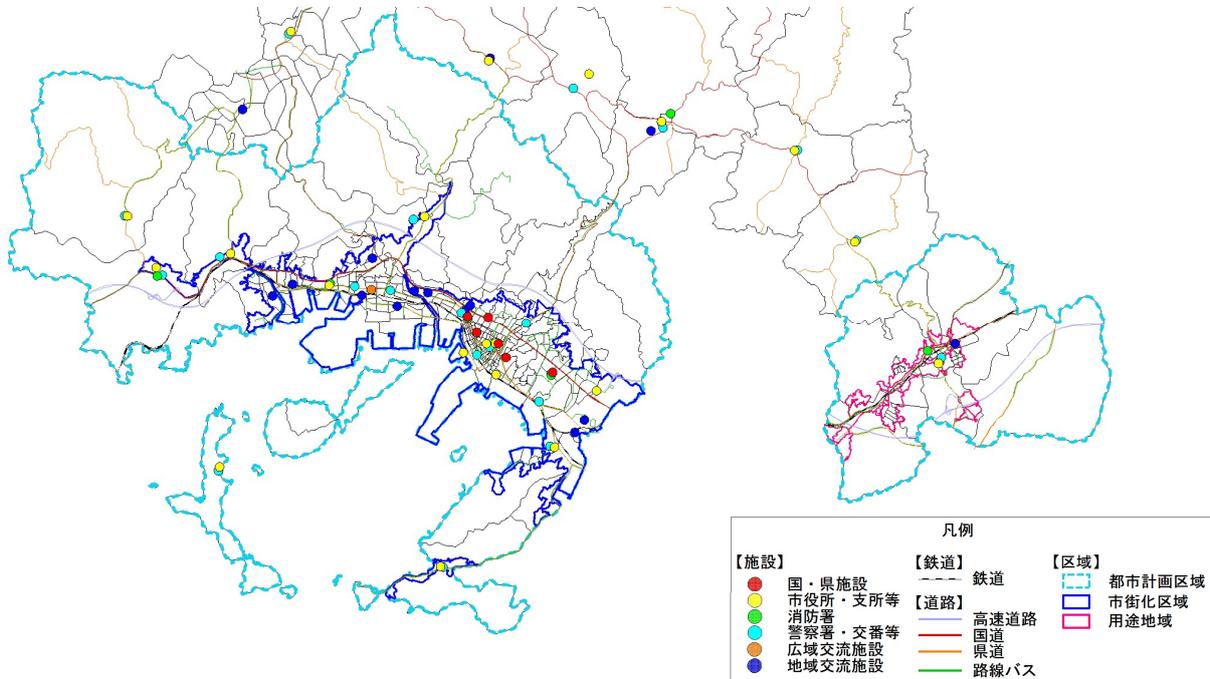


図 2-18 行政施設の立地状況（都市計画区域）

② 教育文化

(I) 学校施設

市内に、小学校は市立 35 校、中学校は 18 校（市立 17 校、私立 1 校）、高等学校は県立 7 校（普通高校 5 校、商工業高校 1 校、工業高校 1 校）と私立 1 校が設置されています。

また、高等教育機関である周南公立大学と徳山工業高等専門学校は市街地縁辺部に立地しています。

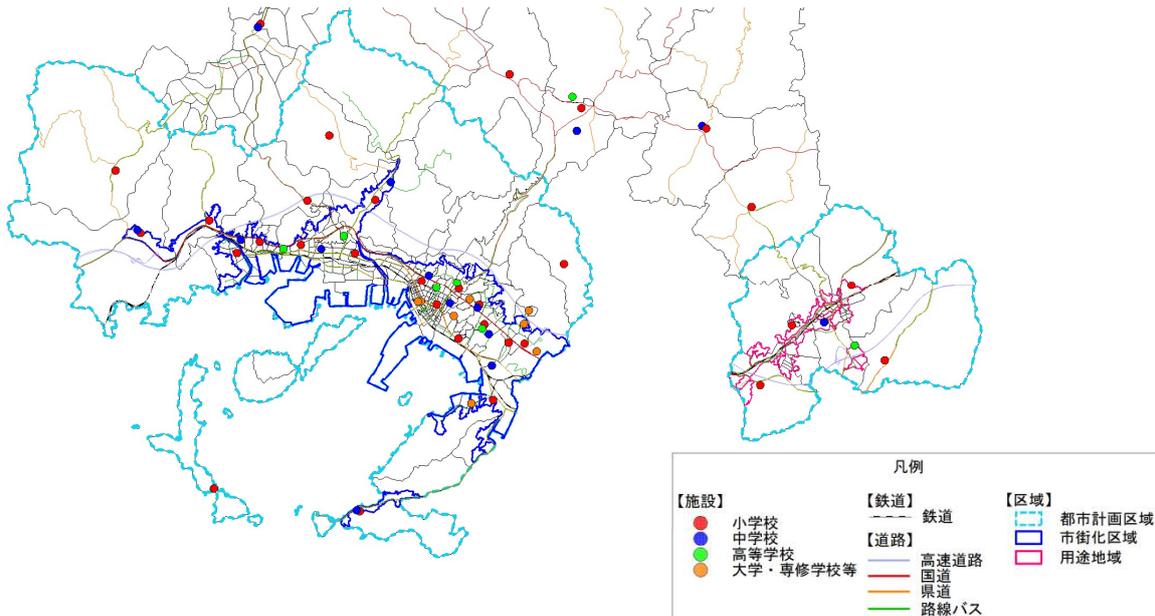


図 2-19 学校施設の立地状況（都市計画区域）

(II). スポーツ施設

陸上競技場、野球場、総合スポーツセンター等のスポーツ施設は、周南緑地、福川駅周辺、熊毛地域などに集積しています。特に、周南緑地は、周南緑地広域スポーツ拠点地区として、平成 19 年に特別用途地区の都市計画を決定しています。

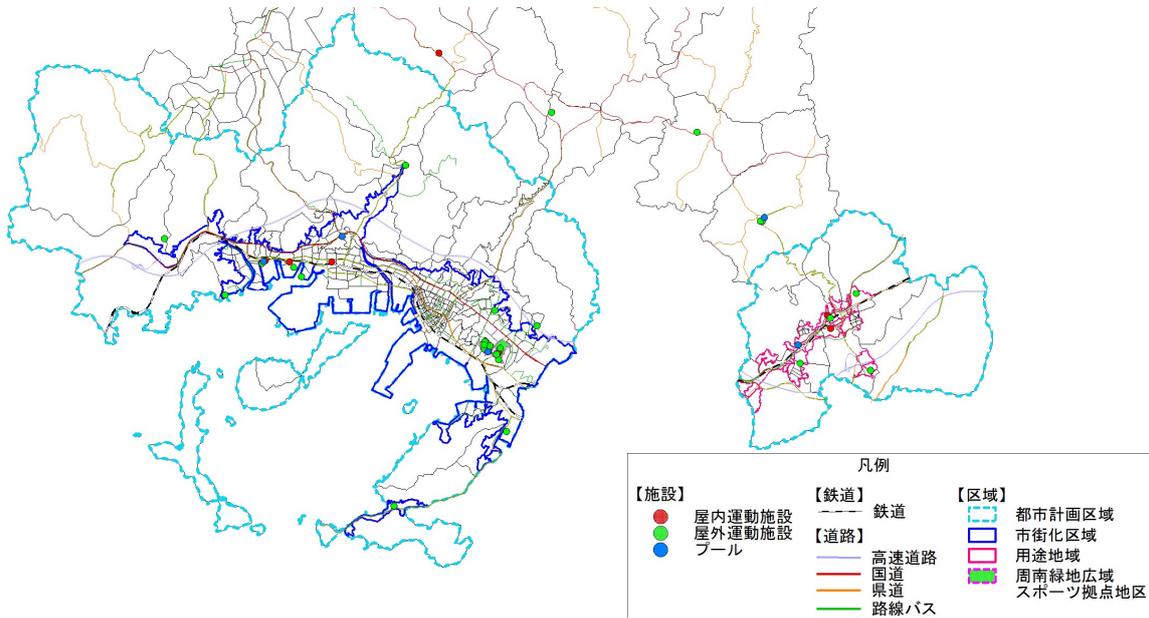


図 2-20 スポーツ施設の立地状況（都市計画区域）

(III). 教育文化施設

文化会館（文化ホール）、美術博物館（博物館）、動物園（博物館相当施設）等の文化施設は、主に中心市街地に集積しています。図書館は、旧市町の中心部等に立地しています。公民館は、市域全体に広く立地しています。

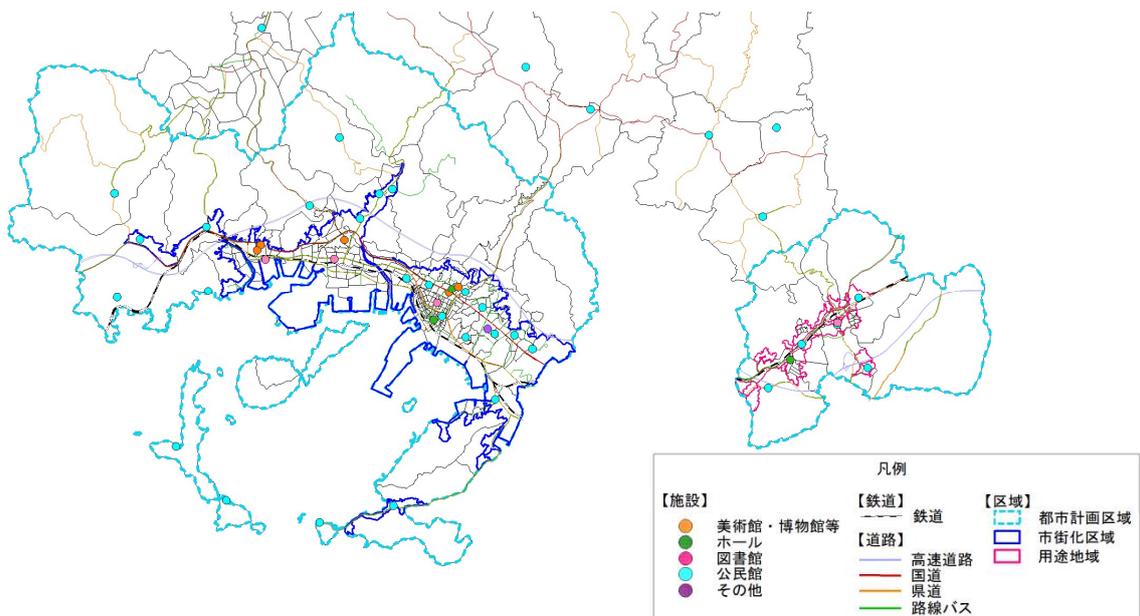


図 2-21 教育文化施設の立地状況（都市計画区域）

③ 保健医療

日常的疾病と日常生活の健康管理をする一次医療（主に診療所）、比較的専門性の高い外来医療や一般的な入院医療等を提供する二次医療（主に病院）の役割を担う医療機関が市域に広く立地しています。平成17年度以降、診療所数は減少してきて、平成28年10月時点で、病院が15か所、一般診療所が109か所、歯科診療所が68か所、薬局が90か所となっています。

救急医療体制として、初期救急医療である休日夜間急患センターが3か所、2次救急医療である二次救急医療実施病院が3か所、三次救急医療である救命救急センターが1か所立地しています。また、消防機関により搬送される傷病者を24時間体制で受け入れる救急告示病院は市内に5か所あります。

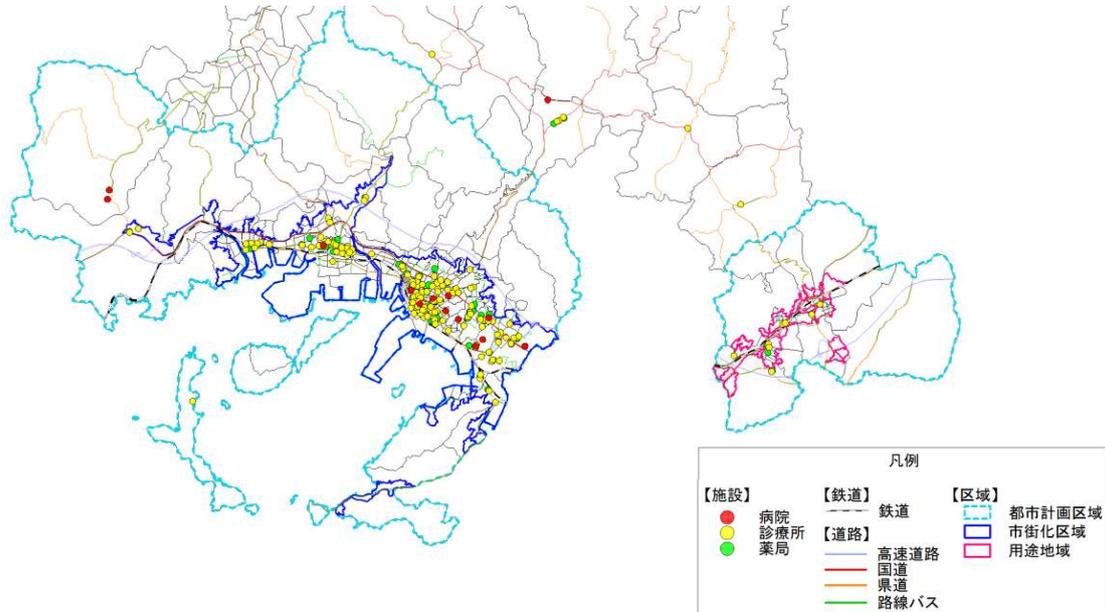


図 2-22 病院・診療所・薬局の立地状況図（都市計画区域）

④ 福祉（入所系福祉施設以外）

地域包括支援センターは、市内を8地域に分けて立地しています。介護保険事業所は、市街地を中心に市域全体に広く立地しています。障がい者福祉施設や児童福祉施設などは、概ね市街地に立地しています。

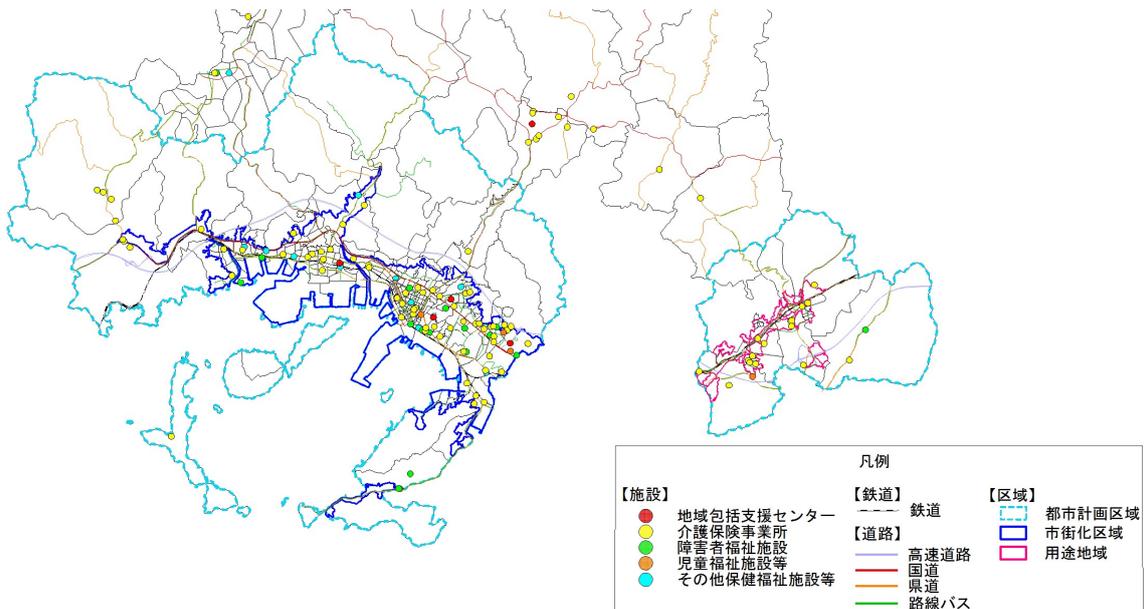


図 2-23 福祉施設(入所系以外)の立地状況（都市計画区域）

⑤ 子育て支援

幼稚園は19園（市立8園、私立11園）、認定こども園は私立2園、保育所は27園（市立18園、私立9園）、地域型保育事業施設は私立3園が設置されていて、市街地を中心に市域に広く立地しています。認可外保育施設は中心市街地に立地しています。

その他の子育て支援施設の立地をみると、子育て世代包括支援センターは1か所、子育て支援センターは市内に11か所、児童厚生施設は市内に6か所、病児保育施設は市内に3か所設置されていて、概ね市街地に立地しています。

■5年見直し時の追記

令和5年度は、幼稚園が17園（市立6園、私立11園）、認定こども園は公立1園、私立は4園、保育所は24園（市立12園、私立12園）、地域型保育事業施設は私立5園となっております。

■表 2-4 幼稚園等の充足率

施設	施設数	定員		園児数	充足率
幼稚園	19	2,750		1,913	69.6%
認定こども園	2	幼稚園機能	205	223	108.8%
		保育所機能	65	38	58.5%
保育所	27	2,365		2,138	90.4%
地域型保育事業施設	3	46		32	69.6%

資料：周南市資料（平成28年5月1日時点）

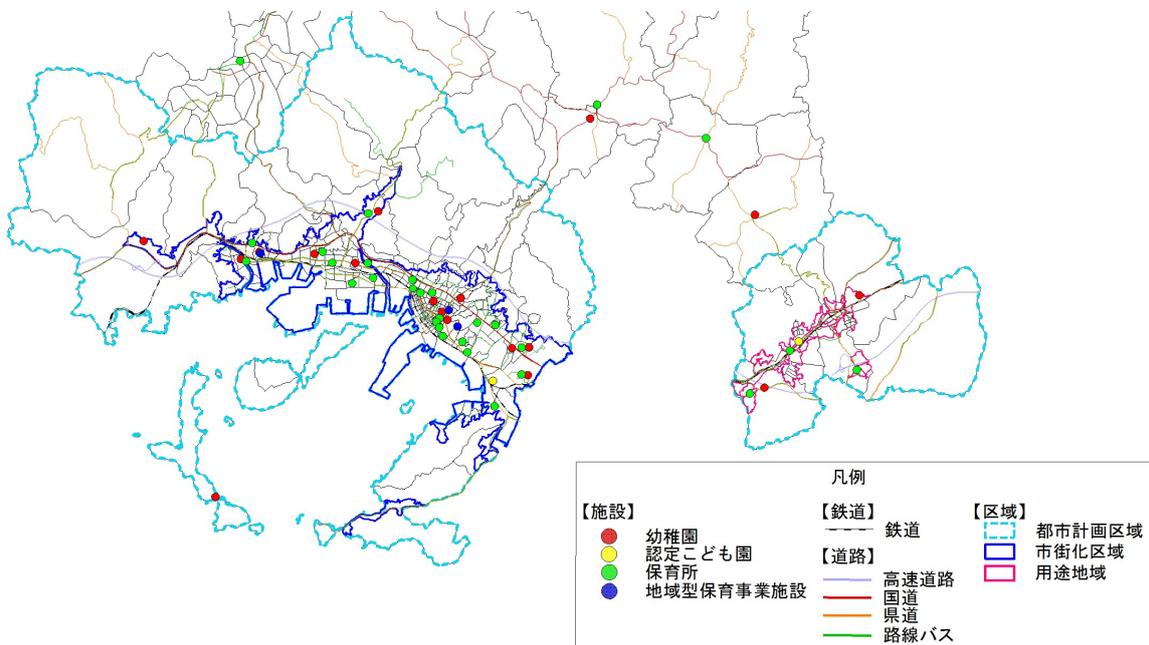


図 2-24 幼稚園等の立地状況（都市計画区域）

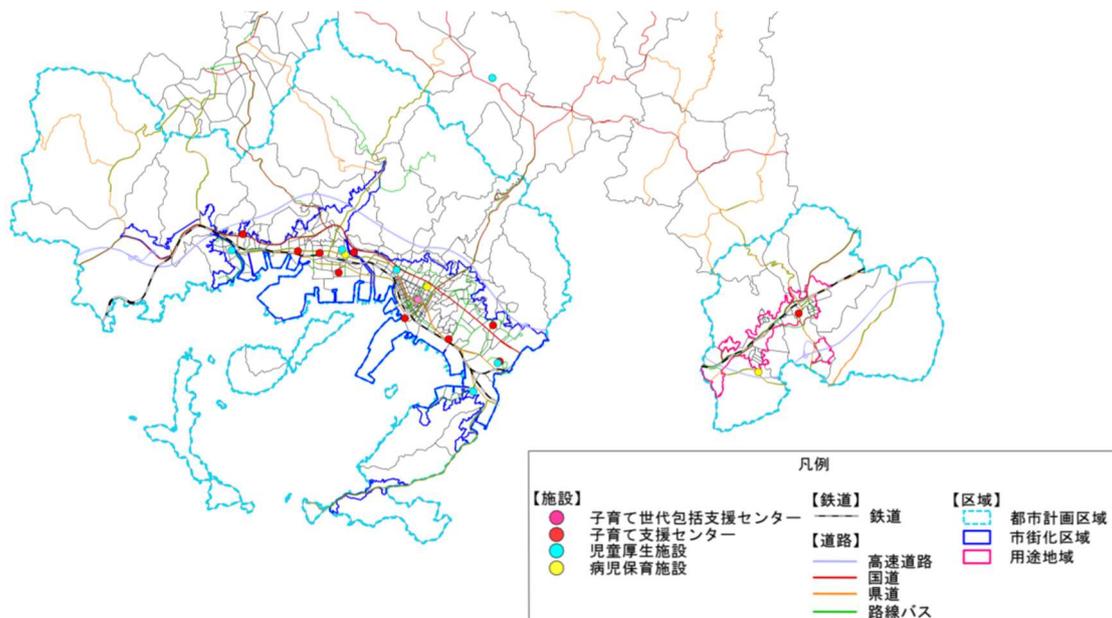


図 2-25 その他の子育て支援施設の立地状況（都市計画区域）

⑥ 商業

商業施設の立地をみると、スーパーマーケットは、幹線道路沿いを中心に市街地に広く立地し、須々万地区などにも立地しています。大規模小売店舗は、主に市街地内の幹線道路沿いに立地しています。コンビニエンスストアは、幹線道路沿いを中心に概ね市街地に立地しています。

■ 5 年見直し時の追記

商業施設については、スーパーマーケットなどの立地数が増加傾向にあります。

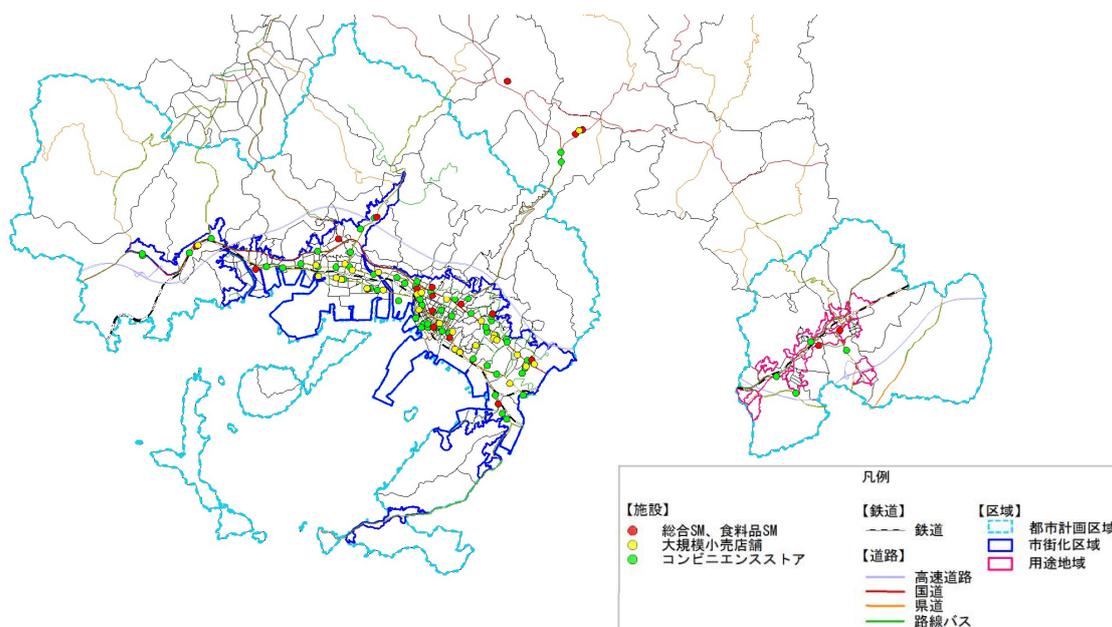


図 2-26 商業施設の立地状況図（都市計画区域）

資料：東洋経済「全国大型小売店舗総覧」、日本全国スーパーマーケット情報

2) 都市機能の立地状況

日常生活に関係する主な都市機能である医療、福祉、子育て支援、商業等の生活サービス施設の集積状況をみると、徳山駅周辺と新南陽駅周辺の集積度が高くなっています。

■表 2-5 都市拠点の施設集積状況 (平成 28 年 10 月 1 日時点)

都市拠点	行政施設	商業施設	病院	診療所	入所系福祉施設	その他の福祉施設	教育文化施設	子育て支援施設
徳山	12	26	4	68	3	15	6	3
新南陽	5	11	1	21	5	13	2	5
熊毛	5	3	0	2	4	6	3	1
須々万	5	3	1	3	2	3	1	0
鹿野	4	1	1	2	3	4	3	1

※各都市拠点の中心（周南市役所、新南陽駅、熊毛総合支所、須々万支所、鹿野総合支所）から半径 1km 圏内。

行政施設…市役所、支所、消防署、警察署など

商業施設…総合スーパーマーケット、大規模小売店舗、コンビニエンスストアなど

入所系福祉施設…サービス付き高齢者向け住宅、グループホームなど

その他の福祉施設…地域包括支援センター、介護保険事業所など

教育文化施設…博物館、図書館、公民館など

子育て支援施設…子育て支援センター、病児保育施設など



図 2-27 生活サービス施設の集積図

※行政施設と商業施設、医療施設、福祉施設、教育文化施設、子育て支援施設の集積状況を指標化している

3) 生活サービス施設の利便性・持続可能性

医療、福祉、子育て支援、商業等の生活サービス施設の立地状況と平成 22 年から 2035 年までの徒歩圏人口の増減を比較し、生活利便性や持続可能性について、以下のとおり分析しました。徒歩圏については、基本的に当該施設から半径 800m（徒歩 10 分程度）の範囲としていますが、主な利用者が高齢者又は子どもと考えられる場合は、基本的に当該施設から半径 500m の範囲としています。

① 病院

病院（病床数 20 以上）は、都市計画区域内に 13 施設（うち市街化区域と用途地域内に 11 施設）、都市計画区域外に 2 施設あり、徳山駅周辺など市街地に多く立地しています。

市街地における平成 22 年の徒歩圏（800m）人口カバー率 51.0%に対して、2035 年の徒歩圏人口カバー率は 50.9%で平成 22 年と同程度ですが、利用圏人口は約 1 万 3 千人減少すると推計されます。

■表 2-6 800m圏域内の人口と人口カバー率（病院）

	平成22年 (2010年)	2035年	増減数	増減率
対象人口：全人口	149,487	119,817	-29,670	-19.8%
市街地内人口	109,898	84,183	-25,715	-23.4%
800m圏域内人口	56,092	42,872	-13,220	-23.6%
人口カバー率	51.0%	50.9%	-0.1%	-0.2%

※メッシュ人口から算出するため、国勢調査の人口と誤差が生じる。

② 診療所（病床数 20 未満）

診療科目別にみると、内科は、都市計画区域内に 53 施設（うち市街化区域と用途地域に 51 施設）、都市計画区域外に 8 施設あり、市街地に広く立地し、特に中心市街地に集積しています。市街地における平成 22 年の徒歩圏（800m）人口カバー率 88.8%に対して、2035 年の徒歩圏人口カバー率は 89.0%で平成 22 年と同程度ですが、利用圏人口は約 2 万 3 千人減少すると推計されます。

外科は、都市計画区域内に 17 施設（うち市街化区域と用途地域に 14 施設）あり、主に中心市街地に集積しています。市街地における平成 22 年の徒歩圏（800m）人口カバー率 66.4%に対して、2035 年の徒歩圏人口カバー率は 66.0%で平成 22 年と同程度ですが、利用圏人口は約 1 万 7 千人減少すると推計されます。

整形外科は、都市計画区域内に 12 施設（うち市街化区域と用途地域に 12 施設）あり、主に中心市街地に集積しています。市街地における平成 22 年の徒歩圏（800m）人口カバー率 57.7%に対して、2035 年の徒歩圏人口カバー率は 56.8%で平成 22 年と同程度ですが、利用圏人口は約 1 万 6 千人減少すると推計されます。

眼科は、都市計画区域内に 9 施設（うち市街化区域と用途地域に 9 施設）あり、主に中心市街地に集積しています。市街地における平成 22 年の徒歩圏（800m）人口カバー率 53.4%に対して、2035 年の徒歩圏人口カバー率は 53.0%で平成 22 年と同程度ですが、利用圏人口は約 1 万 4 千人減少すると推計されます。

耳鼻咽喉科は、都市計画区域内に 5 施設（うち市街化区域と用途地域に 5 施設）あり、市街地に点在しています。市街地における平成 22 年の徒歩圏（800m）人口カバー率 36.9%に対して、2035 年の徒歩圏人口カバー率は 36.9%で平成 22 年と同じですが、利用圏人口は約 9 千人減少すると推計されます。

皮膚科は、都市計画区域内に 15 施設（うち市街化区域と用途地域に 15 施設）あり、主に中心市街地に集積しています。市街地における平成 22 年の徒歩圏（800m）人口カバー率 69.6%に対して、2035 年の徒歩圏人口カバー率は 69.1%で平成 22 年と同程度ですが、利用圏人口は約 1 万 8 千人減少すると推計されます。

小児科は、都市計画区域内に 18 施設（うち市街化区域と用途地域に 18 施設）あり、主に中心市街地に集積しています。市街地における平成 22 年の徒歩圏（800m）人口カバー率 65.7%に対して、2035 年の徒歩圏人口カバー率は 66.8%で平成 22 年と同程度ですが、利用圏人口は約 4 千人減少すると推計されます。

産婦人科は、都市計画区域内に 2 施設（うち市街化区域と用途地域に 2 施設）あり、中心市街地と新南陽駅周辺に立地しています。市街地における平成 22 年の徒歩圏（800m）人口カバー率 19.5%に対して、2035 年の徒歩圏人口カバー率は 19.3%で平成 22 年と同程度ですが、利用圏人口は約 5 千人減少すると推計されます。

歯科は、都市計画区域内に 66 施設（うち市街化区域と用途地域に 66 施設）、都市計画区域外に 2 施設あり、市街地に広く立地し、特に中心市街地に集積しています。市街地における平成 22 年の徒歩圏（800m）人口カバー率 89.8%に対して、2035 年の徒歩圏人口カバー率は 89.7%で平成 22 年と同程度ですが、利用圏人口は約 2 万 3 千人減少すると推計されます。

■表 2-7 800m圏域内の人口と人口カバー率（診療所）

		平成22年 (2010年)	2035年	増減数	増減率
対象人口：全人口		149,487	119,817	-29,670	-19.8%
市街地内人口		109,898	84,183	-25,715	-23.4%
内科	800m圏域内人口	97,554	74,913	-22,641	-23.2%
	人口カバー率	88.8%	89.0%	0.2%	0.2%
外科	800m圏域内人口	72,963	55,527	-17,436	-23.9%
	人口カバー率	66.4%	66.0%	-0.4%	-0.7%
整形外科	800m圏域内人口	63,435	47,852	-15,583	-24.6%
	人口カバー率	57.7%	56.8%	-0.2%	-1.5%
眼科	800m圏域内人口	58,655	44,598	-14,057	-24.0%
	人口カバー率	53.4%	53.0%	-0.4%	-0.7%
耳鼻咽喉科	800m圏域内人口	40,525	31,072	-9,453	-23.3%
	人口カバー率	36.9%	36.9%	0.03%	0.1%
皮膚科	800m圏域内人口	76,463	58,188	-18,275	-23.9%
	人口カバー率	69.6%	69.1%	-0.5%	-0.7%
産婦人科	800m圏域内人口	21,387	16,255	-5,132	-24.0%
	人口カバー率	19.5%	19.3%	-0.2%	-0.8%
歯科	800m圏域内人口	98,680	75,478	-23,202	-23.5%
	人口カバー率	89.8%	89.7%	-0.1%	-0.1%
対象人口：年少人口		19,769	12,069	-7,700	-38.9%
市街地内人口		15,715	8,903	-6,812	-43.3%
小児科	800m圏域内人口	10,320	5,951	-4,369	-42.3%
	人口カバー率	65.7%	66.8%	1.2%	1.8%

※メッシュ人口から算出するため、国勢調査の人口と誤差が生じる。

③ 幼稚園・保育所等

幼稚園と保育所、認定こども園、認可外保育施設、地域型保育事業施設は、都市計画区域内に 47 施設（うち市街化区域と用途地域に 45 施設）、都市計画区域外に 7 施設あり、主に市街地に広く立地しています。

市街地における平成 22 年の徒歩圏（500m）人口カバー率 65.6%に対して、2035 年の徒歩圏（500m）人口カバー率は、66.8%で平成 22 年と同程度ですが、利用圏人口は約 1,300 人減少すると推計されます。

■表 2-8 500m圏域内の 5 歳未満人口と人口カバー率（幼稚園・保育所等）

	平成22年 (2010年)	2035年	増減	増減率
対象人口：5歳未満人口	6,391	3,956	-2,435	-38.1%
市街地内5歳未満人口	5,028	2,993	-2,035	-40.5%
500m圏域内人口	3,299	1,999	-1,300	-39.4%
人口カバー率	65.6%	66.8%	1.2%	1.8%

※メッシュ人口から算出するため、国勢調査の人口と誤差が生じる。

④ 子育て支援施設

子育て支援施設は、都市計画区域内に 19 施設（うち市街化区域と用途地域に 18 施設）、都市計画区域外に 2 施設あり、主に中心市街地周辺や新南陽駅周辺に集積しています。

市街地における平成 22 年の徒歩圏（500m）人口カバー率 34.5%に対して、2035 年の徒歩圏（500m）人口カバー率は 36.1%で、平成 22 年よりも微増しますが、利用圏人口は約 700 人減少すると推計されます。

■表 2-9 500m圏域内の 5 歳未満人口と人口カバー率（子育て支援施設）

	平成22年 (2010年)	2035年	増減	増減率
対象人口：5歳未満人口	6,391	3,956	-2,435	-38.1%
市街地内5歳未満人口	5,028	2,993	-2,035	-40.5%
500m圏域内人口	1,736	1,080	-656	-37.8%
人口カバー率	34.5%	36.1%	1.6%	4.5%

※メッシュ人口から算出するため、国勢調査の人口と誤差が生じる。

⑤ 福祉施設（入所系以外）

入所系以外の福祉施設は、都市計画区域内に 131 施設（うち市街化区域と用途地域内 113 施設）、都市計画区域外に 24 施設あり、市街地だけでなく、郊外や中山間地域にも広く立地しています。

市街地における平成 22 年の徒歩圏（500m）人口カバー率 85.5%に対して、2035 年の徒歩圏人口カバー率は 94.8%で平成 22 年と同程度ですが、徒歩圏人口は約 2,800 人増加すると推計されます。

■表 2-10 500m圏域内の高齢者人口と人口カバー率（福祉施設（入所系以外））

	平成22年 (2010年)	2035年	増減	増減率
対象人口：高齢者人口	39,122	42,254	3,132	8.0%
市街地内高齢者人口	26,264	29,488	3,224	12.3%
500m圏域内人口	24,895	27,720	2,825	11.3%
人口カバー率	94.8%	94.0%	-0.8%	-0.8%

※メッシュ人口から算出するため、国勢調査の人口と誤差が生じる。

⑥ 商業施設（生鮮品を販売するスーパーマーケット）

生鮮品を販売するスーパーマーケットは、都市計画区域内に 30 施設（うち市街化区域と用途地域内に 29 施設）、都市計画区域外に 4 施設あり、主に幹線道路沿いに立地しています。

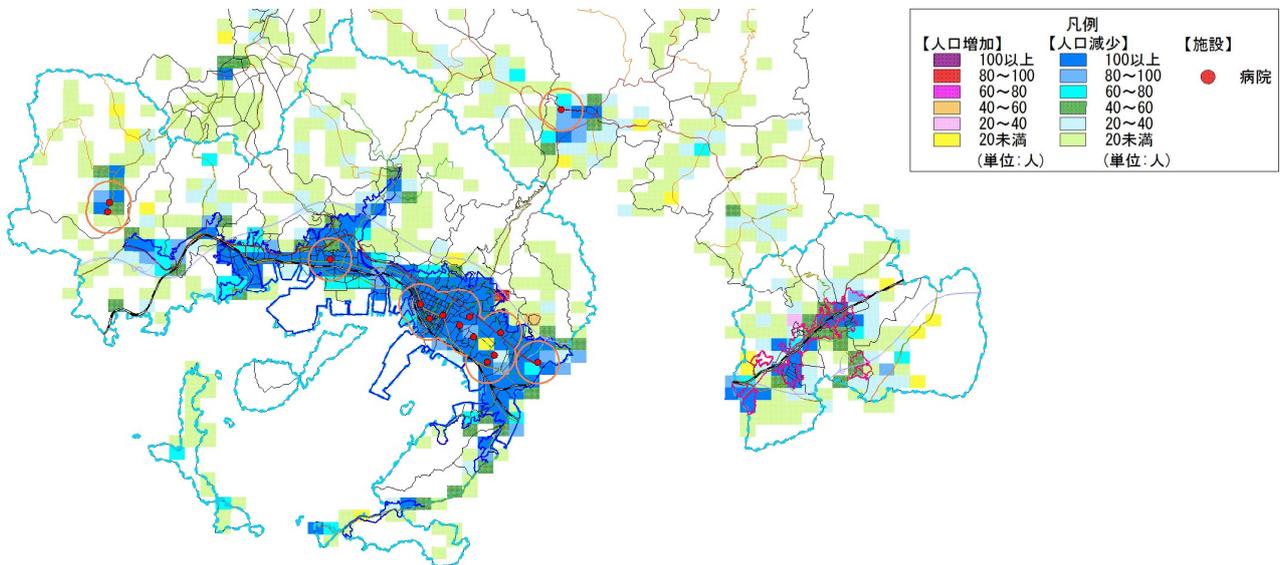
市街地における平成 22 年の徒歩圏（800m）人口カバー率 82.9%に対して、2035 年の徒歩圏人口カバー率は 83.3%で平成 22 年と同程度ですが、利用圏人口は約 2 万 1 千人減少すると推計されます。

■表 2-11 800m圏域内の人口と人口カバー率（生鮮品を販売するスーパーマーケット）

	平成22年 (2010年)	2035年	増減数	増減率
対象人口：全人口	149,487	119,817	-29,670	-19.8%
市街地内人口	109,898	84,183	-25,715	-23.4%
800m圏域内人口	91,133	70,150	-20,983	-23.0%
人口カバー率	82.9%	83.3%	0.4%	0.5%

※メッシュ人口から算出するため、国勢調査の人口と誤差が生じる。

(病院：800m)



(診療所：800m)

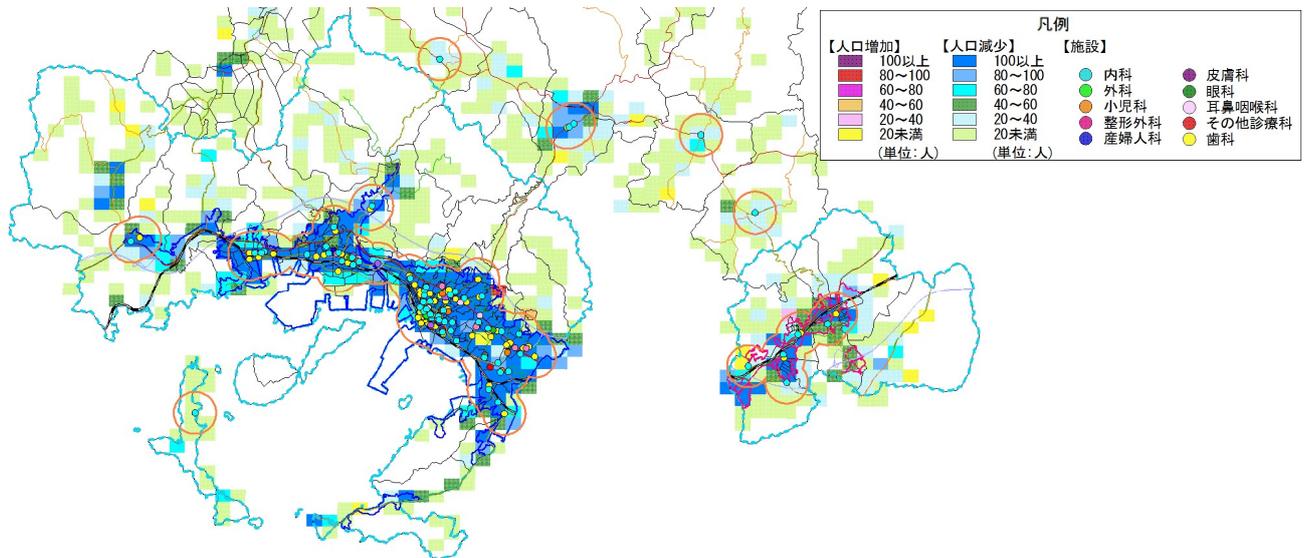
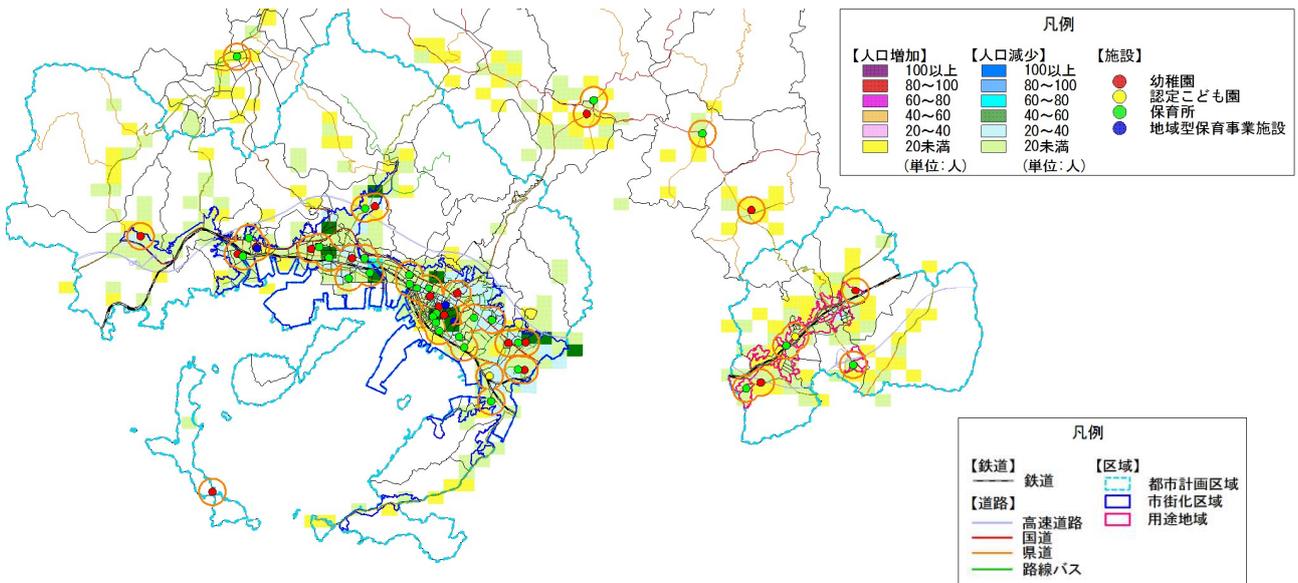
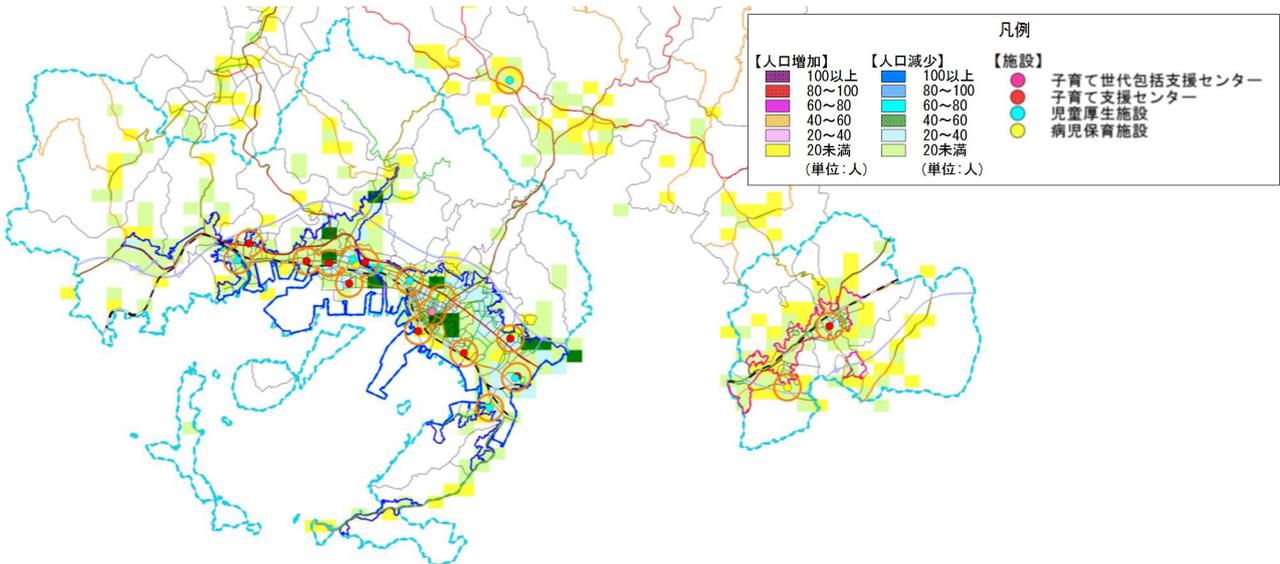


図 2-28 平成 22 (2010) 年～2035 年 生活サービス施設と徒歩圏域内人口の増減 (都市計画区域)

(幼稚園・保育園等：500m、5歳未満)



(子育て支援施設：500m、5歳未満)



(福祉施設(入所系以外)：500m、65歳以上)

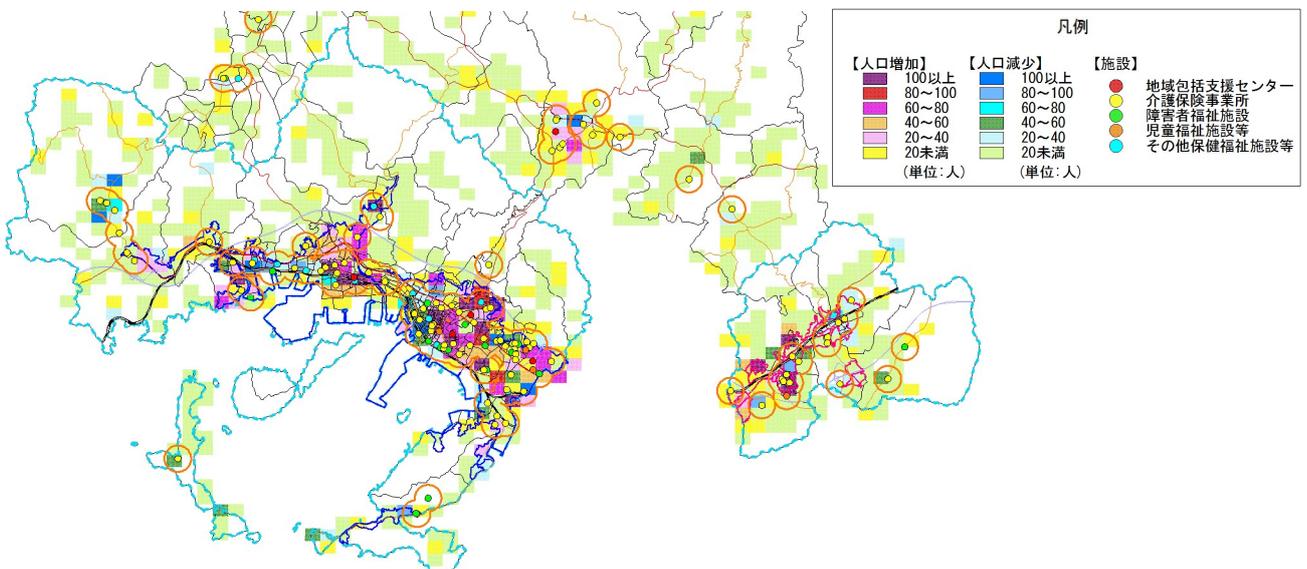


図 2-28 平成 22 (2010) 年~2035 年 生活サービス施設と徒歩圏域内人口の増減 (都市計画区域)

(生鮮品スーパーマーケット：800m)

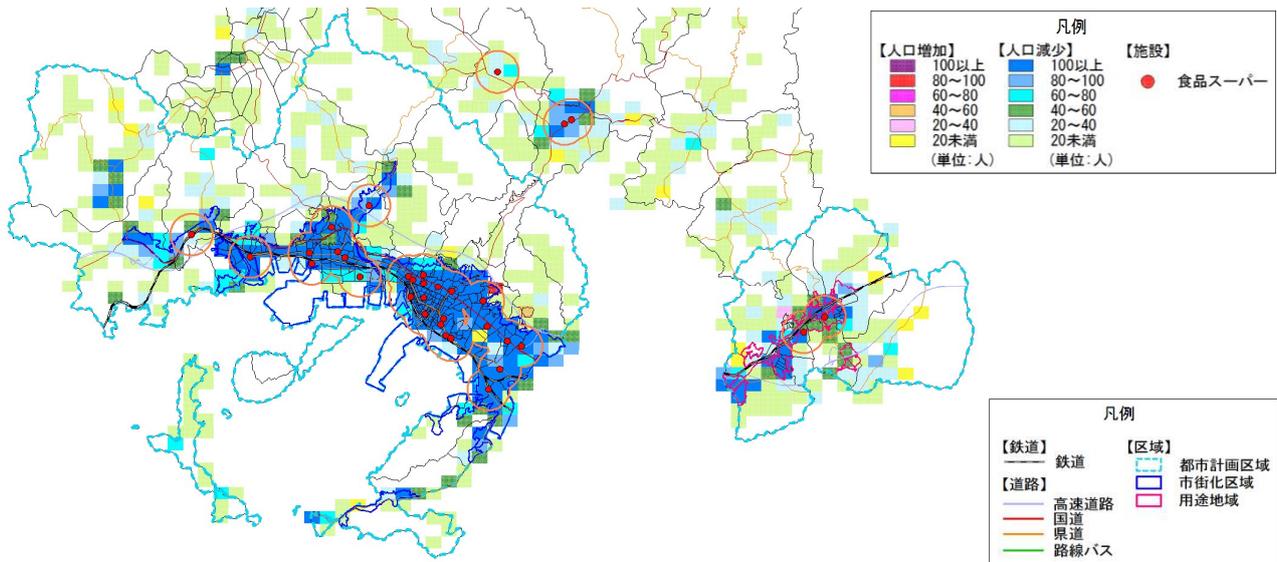


図 2-28 平成 22 (2010) 年～2035 年 生活サービス施設と徒歩圏域内人口の増減 (都市計画区域)

5. 交通

1) 交通ネットワークの状況

道路は、一般国道 2 号が市街地を横断するほか、4 路線が東西南北の骨格を形成し、これらに連絡する形で主要地方道、一般県道、市道等で道路網を形成しています。また、高速自動車道として山陽自動車道が市街地に近接して東西に横断、中国自動車道が鹿野地域を縦断しており、市内には熊毛、徳山東、徳山西及び鹿野の 4 つのインターチェンジが設置されています。

鉄道は、J R 山陽新幹線のほか、在来線として J R 山陽本線と J R 岩徳線が通っています。山陽新幹線「のぞみ」も停車する徳山駅は、新山口駅と並び県内で最も利用者の多い駅となっていますが、乗車人員は平成 4 年の 4,035 千人から平成 26 年の 2,443 千人まで 1,592 千人 (39.4%) 減少しています。市内には徳山駅を含め 8 つの在来線の駅があり、新南陽駅を除く駅で乗車人員が減少しています。

バスは、J R 徳山駅を中心に路線バスが J R 山陽本線及び J R 岩徳線と補完し合いながら、市街地では網目状に、中山間地域では国道や県道に沿って運行し、市域全体をほぼ網羅していますが、市街地の南北が狭いため経路が重複する系統が多くなっています。利用者数の推移をみると、自動車の普及や生活スタイルの変化により、平成 4 年の 4,446 千人から平成 26 年の 1,149 千人まで 3,300 千人 (74.2%) と大きく減少しています。また、徳山駅を経由して東京方面、大阪・京都方面、広島方面、福岡方面へ向かう高速バスも運行されています。

航路は、徳山駅南側にある徳山港を発着点に、大津島を結ぶ大津島巡航船と大分県竹田津を結ぶ周防灘フェリーが運航されていますが、利用者数は年々減少傾向にあります。

■ 5 年見直し時の追記

徳山駅の乗車人員数は、平成 26 年以降、増加傾向にありましたが、コロナ禍の影響で減少し、その後、回復傾向にあります。路線バスの利用者数は、依然として減少傾向にあり、令和 4 年は 1,030 千人まで減少しています。コミュニティバスは、中山間地域の公共交通空白地において、路線バスを補完するように運行しており、15 千人程度が利用しています。

航路の利用者数は、コロナ禍前の令和元年と比較して 6~7 割まで減少していましたが、近年やや回復しています。

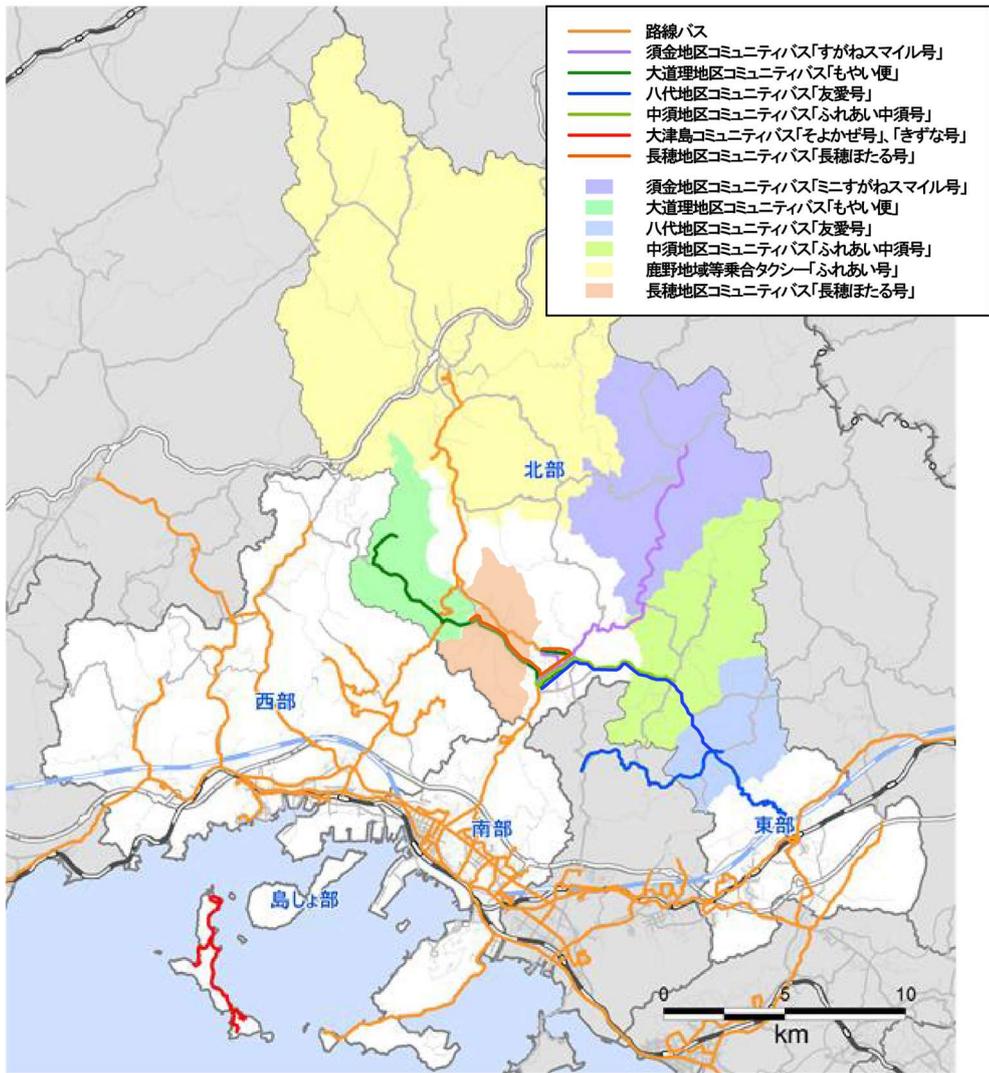
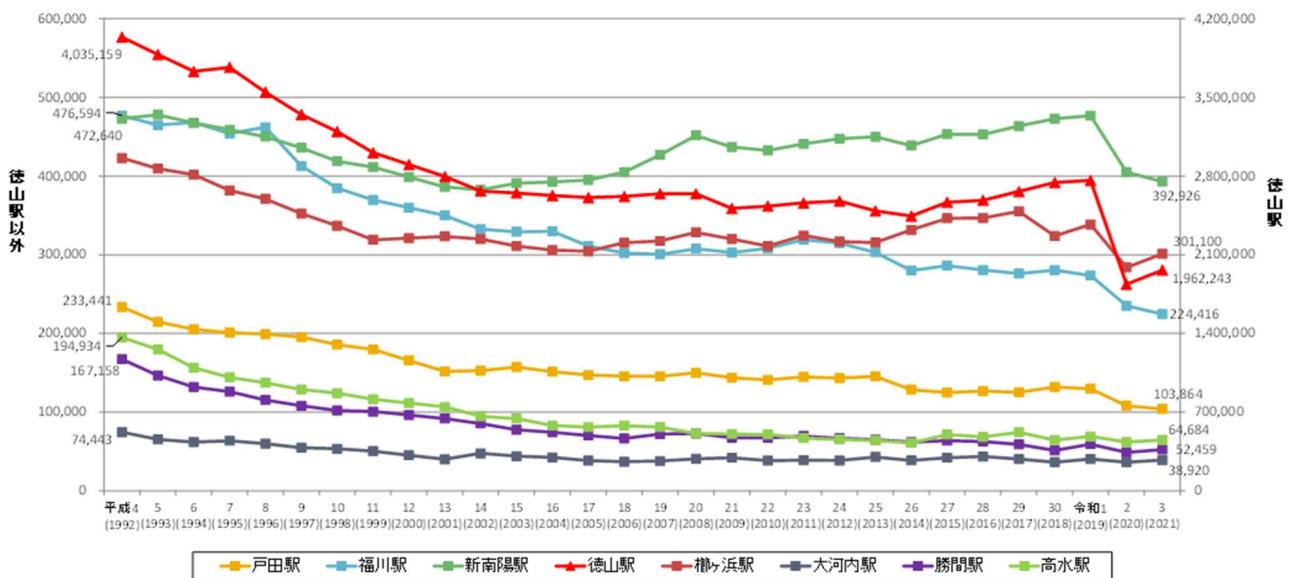


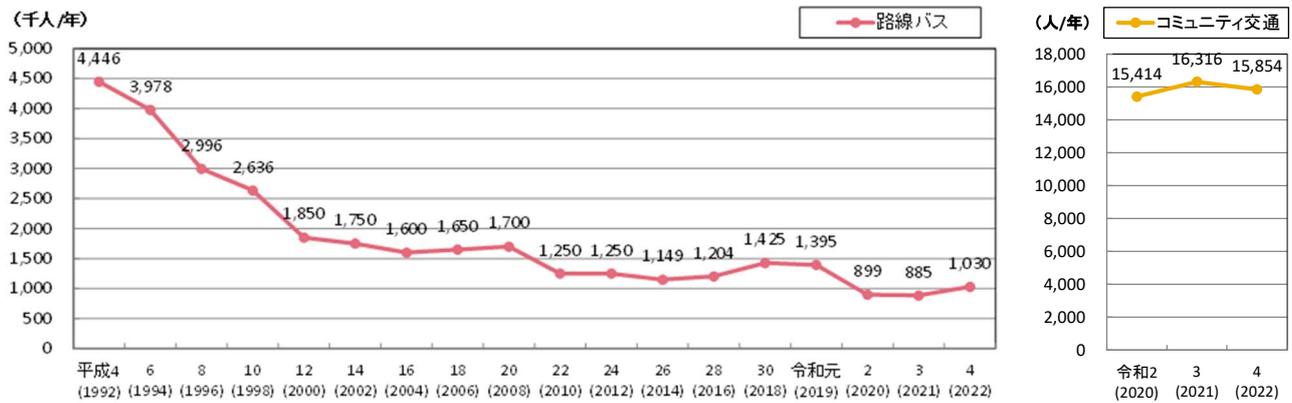
図 2-29 市内の交通ネットワーク

資料：周南市資料



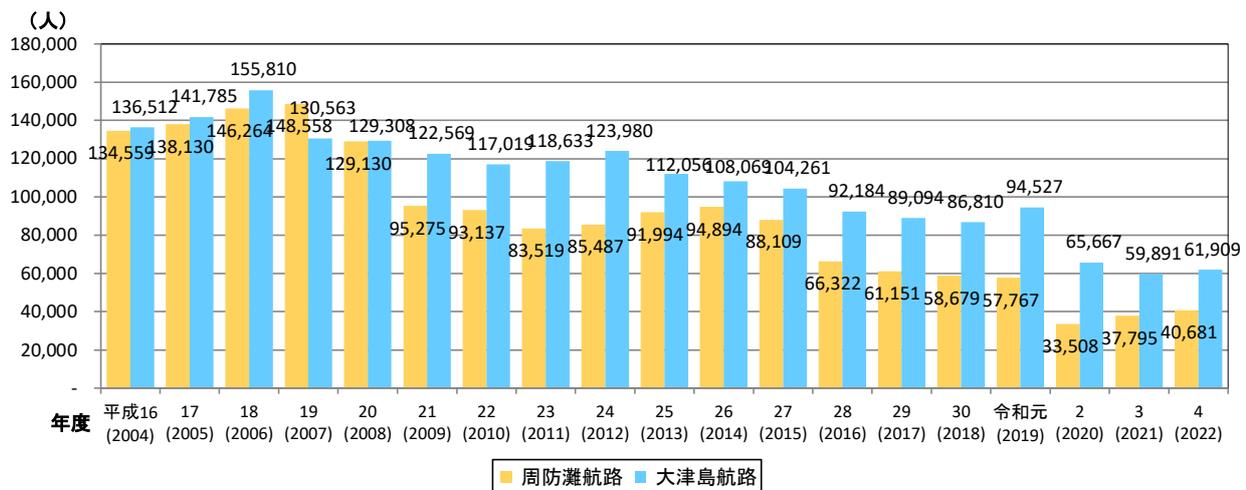
グラフ 2-20 駅別乗車人員の推移

資料：H4～H25…西日本旅客鉄道(株)広島支社、日本貨物鉄道(株)関西支社広島支店「JR 旅客及び貨物輸送実績」、H26～R3 実績値…山口県統計年鑑



グラフ 2-21 バスの利用者数の推移

資料：H4～R1 実績値…周南市「周南市地域公共交通網形成計画」、R2～R4 実績値…周南市資料



グラフ 2-22 航路の利用者数の推移

資料：H16～H26 実績値…周南市「周南市地域公共交通網形成計画」、H27～R4 実績値…周南市資料

2) 自動車

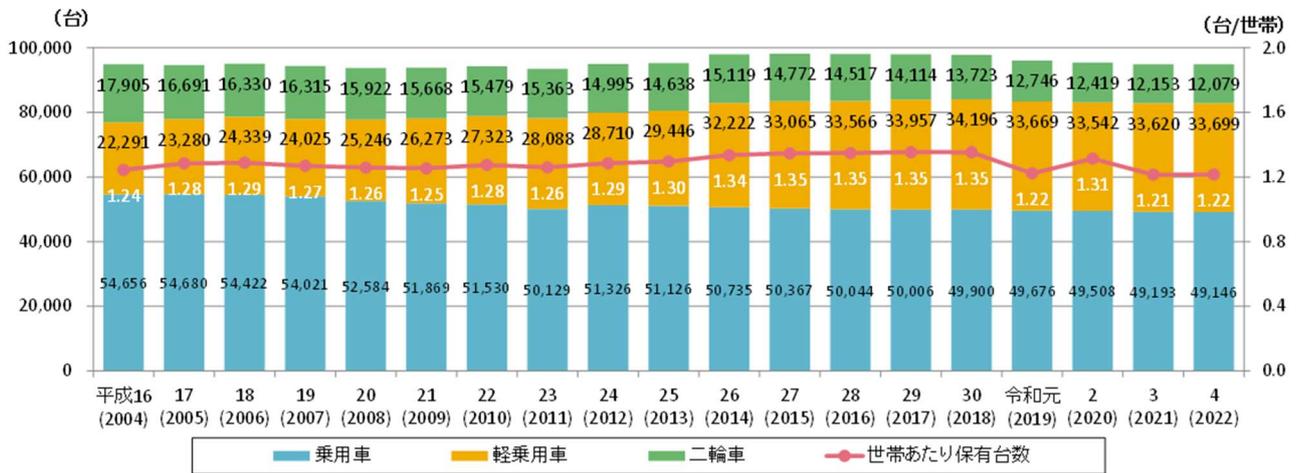
自動車の保有台数は、人口が昭和 60 (1985) 年をピークに減少しているにもかかわらず、依然として増加傾向であり、特に近年では軽乗用車が増加しています。その影響もあり、国道 2 号等で徳山東 IC へのアクセスや近隣地域間の往来、徳山下松港や工場エリアの流出入交通の集中による渋滞が慢性的に発生しています。

また、1 世帯あたりの乗用車保有台数は、平成 16 年の 1.24 台から平成 26 年の 1.34 台と微増傾向で推移しています。

■ 5 年見直し時の追記

自動車の保有台数は、近年、減少傾向にあります。

同じく、1 世帯あたりの乗用車保有台数は、令和 4 年時点で 1.22 台っており、減少傾向となっています。



グラフ 2-23 乗用車・軽乗用車・二輪車の保有台数等の推移

資料：H16～H26 実績値…周南市「周南市地域公共交通計画」、H27～R4 実績値…山口県統計年鑑
 ※二輪車は、原動機付自転車（125 cc以下）、二輪（125 cc超 249 cc以下）、小型二輪車（250 cc超）の合計である

3) 公共交通の利便性・持続可能性

公共交通の利用環境をみると、市街地は公共交通網が整備されており、概ね便利地域（鉄道駅から800m以内又は1日運行本数15往復以上のバス停から300m以内）となっています。市街地外の市街化調整区域や中山間地域は不便地域（鉄道駅から800m圏外かつ1日運行本数15往復未満）となっていますが、運行本数は少ないものの幹線道路沿いにバス路線が整備されています。便利地域と不便地域に該当しない公共交通空白地域の人口は、27,442人で、周南市の人口の18.4%を占めます。

表 2-12 公共交通空白地域と公共交通不便地域の人口

		バス		
		バス停から300m圏内		バス停から300m圏外
		1日運行本数 往復15便以上	1日運行本数 往復15便未満	
鉄道	鉄道駅から800m圏内	20,873	4,035	6,475
	鉄道駅から800m圏外	56,244	34,418	27,442

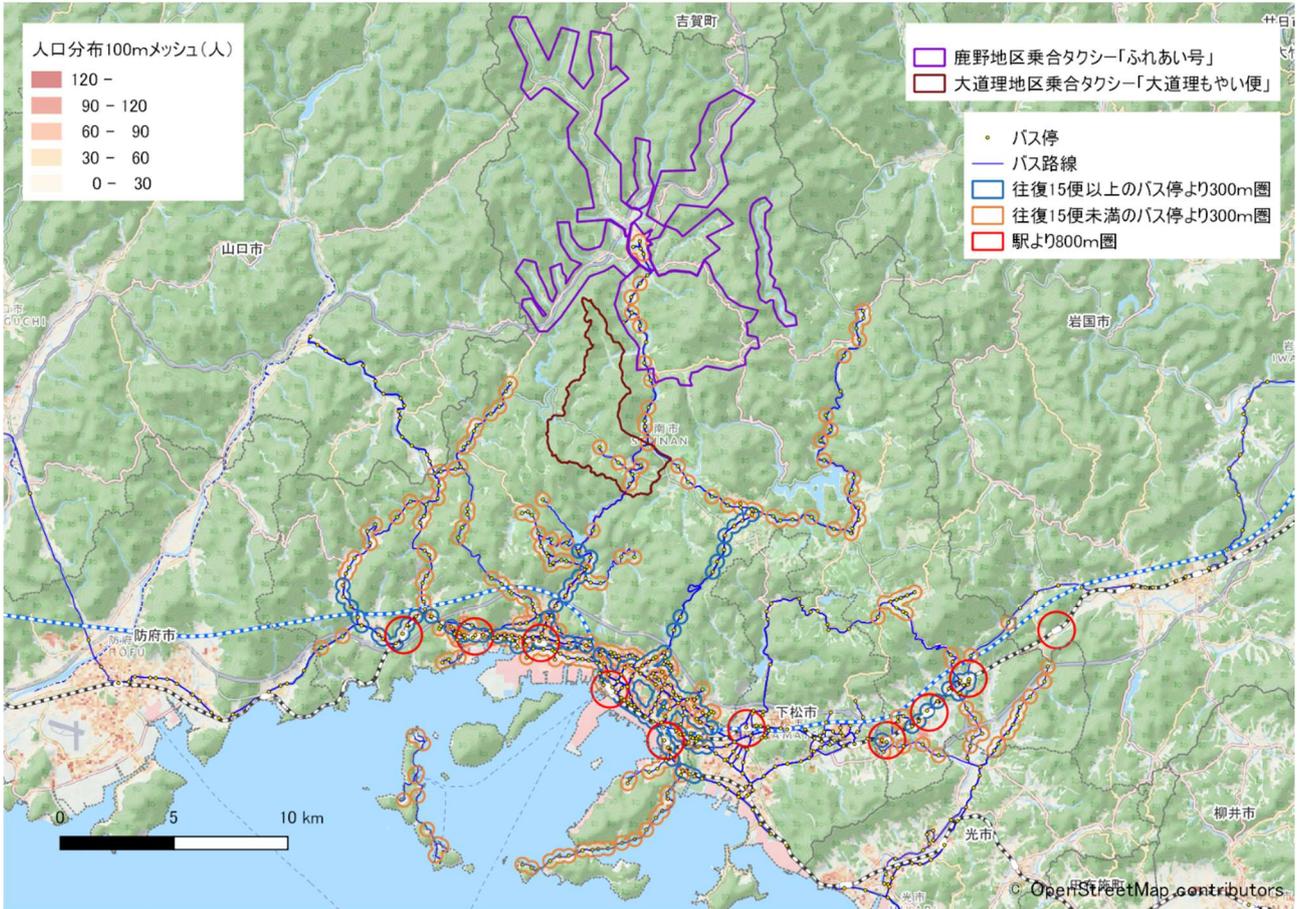


図 2-30 公共交通と人口分布

6. 災害

1) 土砂災害

土砂災害防止法に基づき、市街地縁辺部の丘陵地や山間部など土砂災害のおそれがある区域に土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域が指定されています。

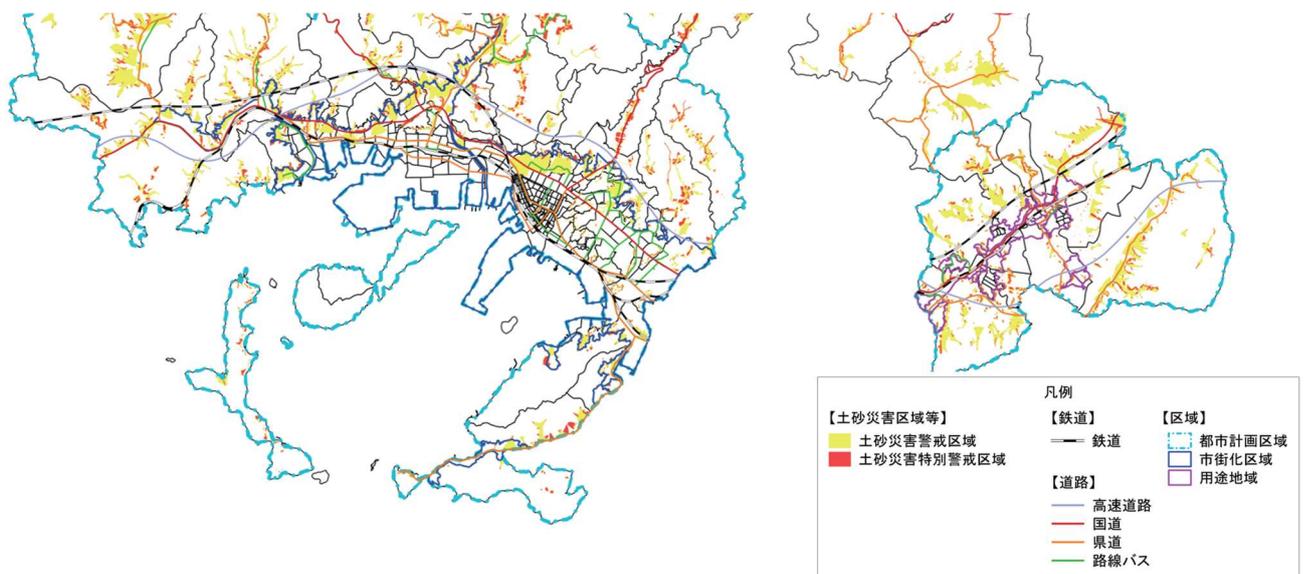


図 2-31 土砂災害警戒区域等の指定状況（都市計画区域）

2) 水害

津波防災地域まちづくり法第 53 条の規定に基づく津波災害警戒区域（無人島を除き、津波浸水想定区域と同じ）として、主に J R 山陽本線の南側が指定されています。

水防法第 14 条の 3 の規定に基づく高潮浸水想定区域も、主に J R 山陽本線の南側において、津波浸水想定区域よりも広い範囲で、予測される浸水の水深は比較的深く指定されています。

水防法第 14 条の規定に基づく洪水浸水想定区域は、西光寺川、富田川、夜市川等の沿岸が指定されています。

■ 5 年見直し時の追記

高潮浸水想定区域において、計画規模降雨では、1.0～2.0m 程度の浸水が広範囲に及び、想定最大規模降雨では、2.0～5.0m 程度の浸水が広範囲に及び、5m 以上の浸水も見られます。

洪水浸水想定区域において、計画規模降雨では、0.5～1.0m 未満程度の浸水が一部見られ、想定最大規模降雨では、2.0～5.0m 未満程度の浸水が広範囲に及びます。



図 2-32 津波浸水想定区域（沿岸部）

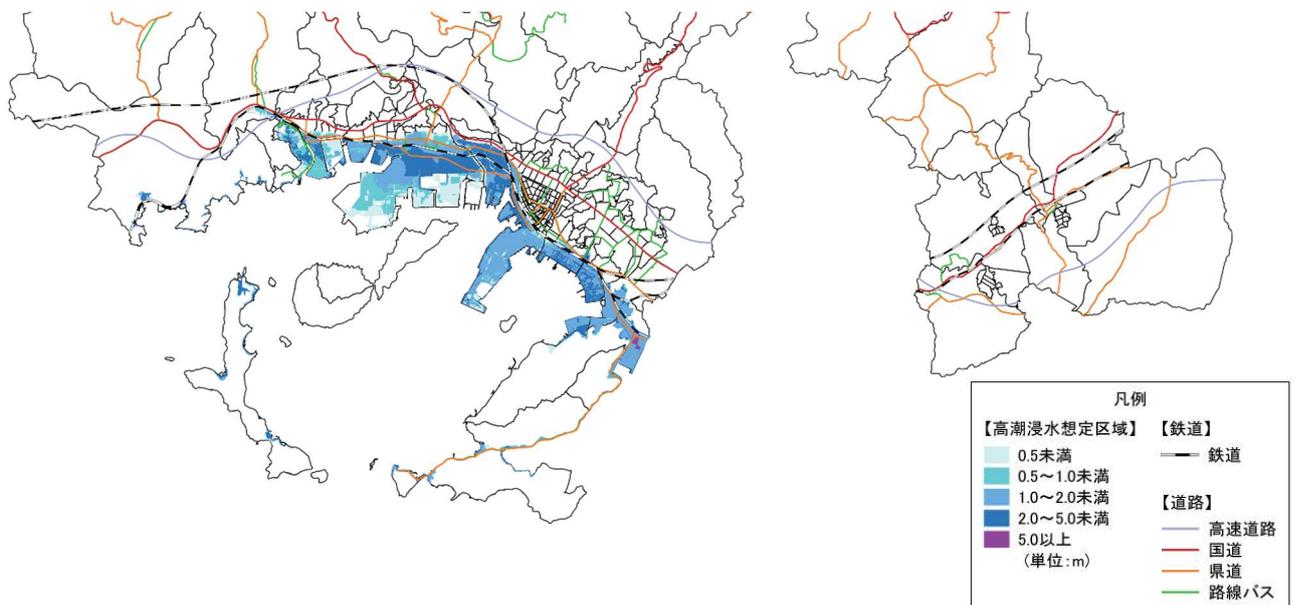


図 2-33 高潮浸水想定区域（沿岸部・計画規模 L1）

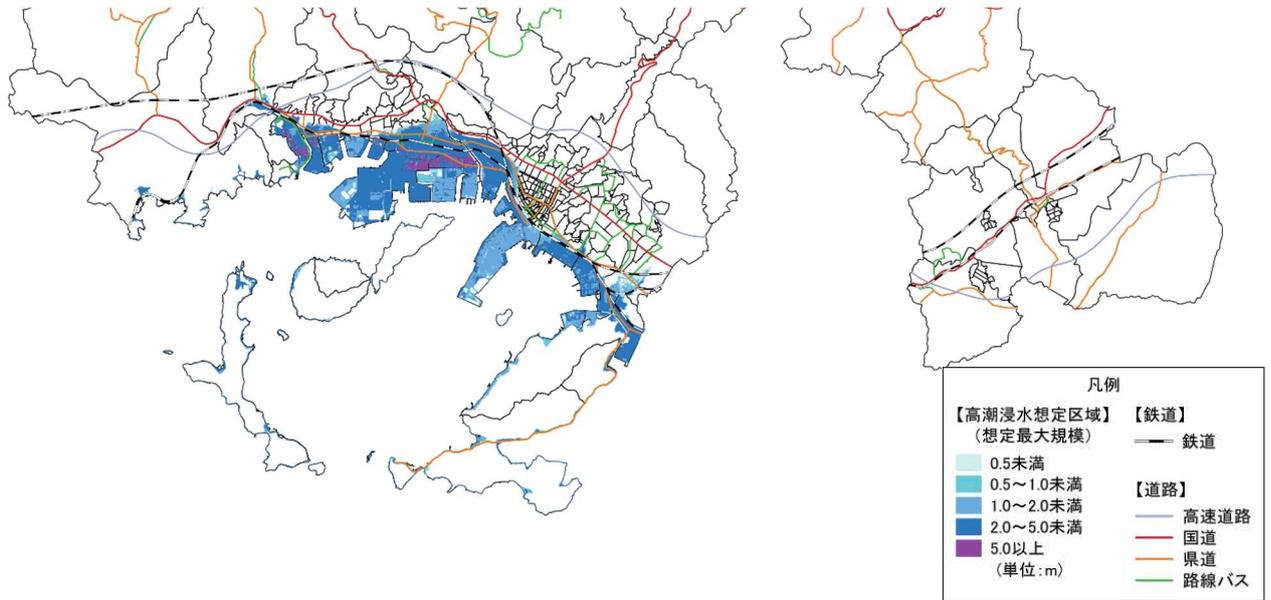


図 2-33 高潮浸水想定区域 (沿岸部・想定最大規模 L2)

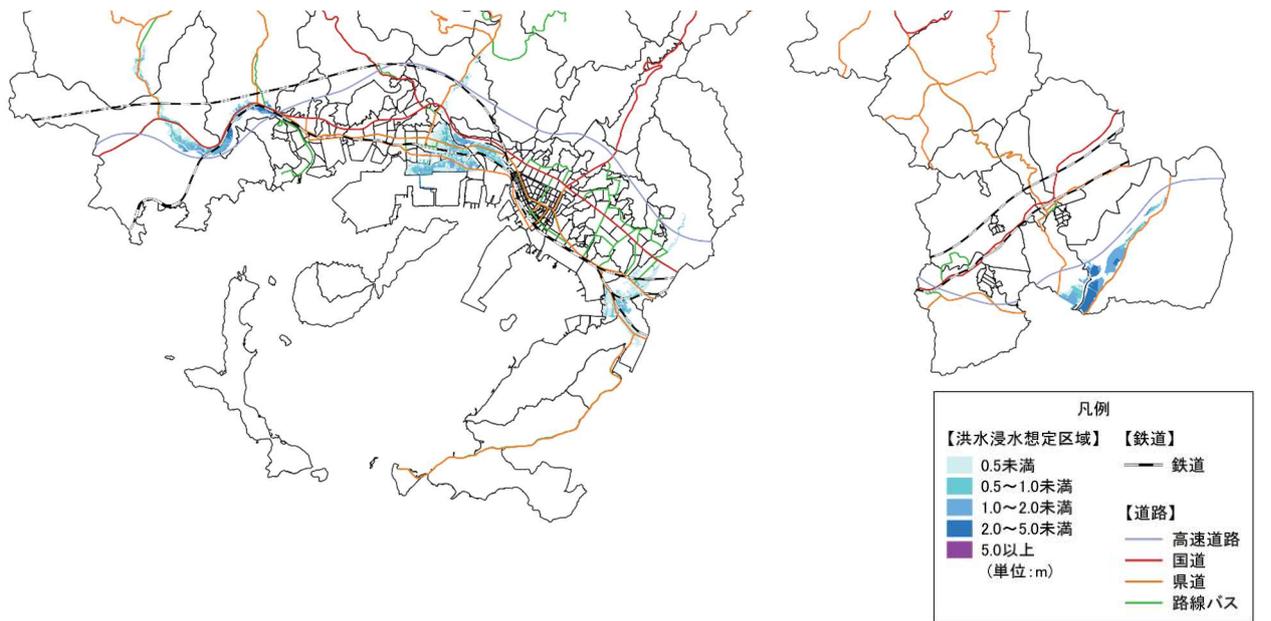


図 2-34 洪水浸水想定区域図 (沿岸部・計画規模降雨 L1)

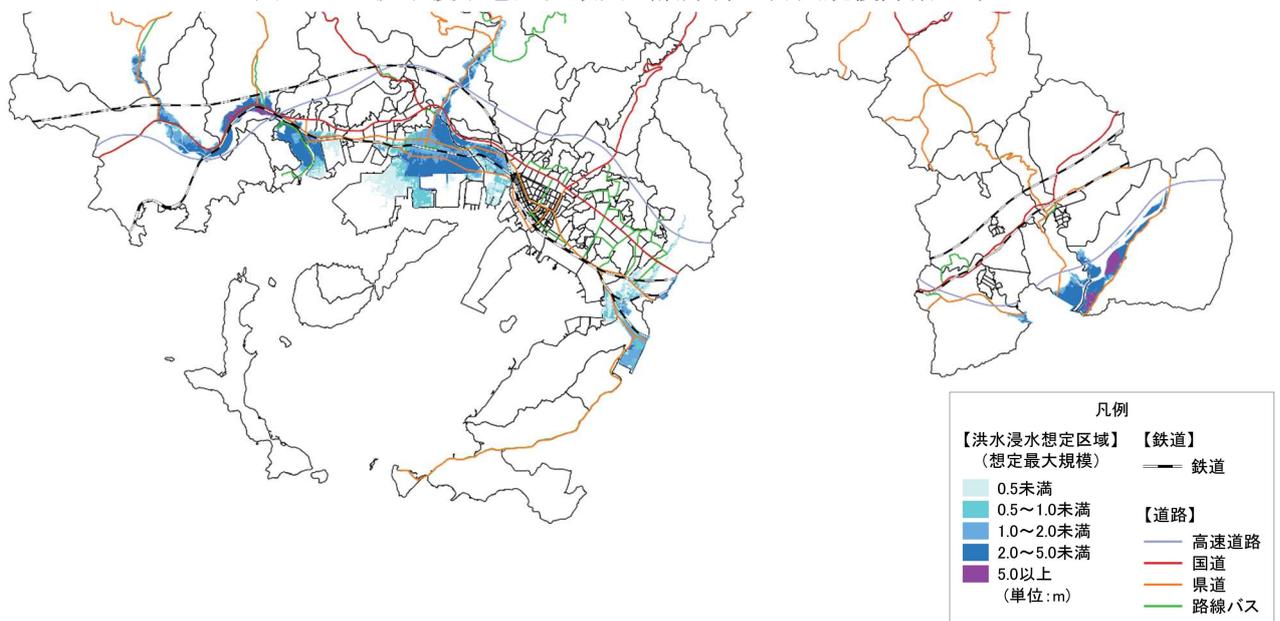


図 2-34 洪水浸水想定区域図 (沿岸部・想定最大規模降雨 L2)

3) 都市の安全性

① 災害の危険性が高い区域とD I D

自然災害の危険性が高い区域とD I Dの関係をみると、人口増加によりD I Dが郊外へ拡大したことに伴い、昭和45（1970）年から平成22年にかけて、D I Dと各種災害危険区域が重複する範囲が約1.8倍に拡大しています。

■表 2-13 災害の危険性が高い区域とD I Dの重複部分

面積(㎡)	S45	H22	H27	R2	拡大率 (H22)	拡大率 (H27)	拡大率 (R2)
DID	16,209,811	30,289,149	30,261,571	30,578,950	1.87	1.87	1.89
DID内	浸水想定区域	7,909,555	13,803,047	14,919,765	1.75	1.89	1.99
	土砂災害区域	1,494,747	2,654,292	2,672,867	1.78	1.79	1.75

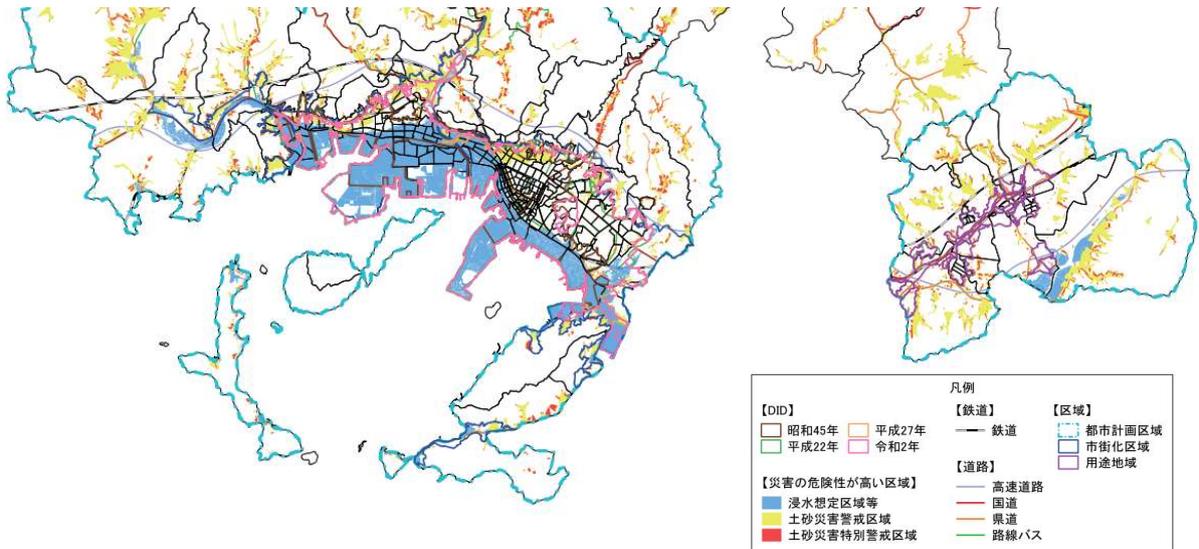


図 2-35 災害の危険性が高い区域とD I D（市街化区域と用途地域）

② 災害の危険性が高い区域と避難施設

本市の指定緊急避難場所と避難所は、市内に180箇所あります。その徒歩圏（800m）は概ね市街化区域と用途地域をカバーしていますが、一部の避難所等については、地震、津波、高潮、洪水、土砂災害等の災害の種別に応じて不適当となっています。

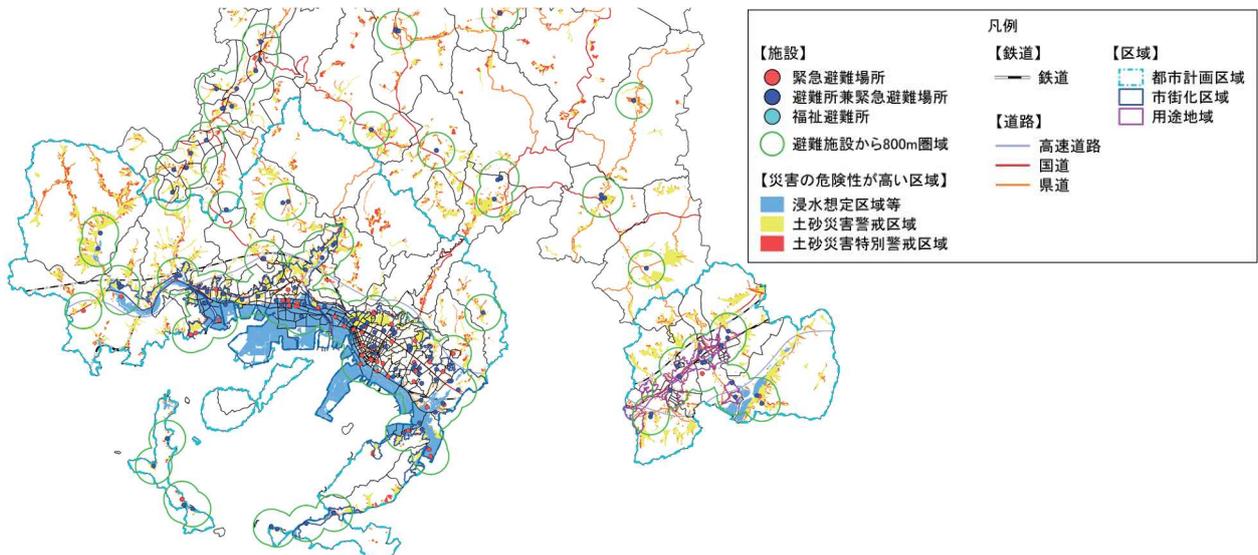


図 2-36 避難施設と災害の危険性が高い区域（図）（市街化区域と用途地域）

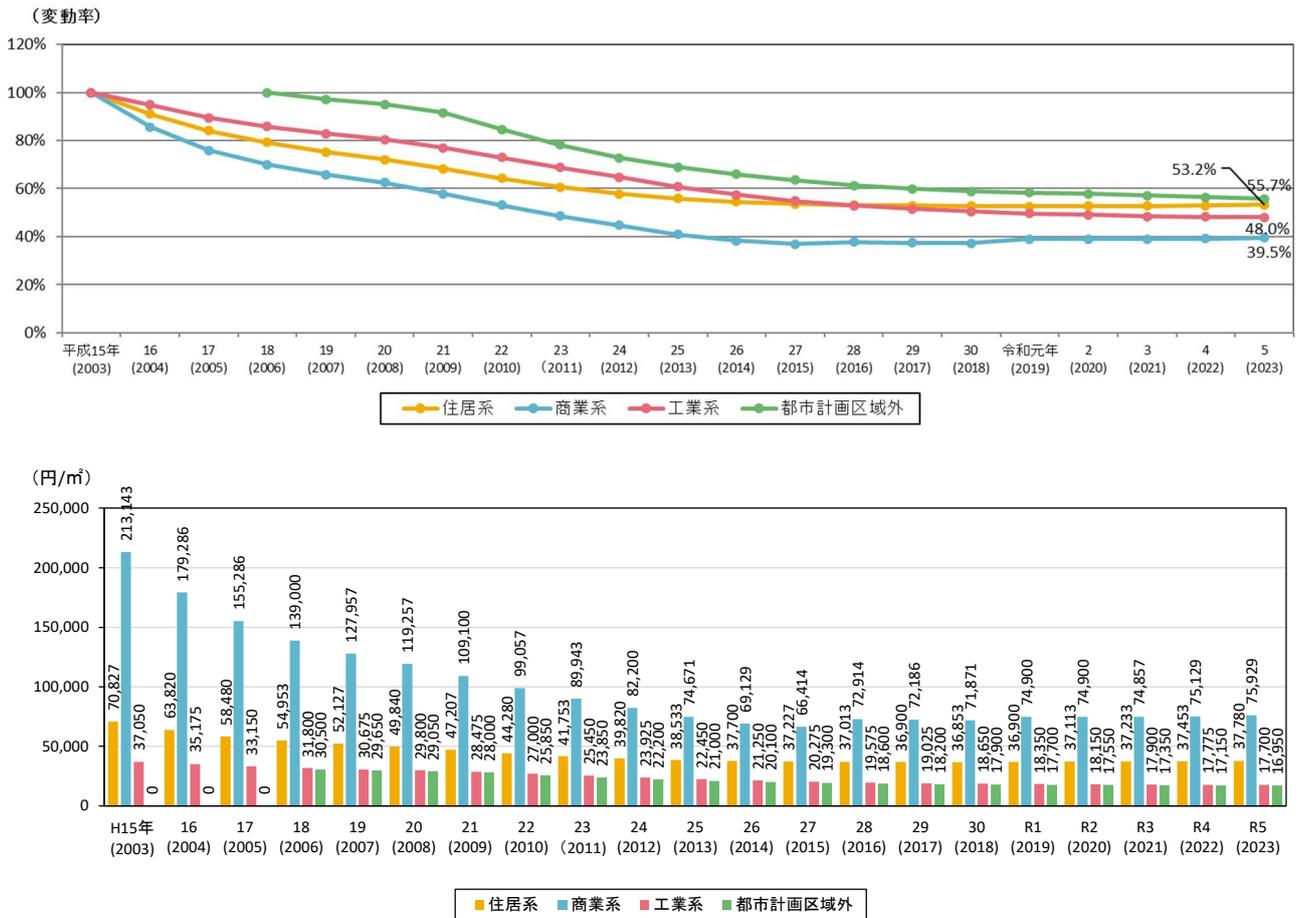
7. 地価

1) 地価の動向

地価の動向をみると、全ての用途で地価が下落していて、特に商業系用途の地価は約 10 年間で 4 割程度まで下落しています。地価は、土地の取引需要を反映していますので、その下落は都市の価値（魅力）の低下を意味しています。また、地価の下落は、土地を所有する市民の資産価値の減少という側面もあります。

■ 5 年見直し時の追記

近年の地価は、住居系、商業系で横ばい傾向にあります。



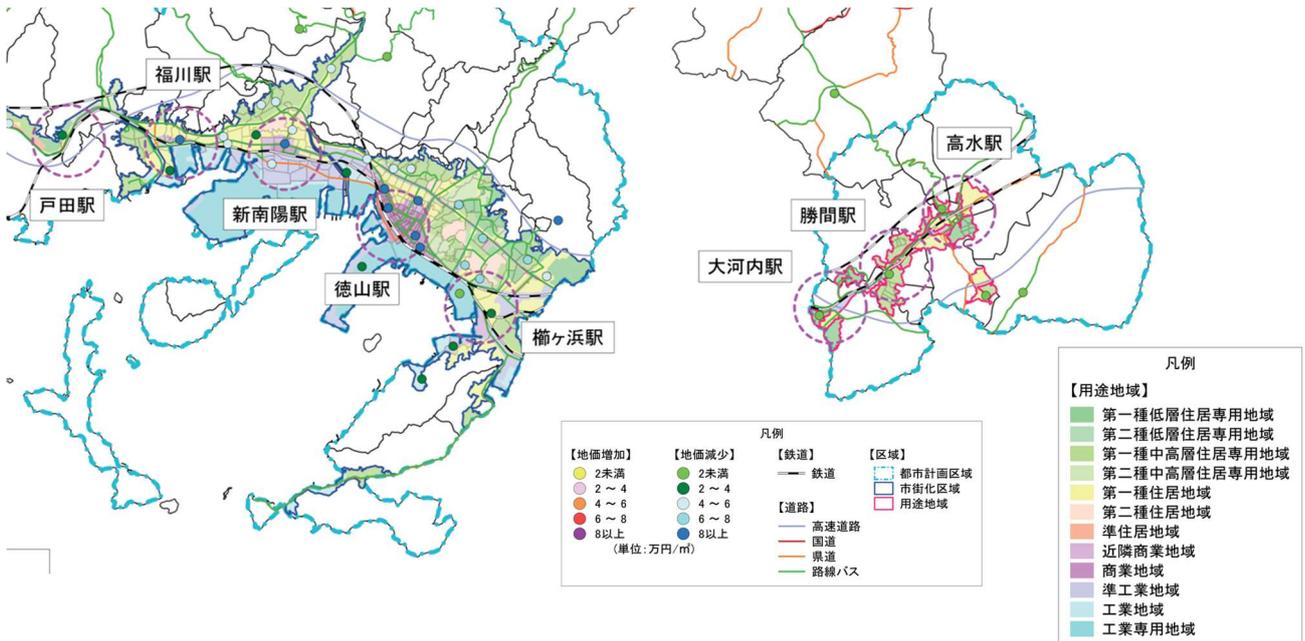
グラフ 2-24 地価変動率と地価価格の推移

資料：国土交通省「地価公示」

2) 地価の実態

地価公示と都道府県地価調査をみると、中心市街地のような都市機能が集積した利便性の高い地域が比較的高いものの、平成9年から平成28年まで、市街地全体で地価が下落しています。

(平成9年～平成28年 地価の増減)



(平成29年～令和4年 地価の増減)

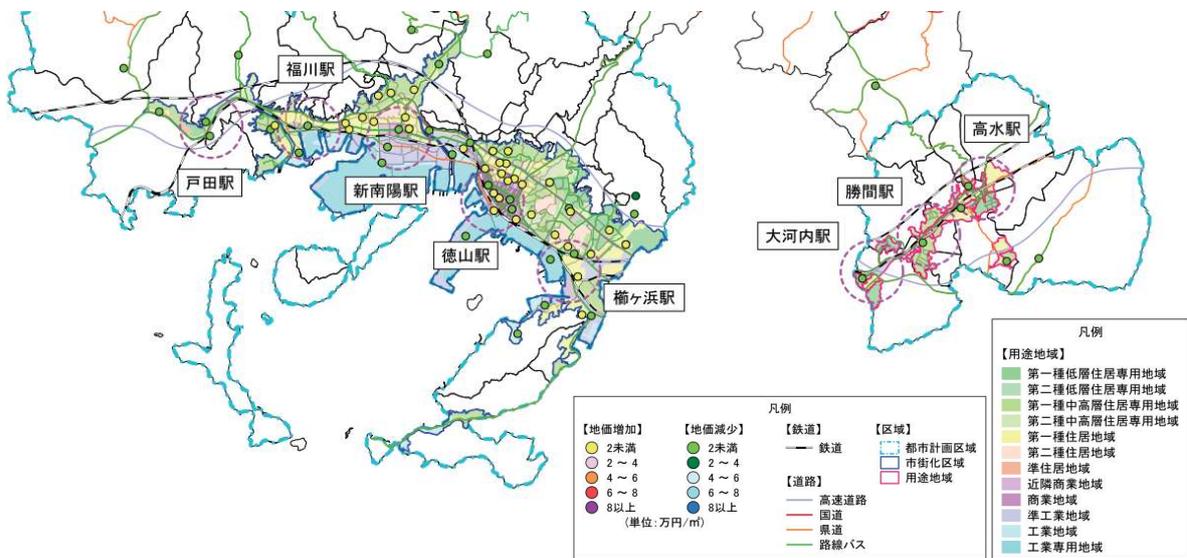


図 2-37 地価の推移 (市街化区域と用途地域)

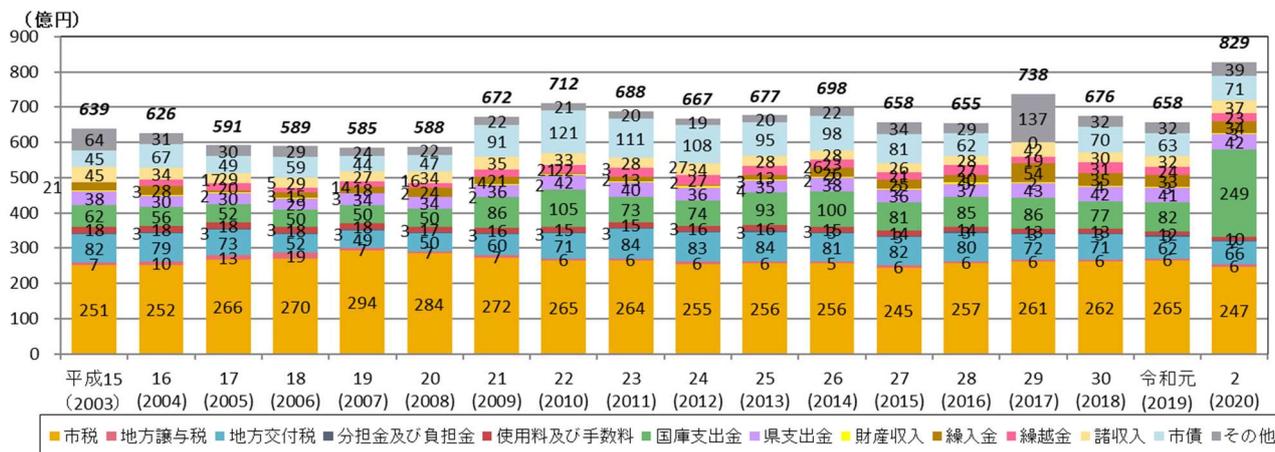
資料：国土交通省「国土数値情報 地価公示データ」
※鉄道駅から半径1kmを破線で示している

8. 財政

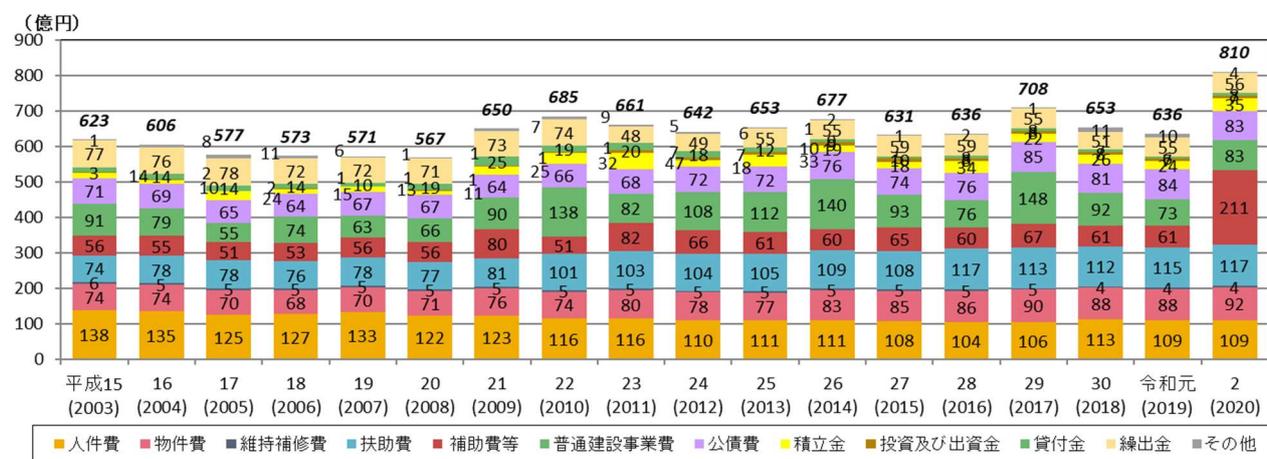
1) 財政規模

平成 15 年度から平成 20 年度までは、歳入額と歳出額ともに約 600 億円前後で推移していましたが、平成 21 年度以降は財政規模が 650 億円程度で推移しています。

歳入は、地方税収が横ばいで推移しているものの、経済対策や新市建設計画事業の影響で、その財源となる国庫支出金や市債が増加しています。歳出は、扶助費と普通建設事業費が増加しており、高齢化や合併に基づく公共事業が影響しているものと考えられます。



グラフ 2-25 歳入の推移



グラフ 2-26 歳出の推移

資料：H15～H25 実績値…山口県市町課「市町村財政概要」、H26～R2 実績値…山口県統計年鑑

2) 財政構造

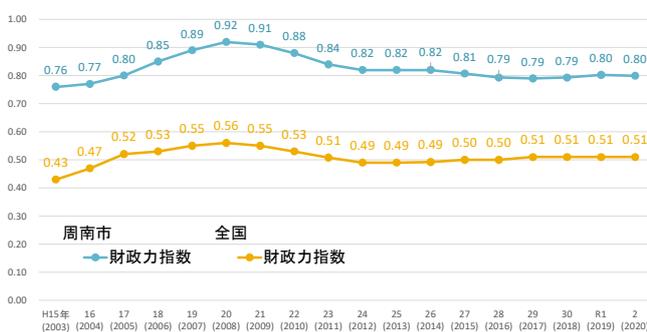
平成 15 年度以降の財政構造をみると、財政力指数は約 0.8~0.9 で推移していて、全国市平均よりも高くなっています。実質収支比率は、5%前後で推移していて、全国市平均よりも望ましい状態となっています。經常収支比率は 90%前後で推移していて、全国市平均と同程度となっています。

実質公債費比率は、平成 17 年度以降年々低下していますが、全国市平均よりも少し高めになっています。将来負担比率は、低下しているものの、全国市平均よりも高くなっています。

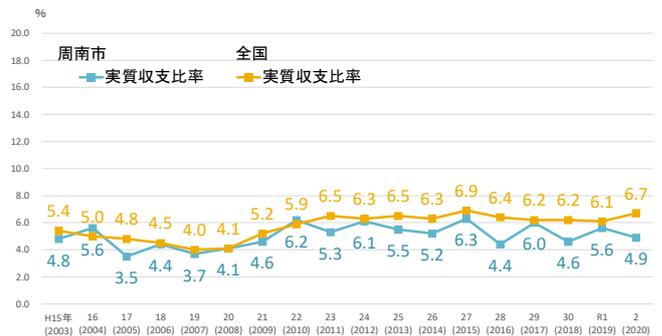
■ 5 年見直し時の追記

經常収支比率は 95%前後まで上昇しており、全国市平均より上回っています。

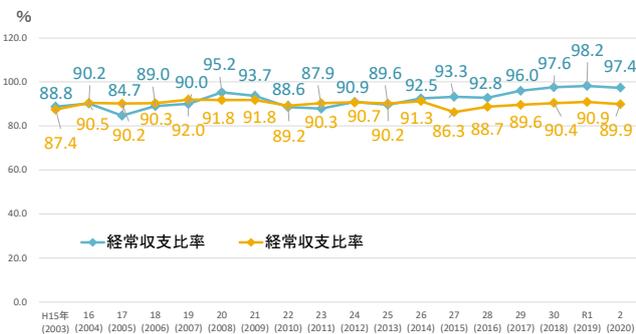
実質公債費比率は、平成 30 年度以降はやや上昇しており、全国市平均よりも高めになっています。



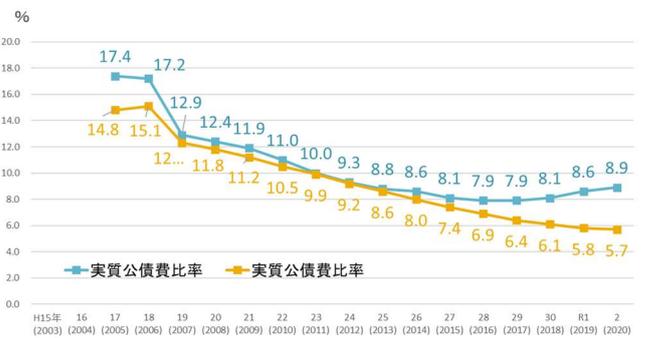
▲ 財政力指数の推移



▲ 実質収支比率の推移



▲ 經常収支比率の推移



▲ 実質公債費比率の推移



▲ 将来負担比率の推移

グラフ 2-27 財政構造の推移

資料：周南市実績値…周南市決算カード、全国実績値…総務省「地方財政統計年報」
※空欄部分は、法改正等により導入された指標のため、それ以前のデータはない

3) 公共施設の将来更新費用推計

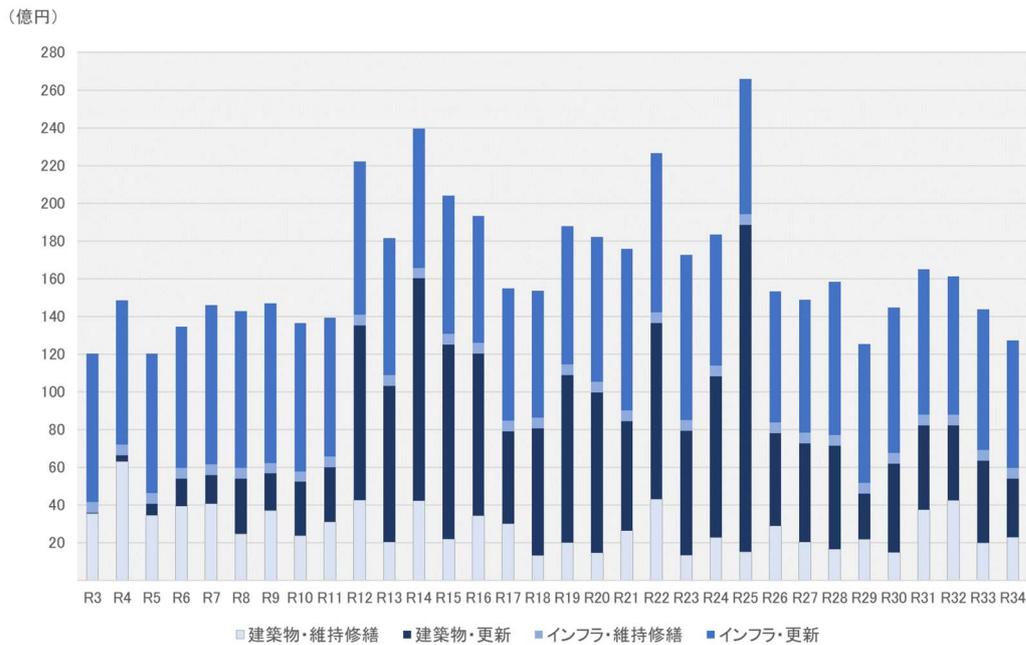
公共施設の更新費用は、今後 40 年間で、対象公共施設の更新に約 3,254 億円、インフラも含めると約 5,886 億円が必要（毎年約 147 億円の支出）と推計しています。

■ 5 年見直し時の追記

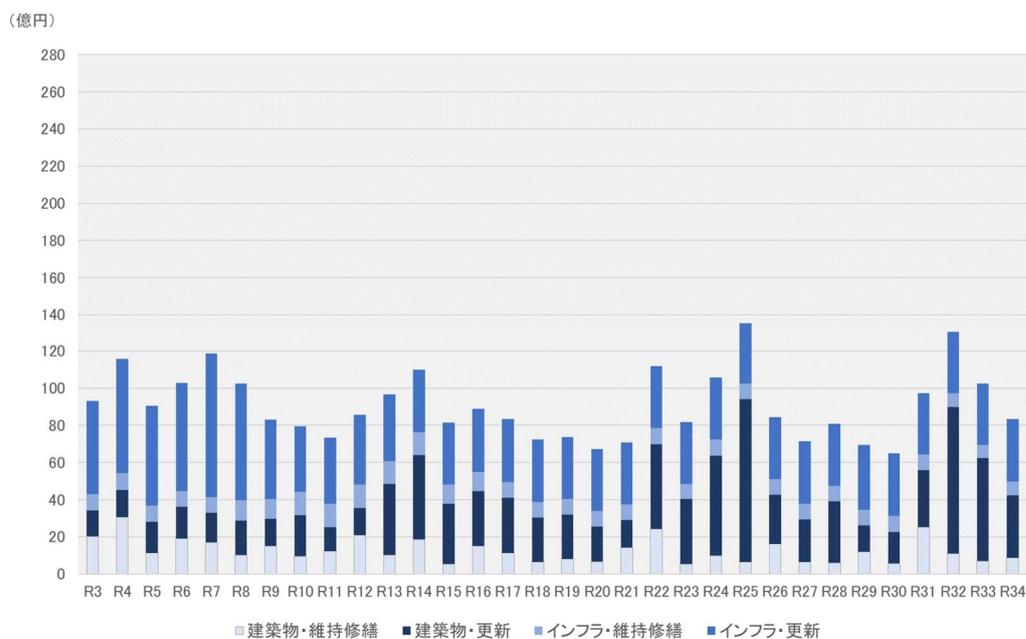
令和 4 年度時点では、耐用年数経過時に単純更新する場合は、令和 3 年度からの 10 年間で約 1,457 億円、令和 3 年度からの 32 年間で約 5,307 億円となる見込みです。

また、長寿命化対策等をした場合は、令和 3 年度からの 10 年間で約 945 億円、令和 3 年度からの 32 年間で約 2,908 億円となる見込みです。

■ 公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み（各年・単純更新した場合）



■ 公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み（各年・長寿命化対策等をした場合）



グラフ 2-28 公共施設の更新費用の推移と推計

資料：周南市「周南市公共施設再配置計画（令和 4 年 3 月改定）」

9. 市民意向把握

1) 調査概要

市民の生活実態、生活様式、ニーズ等を把握することを目的に、18歳以上の市民を対象としたアンケート調査を以下のとおり実施しました。

■表 2-14 調査概要

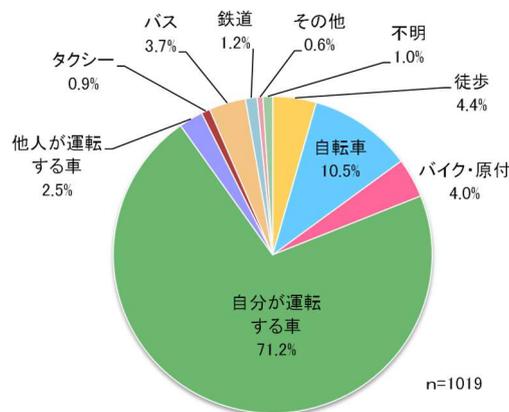
調査手段	郵便調査法（配布：郵送、回収：郵送）
調査対象者	平成28年6月1日現在で満18歳以上の住民基本台帳登録者
調査規模	3,000人
調査期間	平成28年7月11日～平成28年7月31日
配布数	3,000
回収数	1,019（回収率34.0%）

2) 調査結果

調査結果の主な内容は以下のとおりです。

① 日常生活において最も利用する交通手段

「自分が運転する車」の回答が71.2%で最も多く、次いで「自転車」と「徒歩」、「バイク・原付」、「バス」が多くなっていますが、「他人が運転する車」も含めると、圧倒的に交通手段として自動車を利用されています。



グラフ 2-29 日常生活において最も利用する交通手段

② 日常生活においてよく利用する場所

代表的な生活行動である食料品・日用品の買い物や買回り品の買い物、金融機関の利用、医療機関の利用等について、日常的に利用する場所を以下のとおり生活圏別に整理しました。



図 2-38 生活圏の分類と全体図

(I) 食料品・日用品の買い物において日常的に利用する場所

食料品・日用品の買い物は、基本的に自圏域内を利用している割合が高くなっていますが、戸田圏は新南陽圏を、熊毛圏と須々万圏は下松市を利用する割合も高くなっています。

■表 2-15 食料品・日用品の買い物において日常的に利用する場所

利用圏 居住圏	徳山	新南陽	戸田	熊毛	須々万	鹿野	下松市	光市	その他 市町村
徳山	67.9%	9.4%	0%	0.3%	0%	0%	21.0%	0.7%	0.6%
新南陽	11.5%	79.7%	1.2%	0%	0%	0%	6.3%	0.3%	1.1%
戸田	11.1%	53.6%	25.3%	0%	0%	0%	3.0%	0%	7.1%
熊毛	0%	0.7%	0%	29.1%	1.5%	0%	46.3%	19.4%	3.0%
須々万	15.5%	14.7%	0%	0%	42.2%	0.9%	25.9%	0%	0.9%
鹿野	13.8%	17.2%	0%	0%	3.4%	48.3%	17.2%	0%	0%

※いずれの表も各圏域の回答数を100として割合を算出し、25%以上を太字にして着色しています。

(II) 買回り品の買い物において日常的に利用する場所

買回り品の買い物は、徳山圏と新南陽圏を利用している割合が高くなっていますが、下松市を利用する割合も高くなっています。

■表 2-16 買回り品の買い物において日常的に利用する場所

利用圏 居住圏	徳山	新南陽	戸田	熊毛	須々万	鹿野	下松市	光市	その他 市町村
徳山	45.0%	11.7%	0%	0%	0%	0%	37.2%	0.2%	0%
新南陽	15.1%	60.3%	1.2%	0%	0.3%	0%	12.9%	0.3%	9.8%
戸田	18.4%	49.4%	5.7%	0%	0%	0%	11.5%	0%	14.9%
熊毛	15.0%	0%	0%	3.1%	1.6%	0%	59.1%	12.6%	8.7%
須々万	27.9%	17.2%	0%	0%	9.7%	0%	40.9%	0%	4.3%
鹿野	32.1%	25.0%	0%	0%	3.6%	7.1%	32.1%	0%	0%

(III) 金融機関の利用において日常的に利用する場所

金融機関の利用は、基本的に自圏域内を利用している割合が高くなっていますが、戸田圏は新南陽圏を、熊毛圏は下松市を、須々万圏は徳山圏を利用している割合も高くなっています。

■表 2-17 金融機関の利用において日常的に利用する場所

利用圏 居住圏	徳山	新南陽	戸田	熊毛	須々万	鹿野	下松市	光市	その他 市町村
徳山	91.0%	1.9%	0%	0%	0%	0%	6.0%	0.7%	0%
新南陽	21.3%	74.8%	0%	0%	0%	0%	1.3%	0%	0.8%
戸田	16.3%	55.9%	26.0%	0%	0%	0%	0%	0%	2.3%
熊毛	12.3%	0%	0%	45.0%	1.8%	0%	34.2%	7.0%	0%
須々万	26.1%	3.7%	0%	0%	50.9%	1.9%	5.6%	0.9%	0%
鹿野	11.5%	0%	0%	0%	7.7%	65.0%	15.4%	0%	0%

(IV) 総合病院の利用において日常的に利用する場所

総合病院の利用は、全ての生活圏において徳山圏の利用が最も多くなっていますが、戸田圏と鹿野圏は新南陽圏を、熊毛圏は下松市を利用する割合も高くなっています。

■表 2-18 総合病院の利用において日常的に利用する場所

利用圏 居住圏	徳山	新南陽	戸田	熊毛	須々万	鹿野	下松市	光市	その他 市町村
徳山	73.0%	0%	0%	0.9%	0%	0%	11.5%	1.8%	6.2%
新南陽	69.4%	23.0%	0%	0%	0.5%	0%	1.6%	0.5%	4.9%
戸田	53.8%	36.5%	0%	0%	0%	0%	1.9%	0%	7.7%
熊毛	58.3%	4.2%	0%	0%	0%	0%	25.0%	11.1%	1.4%
須々万	88.7%	5.7%	0%	0%	2.0%	0%	1.9%	0%	1.9%
鹿野	52.6%	47.4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

(V) 診療所の利用において日常的に利用する場所

診療所の利用は、基本的に自圏域内を利用する割合が高くなっていますが、新南陽圏と須々万圏、鹿野圏は徳山圏を、戸田圏は新南陽圏を、熊毛圏は下松市を利用する割合も高くなっています。

■表 2-19 診療所の利用において日常的に利用する場所

利用圏 居住圏	徳山	新南陽	戸田	熊毛	須々万	鹿野	下松市	光市	その他 市町村
徳山	93.1%	2.0%	0%	0%	0%	0%	3.8%	0.4%	0.6%
新南陽	25.5%	70.5%	0%	0%	0.3%	0%	1.3%	0.3%	2.0%
戸田	22.1%	44.2%	28.6%	0%	0%	0%	0%	0%	5.2%
熊毛	23.2%	1.1%	0%	40.0%	0%	0%	27.4%	8.4%	0%
須々万	40.0%	1.3%	0%	0%	42.7%	0%	12.0%	0%	4.0%
鹿野	38.1%	14.3%	0%	0%	4.8%	42.9%	0%	0%	0%

③ 利用満足度と重要度の評価

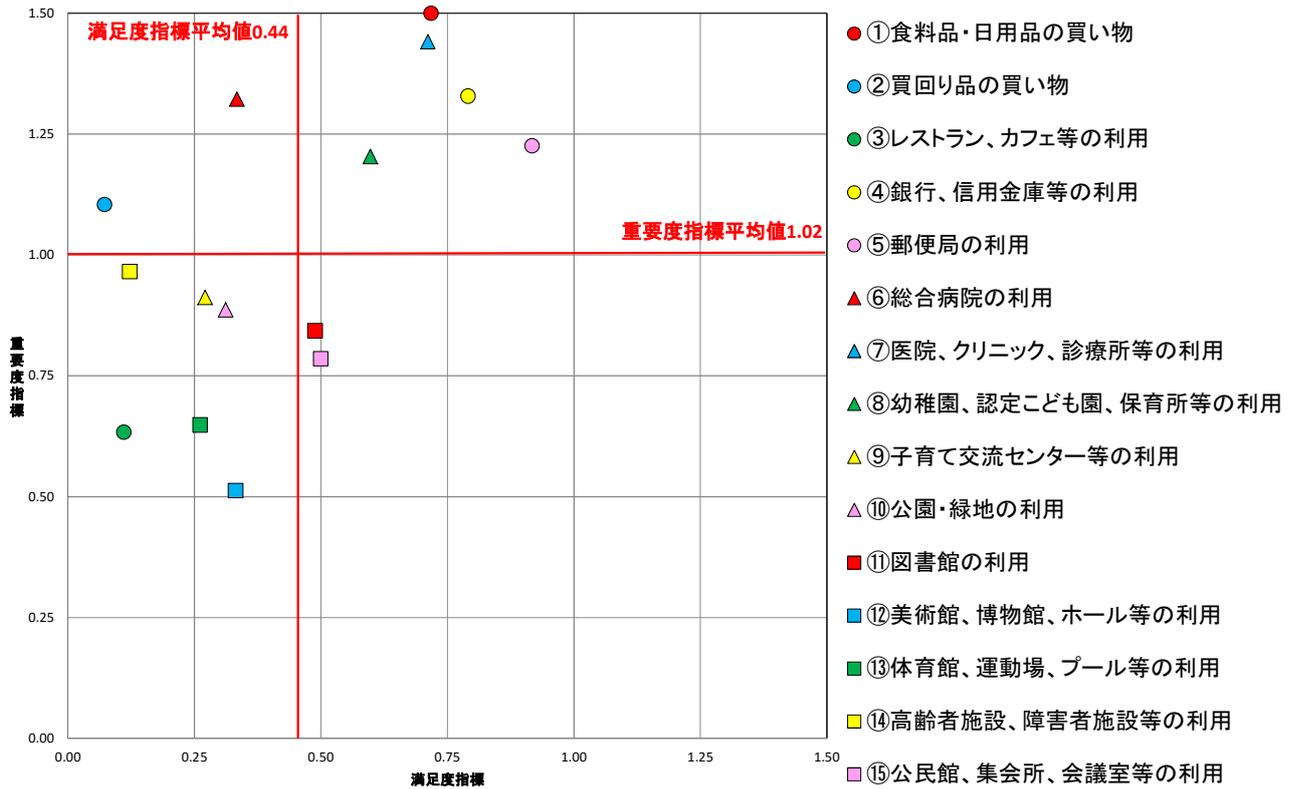
食料品・日用品の買い物、金融機関の利用、診療所の利用、幼稚園等の利用、文化施設の利用等 15 項目の主な生活行動に対する「どの程度立地や利用しやすさについて満足しているか」と「どの程度日常生活のうえで重要と考えるか」の調査結果を点数化して、下図のように相対評価を行いました。

■表 2-20 満足度と重要度の評価

選択肢		点数
満足	重要	2
まあ満足	まあ重要	1
どちらでもない	どちらでもない	0
やや不満	あまり重要ではない	-1
不満	重要ではない	-2
利用しない	利用しない	カウントしない

満足度は低いものの重要度が高い「重点改善項目」は、「買回り品の買い物」と「総合病院の利用」となっています。

満足度も重要度も比較的高い「重点維持項目」は、「食料品・日用品の買い物」、「銀行、信用金庫等の利用」、「郵便局の利用」、「医院、クリニック、診療所等の利用」、「幼稚園、認定こども園、保育所等の利用」となっています。

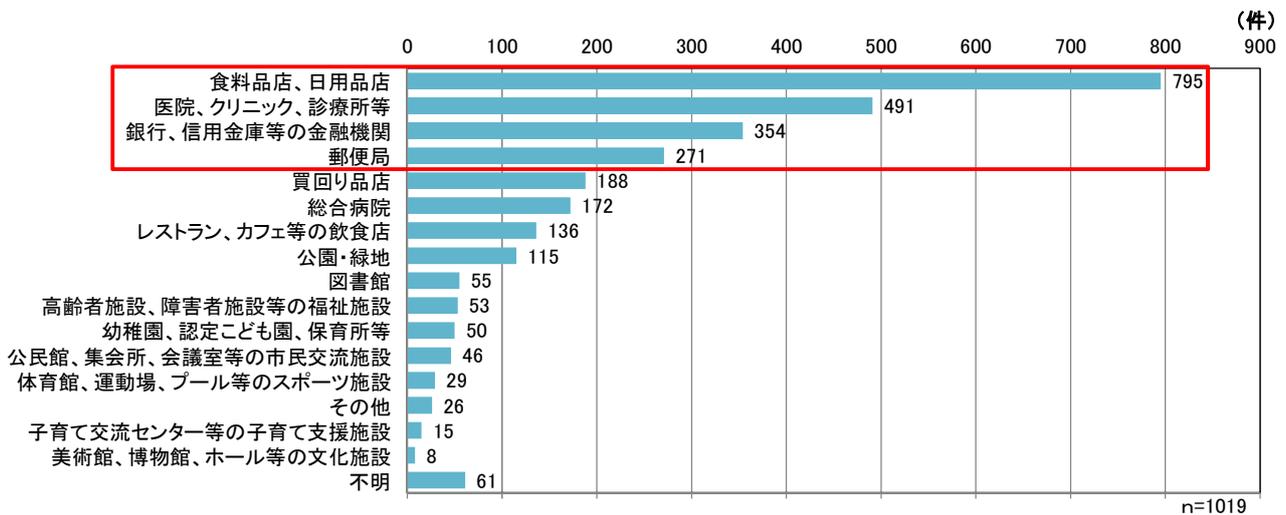


グラフ 2-30 満足度と重要度の評価

④ 今後の周南市のまちづくりについて

(I) 日常生活圏に必要な施設

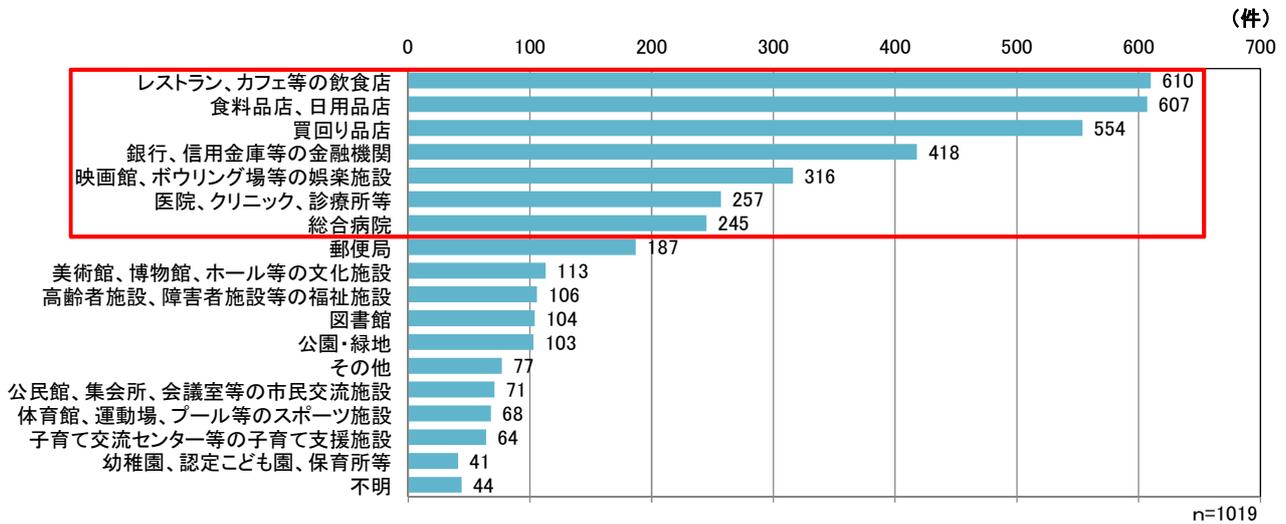
「食料品店、日用品店」が最も多く、次いで「医院、クリニック、診療所等」と「銀行、信用金庫等の金融機関」、「郵便局」が多くなっています。



グラフ 2-31 日常生活圏に必要な施設

(II) 都市の拠点に充実すべき施設

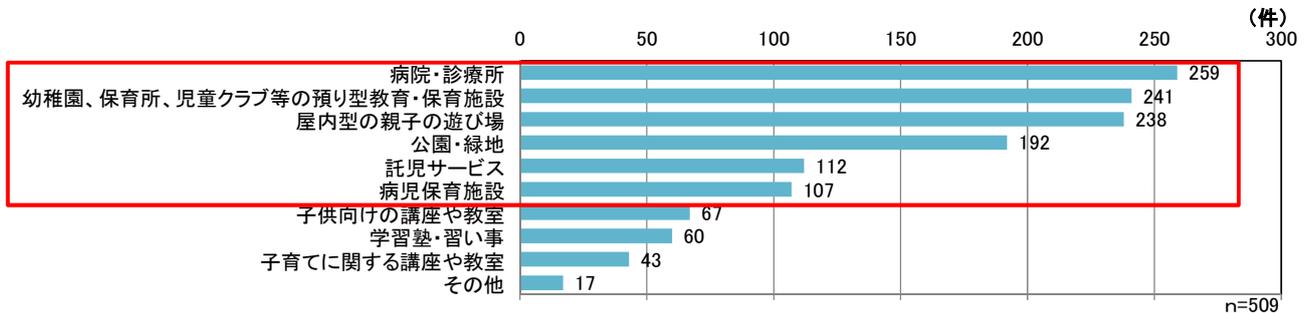
生活サービス施設が多く集まった場所である都市の拠点に充実すべきと思う施設について、「レストラン、カフェ等の飲食店」と「食料品店・日用品店」、「買回り品店」の回答が多く、次いで「銀行、信用金庫等の金融機関」と「映画館、ボウリング場等の娯楽施設」、「医院、クリニック、診療所等」、「総合病院」が多くなっています。



グラフ 2-32 都市拠点に充実すべき施設

(III) 都市の拠点に必要な子育て関係の施設やサービス

子育てに当たり都市の拠点に必要なと思う施設やサービスについて、「病院・診療所」と「幼稚園、保育所、児童クラブ等の預かり型教育・保育施設」、「屋内型の親子の遊び場」の回答が多く、次いで「公園・緑地」と「託児サービス」、「病児保育施設」が多くなっています。



グラフ 2-33 都市の拠点に必要な子育て関係の施設やサービス

(IV) 子どもと一緒に出かけたい場所

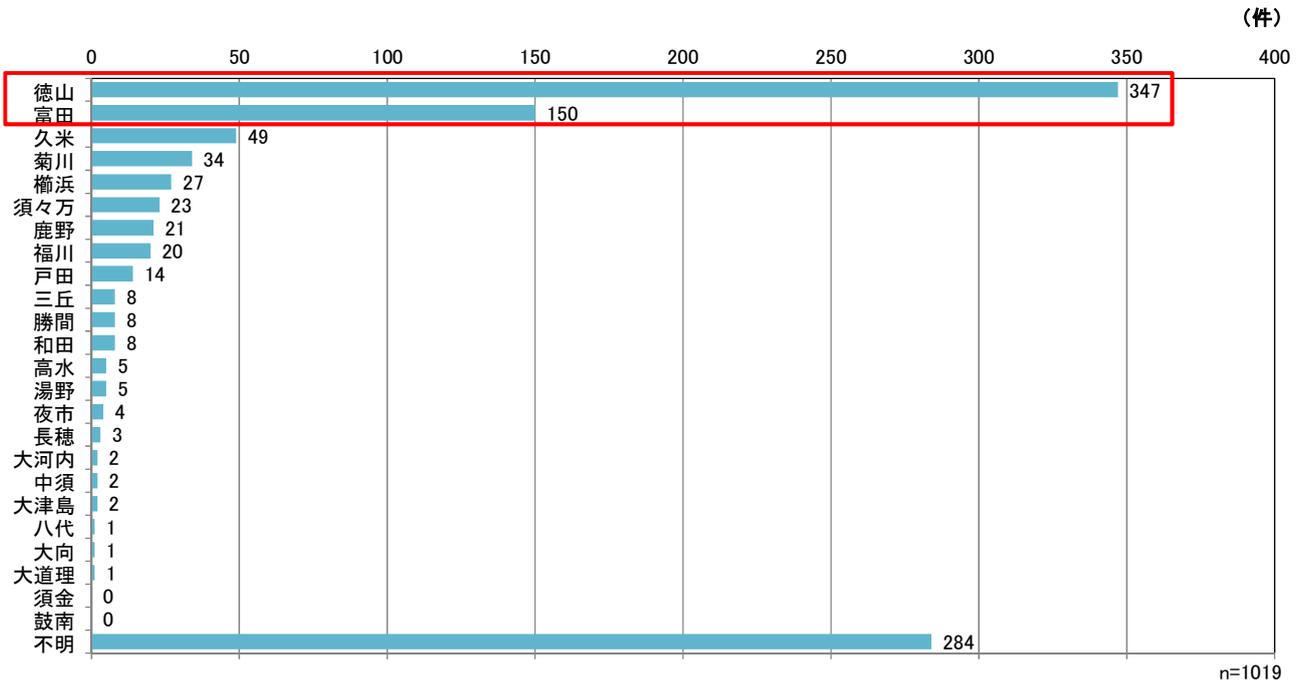
小学生までの子どもと一緒に出かけたいと思う場所について、「動物園」と「公園・緑地」の回答が多く、次いで「屋内型の親子の遊び場」と「キャンプ場等の屋外型娯楽施設」、「映画館、ボウリング場等の娯楽施設」も多くなっています。



グラフ 2-34 子どもと一緒に出かけたい場所

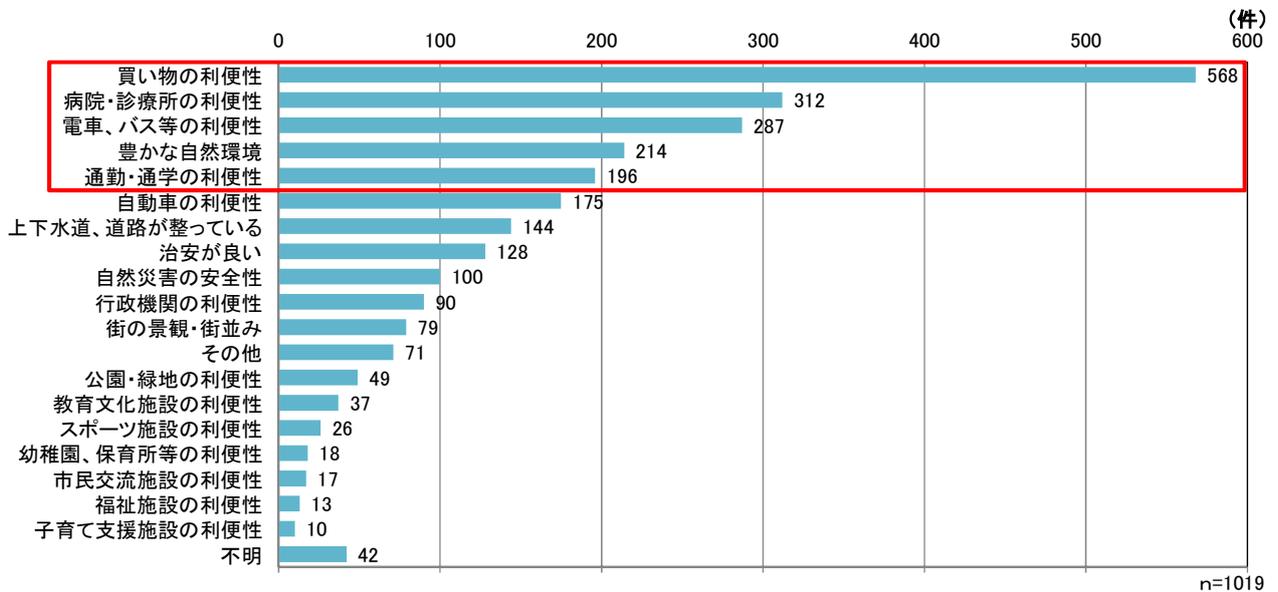
(V) 住みたい地区とその理由

市内で住みたい地区について、「徳山」の回答が最も多く、次いで「富田」の回答が多くなっています。



グラフ 2-35 住みたい地区

また、上記地区に住みたいと思う理由について、「買い物の利便性」の回答が最も多く、次いで「病院・診療所の利便性」と「電車、バス等の利便性」、「豊かな自然環境」、「通勤・通学の利便性」が多くなっています。



グラフ 2-36 住みたい理由

3) まとめ

買い物や病院の利用といった代表的な生活実態をみると、熊毛圏、須々万圏等から下松市への買物が比較的多いものの、商業、医療等の日常的生活行動の中心は徳山圏と新南陽圏となっています。

重要度と満足度から分析した市民ニーズをみると、優先的に改善してほしい項目は「買回り品の買い物」と「総合病院の利用」となっていますので、商業や医療に対する市民のニーズが高くなっています。

今後のまちづくりに関する市民ニーズをみると、日常生活圏は、食料品店や診療所といった身近で小規模な商業施設や医療機関が求められています。都市の拠点では、それらに加えて、多種多様な商業施設や金融機関、娯楽施設、医療機関が求められています。また、子育て関係については、子育てを支援する医療機関や教育・保育施設に加えて、動物園、公園、屋内型の親子の遊び場といった親子の交流の場も求められています。

住みたい地区をみると、徳山地区と富田地区が多く、商業、医療、交通等の利便性がその理由となっていますので、徳山地区と富田地区の生活利便性を維持していくことが重要です。また、豊かな自然環境といった中山間地域等への居住ニーズもあります。

3 周南市における都市構造上の課題

1. 都市構造上の問題点

人口、土地利用、都市機能、公共交通等の観点から、本市の現況と将来見通し、問題点を以下のよう整理します。

■表 2-21 都市構造上の問題点

人口	<ul style="list-style-type: none"> • 人口が減少し、1世帯当たりの人員も減少しています。 • 高齢者は増加しているものの、生産年齢人口と年少人口が減少し、少子高齢化が進行しています。 • 人口密度が低密度化して、D I D人口密度が40人/haを下回ってきています。 • 昼夜間人口比率は100%超で流入超過となっており、周南広域都市圏の中心市となっていますが、近年は拠点性が低下ってきています。 • 10代後半から20代の若い世代、特に女性の転出が多く、その世代の女性の割合が相対的に少なくなっています。 • 人口減少と少子高齢化がさらに進行します。 • 今後、市街地を中心に高齢者は増加するものの、生産年齢人口と年少人口は減少します。 • 人口減少と高齢化により、地域社会の維持が困難になっています。
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> • 臨海部の平野に人口や産業が集積しています。 • 郊外開発により、市街地が拡大しています。 • 臨海部に工場が多く立地していて、工業系用途の割合が高くなっています。 • 面的整備事業等により建物用地が広がり、市街地が拡大してきました。 • 人口減少や低未利用地が増加しているにも関わらず、依然として市街化調整区域の開発行為もあります。 • 開発許可を要しない小規模な開発行為が行われています。 • 市街地において低未利用地や空き家が増加していて、市街地が空洞化・スポンジ化しています。 • 空き家や空き地がさらに増加して、治安や都市景観の悪化が懸念されます。
経済活動	<ul style="list-style-type: none"> • 事業所数や従業者数が大きく減少しています。 • 事業所と従業者は中心市街地に集積しています。 • 小売店舗の大規模化が進む一方、小売販売額や小売事業所数は大きく減少して、商業機能が低下しています。 • 産業の衰退により、雇用機会が減少します。 • 生産年齢人口の減少により、消費が縮小しています。
都市機能	<ul style="list-style-type: none"> • 商業機能を中心に都市機能が非効率な郊外へ拡散しています。 • 医療、商業等の一部の都市機能は、利用者が市外に流出しています。 • 人口カバー率に大きな変化はないものの、生活サービス施設からの徒歩圏内に居住する利用者人口については減少しています。 • 高齢者が利用する福祉施設は、利用圏の人口が増加しています。 • 人口の減少と低密度化により、一定の人口に支えられてきた生活サービス施設

	<p>の維持が困難になるおそれがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口密度が低下することにより効率性が低下し、生産性が低下します。 人口密度が低下すると、行政コストが増加します。
交通	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少と少子高齢化に伴って、鉄道や路線バスの利用者が大幅に減少し、公共交通ネットワークの維持が困難になるおそれがあります。 乗用車等の保有台数、特に軽自動車が増加するとともに、1世帯当たりの保有台数は増加しています。 自動車の増加により、環境負荷が増大します。 自動車を運転できない高齢者、若者等の移動手段の確保が困難になってきています。 高齢者の外出機会が減り、健康な生活を維持できなくなるおそれがあります。 公共交通不便地域と公共交通空白地域がありますが、コミュニティ交通の導入などにより、公共交通空白地域は減少している傾向にあります。
災害	<ul style="list-style-type: none"> 市街地に災害危険区域が存在し、安全性が低下しています。 このまま市街地が拡大すると、さらに、災害の危険性が高い箇所に居住地が広がります。
地価	<ul style="list-style-type: none"> 地価は、市街地全体で、特に商業系用途を中心に大幅に下落していましたが、近年は横ばいで推移しています。工業系用途についてはやや下落しており、資産価値が減少するとともに、固定資産税収の減少に繋がっています。
財政	<ul style="list-style-type: none"> 高齢化により扶助費が増加しています。 財政力はあるものの、経常収支率は高く、将来負担率も増加しています。 人口減少と少子高齢化の進行により、将来的に財政規模は縮小する見込みです。 公共施設の老朽化が進み、今後、その更新費用の負担増加が見込まれています。 税収の減少により、公共施設の維持管理費用と補修費用の相対的な負担が大きくなります。 財政状況の悪化により、行政サービスが低下するおそれがあります。

〈周南市の現状と主な問題点〉

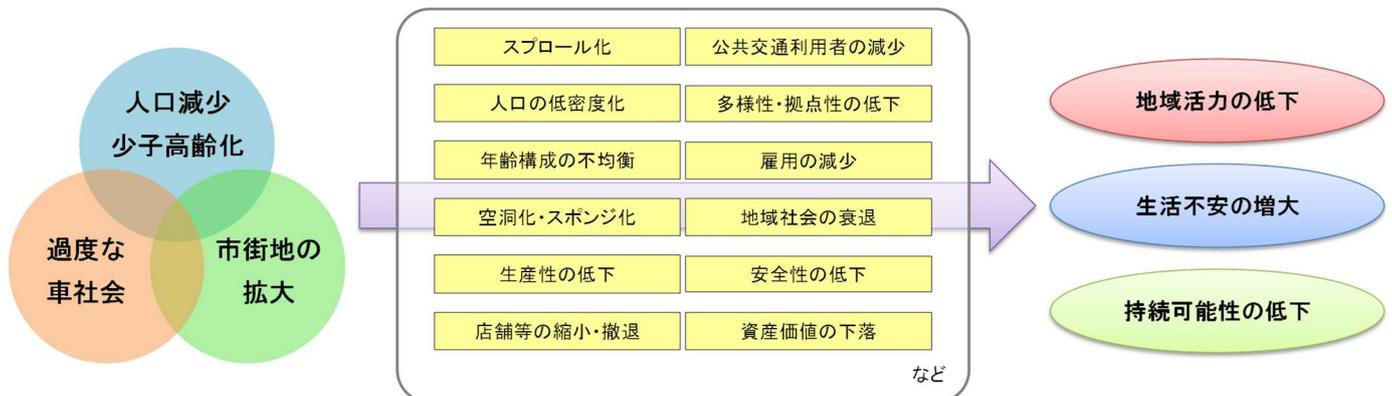


図 2-39 周南市の現状と主な問題点

2. 都市構造上の課題

① 定住や移住の促進による人口と地域社会の維持

進学や就職、結婚、退職等の生活スタイルの変化、様々な居住ニーズ等に応じて、市街地や中山間地域への定住や移住を促進し、持続可能な人口と人口構成を維持していくためには、特に若者の定住の促進に向けて、利便性が高く良好な生活環境等を整備する必要があります。

また、市街化調整区域、都市計画区域外等において地域社会を維持していくためには、地域特性を考慮したきめ細かな土地利用を図る必要があります。

② 少子化への対応

少子化が進む中で子育て世代の人口の増加、出生数の増加等を実現するためには、若者や子育て世代にとって結婚や出産、子育てをしやすい都市環境を整備するとともに、地域社会全体が結婚や妊娠、出産、子育てに対するきめ細かな支援を継続的に行う必要があります。

③ 高齢化への対応

交通弱者や買い物弱者になりやすい高齢者が健康で暮らしやすい都市を実現するためには、公共交通サービスの充実、バリアフリー化、生活利便性の向上、医療・福祉の向上等により、高齢者にとって安心して暮らせる生活環境の整備、高齢者向けサービス等の充実が必要となります。

④ 低密度な市街地の拡大抑制と人口密度の維持

生活サービスを楽しむことができる人口密度を維持するためには、低密度な市街地の拡大を抑制するとともに、住みたい場所や暮らしやすい場所となりうる充実した都市基盤を有する一定の市街地へ、市外からの転入又は市内からの転居を促進するため、行動変容を促すインセンティブのある取り組みの充実が求められます。

⑤ 安心・安全への対応

土砂災害や水害の危険性を低減するためには、より安心安全な住宅地への居住を促進するとともに、安心安全な住環境を整備していく必要があります。

また、中山間地域だけでなく市街地においても高まる空き家や空き地の増加に起因した犯罪や事故の危険性を除去するために、空き家対策、空き地の有効利用等により住環境を維持・改善する必要があります。

⑥ 生活利便性と生産性の向上

生活利便性を向上させて快適に暮らせる都市を実現するためには、空洞化して都市機能が低下した都市拠点へ医療・福祉・子育て支援・商業等の多様な生活サービス機能を維持・集約する必要があります。なお、市街地中心部では、土地の高度利用への対応が求められます。

また、生産性を向上させるためには、都市拠点等の周辺に居住を促進することにより人口密度を高めて、効率的な生活サービス等を提供できる都市構造にする必要があります。

⑦ 魅力ある拠点形成による賑わいや交流の創出

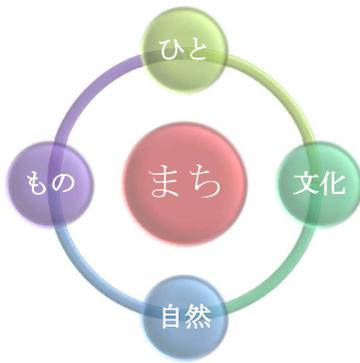
都市機能の低下により失われた都市の拠点性を強化して地域活力を向上させるためには、生活に必要な都市機能の集積と併せて、本市の特性を活かしながら都市としての魅力を向上させる必要があります。

⑧ 利用しやすい公共交通ネットワークの再構築

中山間地域等の住民にとって欠かせない移動手段として重要な鉄道やバスなどの公共交通サービスを維持するためには、コンパクトなまちづくりと一体となった、効率的で利便性の高い公共交通ネットワーク等を実現する必要があります。

⑨ 持続的な行政サービスの提供

人口減少社会においても持続的に行政サービスを提供するためには、持続可能な都市構造による行政サービスの効率化と安定した財政の実現を図る必要があります。



“まち”の改善と 適切な新陳代謝の促進

現状のまちの循環イメージ〈悪循環〉



立地適正化計画によるまちづくり循環イメージ〈好循環〉

立地適正化計画の推進



図 2-40 取り組みの方向性